

写 平成 27 年第 3 回定例会

(9 月 8 日招集)

# 町議会会議録

益城町議会

## 平成27年第3回益城町議会定例会目次

### ○9月8日（第1日）

|  |   |
|--|---|
| 出席議員   | 1 |
| 欠席議員   | 2 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名                            | 2 |
| 説明のため出席した者の職・氏名                                | 2 |
| 開会・開議  | 2 |
| ・ 諸般の報告（議席配付）                                  |   |
| 日程第1 会議録署名議員の指名について                            | 3 |
| 日程第2 会期の決定について                                 | 3 |
| 日程第3 報告第4号 平成26年度健全化判断比率の報告について                | 3 |
| 日程第4 報告第5号 平成26年度公営企業資金不足比率の報告について             | 4 |
| 日程第5 議案第47号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）             | 5 |
| 日程第6 議案第48号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）       | 5 |
| 日程第7 議案第49号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）      | 5 |
| 日程第8 議案第50号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）         | 5 |
| 日程第9 議案第51号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）        | 5 |
| 日程第10 議案第52号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）    | 5 |
| 日程第11 議案第53号 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）          | 5 |
| 日程第12 議案第54号 平成26年度益城町一般会計決算認定について             | 5 |
| 日程第13 議案第55号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について       | 5 |
| 日程第14 議案第56号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について      | 5 |
| 日程第15 議案第57号 平成26年度益城町介護保険特別会計決算認定について         | 5 |
| 日程第16 議案第58号 平成26年度益城町公共下水道特別会計決算認定について        | 5 |
| 日程第17 議案第59号 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について     | 5 |
| 日程第18 議案第60号 平成26年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について | 5 |
| 日程第19 議案第61号 益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について      | 5 |
| 日程第20 議案第62号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について         | 5 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 日程第21 議案第63号 町道の路線認定について | 5  |
| 散会                       | 23 |

### ○9月9日（第2日）

|                     |    |
|---------------------|----|
| 出席議員                | 24 |
| 欠席議員                | 24 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 24 |
| 説明のため出席した者の職・氏名     | 24 |
| 開議                  | 25 |
| 日程第1 総括質疑           | 25 |
| 散会                  | 58 |

### ○9月10日（第3日）

|                     |    |
|---------------------|----|
| 出席議員                | 59 |
| 欠席議員                | 59 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 59 |
| 説明のため出席した者の職・氏名     | 59 |
| 開議                  | 60 |
| 日程第1 一般質問           | 60 |
| 7番 吉村建文議員           | 60 |

#### 1 いじめ問題について

- (1) 7月の岩手県での中学生の自殺について、いじめが社会的問題になってきましたが、最近の我が町のいじめの実態と教育長の認識を伺いたい。
- (2) 「いじめ防止対策推進法」は自治体に「地域いじめ基本方針」をまた学校には「学校の実情に応じた基本的な方針」の策定を求めている。町の取り組み状況について伺う。
- (3) 携帯電話やメールを使ったいじめも急増している現状がある。「いじめ防止法」ではインターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進も明文化された。教育委員会の認識と対応を伺う。
- (4) こうした事件が起こるたびに、教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるよう、教員の負担軽減が問題になる。教育委員会の取り組みを伺う。
- (5) いじめ、不登校などの実態を「チーム学校」として、学

校、行政、地域が一体となって総力を挙げて子どもたちを様々なリスクから守る体制について伺う。

2 地方版総合戦略について

(1) 現在、町においても総合戦略を12月末までに作成していると思うが、現在の状況を伺う。

(2) 自治体によるオープンデータの取り組みは地方創生にもプラスに働くに違いないと思われるが、我が町の取り組み状況を伺う。

3 情報公開について

(1) 熊日新聞で情報公開の記事が掲載されていたが、2013年が45位、2014年が40位と我が町は情報公開度が県内でも低い位置を示しているが町の対応はどうなっているのか伺う。

9 番 宮崎金次議員 ..... 72

1 地籍調査のスピードアップについて

現在わが町では、計画的に地籍調査を実施しているところであるが、町全部が終わるのに時間がかかり過ぎる。地籍調査の効果と必要性からもう少し調査のスピードを上げられないのか。

以下の2点について伺う。

(1) 地籍調査の進行状況と今後の予定について。

(2) 地籍調査のスピードを上げるための方策について。

2 有害鳥獣等への対策について

わが町でも最近、猪や鹿等の出没が多発していると耳にしているが、これらの有害鳥獣に対する町の取り組みについて、以下2点伺う。

(1) 御船町、西原村、山都町の鳥獣による被害状況とその取り組み及びわが町の鳥獣対策の現状について。

(2) 今後増加すると見積られる鳥獣被害への対策を、町としてどのように考えておられるのか。

3 町有財産の等価交換について

財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例（昭和39年3月16日）の第2条で「普通財産は次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価格の差額がその高価なものの価格の6分の1を超えるときにはこの限りでない。

第1項 本町において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。

第2項 省略

本条例の解釈について、以下2点伺う。

- (1) 等価交換する物が不動産である場合に、その不動産が保有している付加価値（例えば建物等）は、等価交換の価格として考慮されるのか。
- (2) 本条例においては、等価交換される普通財産の上限が示されていない。例えば数十億円の町有財産であっても、議会の承認は必要でなく、執行部の考えで可能となるとの解釈か。

3番 富田徳弘議員 ..... 83

1 益城町畜産団地について

- (1) 平成28年6月に益城町畜産団地の貸付期間が終了するが、今後どのように考えておられるか。

6番 中川公則議員 ..... 84

1 藤崎台球場移転誘致について

- (1) 藤崎台球場の移転問題について、地理的条件の優れた本町としての取り組みについて。

2 中央公民館調理室設置について

- (1) 現在保健福祉センターで炊き出しをしているが、不便であり、災害時の避難場所の中央公民館設置する考えはないか。

3 熊本高森線のバスレーンの設置について

- (1) 県道沿いの空き地を借り上げ、朝夕の交通渋滞の緩和を図るためのバスレーン設置について。

10番 坂本 貢議員 ..... 89

1 空き家対策について

- (1) 全国的なブームになっている空き家対策条例の制定について。
- (2) 6月定例議会での同僚議員による空き家対策、質疑に対し、検討後の対策を伺う。

2 そうめん滝遊泳にまつわる地元住民への救済策について。

- (1) そうめん滝遊泳の、現在の状況について。
- (2) 地元議員として、解決策の提案。
- (3) 今後、町としてできること、町長の見解について伺いた

い。

|    |    |
|----|----|
| 散会 | 93 |
|----|----|

## ○9月11日（第4日）

|      |    |
|------|----|
| 出席議員 | 94 |
|------|----|

|      |    |
|------|----|
| 欠席議員 | 94 |
|------|----|

|                     |    |
|---------------------|----|
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 | 94 |
|---------------------|----|

|                 |    |
|-----------------|----|
| 説明のため出席した者の職・氏名 | 94 |
|-----------------|----|

|    |    |
|----|----|
| 開議 | 95 |
|----|----|

|           |    |
|-----------|----|
| 日程第1 一般質問 | 95 |
|-----------|----|

|            |    |
|------------|----|
| 2番 下田利久雄議員 | 95 |
|------------|----|

### 1 政治姿勢について

(1) 集落内開発制度の現状と今後の取り組みについて、平成20年4月より実施されている集落内開発制度の現状を伺う。

(2) 定住促進補助制度の現状と今後の取り組みについて、飯野、津森、福田地区における地域活性化政策として平成23年4月より定住促進補助金制度が実施されているが、現状を伺う。

|             |    |
|-------------|----|
| 12番 坂田みはる議員 | 97 |
|-------------|----|

### 1 児童、生徒の安心安全への対策について

(1) いじめの現状は悪化していないか伺う。

(2) 夏休み期間に危険な事態にまきこまれたとの報告等はないか伺う。

(3) 自転車を移動手段に使う子ども達も多いと思うが、各家庭において、自転車保険の加入状況等の調査アンケートは取っておられるのか伺う。また、自転車保険加入の必要性についてどう考えられるか。

### 2 スポーツ、文化面様々な場面で活躍し全国大会へ出場される方々に対する町からの助成金について伺う。

(1) 助成の対象とされる全国大会とはどのような種目であるか。

(2) 出場の経緯が基準となっている現状と聞いているが、今後の見直しの考えはあるのか伺う。

|           |     |
|-----------|-----|
| 8番 野田祐士議員 | 108 |
|-----------|-----|

### 1 木山交差点北西部民有地に於ける補償問題について

- (1) 木山交差点は、県道熊本高森線と県道益城菊陽線とが交差すると承知している。交差点の計画や用地交渉及び工事については、誰が行うべきと考えているのか。
- (2) 熊本県（振興局及び本庁）との協議についてどのように進めているのか？  
進捗状況と内容を詳細に伺う。
- (3) 「将来に渡り不可能になる」と言われたがその根拠は何か。
- (4) 6月議会 7月臨時議会において、補償費900万円と言う無謀な議案を提出した事により、交差点計画に携わってきた先人達の努力を踏みにじり、町民を欺き、近隣住民の願いを裏切るような、計画そのものに影響を齎すことに対してどう責任をはたすのか。
- (5) 「解決のために知恵を出し合わないのか」と言う意見がある。  
町長は何故、地元町民や関係各所及び議会に対して、何の説明や相談もなく、無謀な交渉を進めたのか。
- (6) 2回に渉る議会の議決をどう考えているのか。
- (7) 町長は、木山交差点改良についての議案を提出したことがあるか？  
あれば、議案内容と何時かを伺う。
- (8) 議会において、木山交差点の改良そのものに反対している町議会議員がいるか？ もし、いれば教えて頂きたい。
- (9) 補償費900万円の詳細について伺う。

4番 松本昭一議員 ..... 118

1 野球場の誘致について

- (1) 藤崎台県営野球場に変わる新球場を誘致する考えはないか。

2 益城ソーラー発電所について

- (1) 建設工事に対する町の考えを問う。

5番 榮 正敏議員 ..... 123

1 県道高森線の、下町から上町までの歩道建設工事計画の有無について伺いたい。

- (1) 朝晩のラッシュ時に、子どもたちが通学するのに、体の直近を大型車が通過しているが、非常に危険極まりない。このような状況を踏まえて町としてどう考えているのか。

- 2 防災計画の詳細について伺いたい。
  - (1) 非常用食料の備蓄計画は？
  - (2) 上水道井戸の非常用電源の確保は？
  - (3) 台風などの予告できる災害に対する事前警鐘方法は？
  - (4) 下水道マンホールポンプの電源確保及び緊急時の人員対策は？
- 3 若者世代への更なる子育て支援対策は  
今後行政としての姿勢を伺いたい。
  - (1) 就学前の子どもや親に対する支援は従来のままでいいのか？
  - (2) 小中学児童あるいは高校生を持つ家庭に対しての支援対策は？
  - (3) 若者夫婦の益城定着、あるいは少子化対策につながる様な新たな施策はあるのか？

散会 ..... 136

## ○9月16日（第5日）

|   |     |
|---|-----|
| 出席議員 .....                                    | 137 |
| 欠席議員 .....                                    | 137 |
| 職務のため出席した事務局職員の職・氏名 .....                     | 137 |
| 説明のため出席した者の職・氏名 .....                         | 137 |
| 開議 .....                                      | 138 |
| 日程第1 常任委員長報告 .....                            | 138 |
| 日程第2 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について .....      | 149 |
| 日程第3 議員提出第5号 益城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について ..... | 150 |
| 日程第4 議員派遣の件 .....                             | 151 |
| 日程第5 閉会中の継続調査の件 .....                         | 151 |
| 閉会 .....                                      | 151 |

## 平成27年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年9月8日午前10時00分招集
2. 平成27年9月8日午前10時00分開会
3. 平成27年9月8日午前11時57分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 報告第4号 平成26年度健全化判断比率の報告について
  - 日程第4 報告第5号 平成26年度公営企業資金不足比率の報告について
  - 日程第5 議案第47号 平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）
  - 日程第6 議案第48号 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第7 議案第49号 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第8 議案第50号 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）
  - 日程第9 議案第51号 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第10 議案第52号 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
  - 日程第11 議案第53号 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）
  - 日程第12 議案第54号 平成26年度益城町一般会計決算認定について
  - 日程第13 議案第55号 平成26年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について
  - 日程第14 議案第56号 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について
  - 日程第15 議案第57号 平成26年度益城町介護保険特別会計決算認定について
  - 日程第16 議案第58号 平成26年度益城町公共下水道特別会計決算認定について
  - 日程第17 議案第59号 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について
  - 日程第18 議案第60号 平成26年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について
  - 日程第19 議案第61号 益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第20 議案第62号 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 日程第21 議案第63号 町道の路線認定について

---

### 7. 出席議員（18名）

- |          |           |            |
|----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君 | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君 | 5番 榮正敏君   | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君 | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |

13番 石田 秀敏 君    14番 中村 健二 君    15番 竹上 公也 君  
16番 渡辺 誠男 君    17番 荒牧 昭博 君    18番 稲田 忠則 君

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長      吉崎 博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

|             |         |           |          |
|-------------|---------|-----------|----------|
| 町長          | 西村 博則 君 | 教育長       | 森永 好誠 君  |
| 会計管理者       | 福島 幸二 君 | 総務課長      | 森田 茂 君   |
| 総務課審議員      | 河内 正明 君 | 秘書広報課長    | 堀部 博之 君  |
| 企画財政課長      | 藤岡 卓雄 君 | 企画財政課審議員  | 中桐 智昭 君  |
| 税務課長        | 緒方 潔 君  | 住民生活課長    | 森部 博美 君  |
| 子ども課長       | 花田 博文 君 | 健康づくり推進課長 | 安田 弘人 君  |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口 博文 君 | いきいき長寿課長  | 後藤 奈保子 君 |
| 福祉課長        | 坂本 祐二 君 | 農政課長      | 森本 光博 君  |
| 建設課長        | 坂本 忠一 君 | 都市計画課長    | 杉浦 信正 君  |
| 下水道課長       | 富田 正秀 君 | 学校教育課長    | 田中 秀一 君  |
| 生涯学習課長      | 高森 修自 君 | 水道課長      | 西村 秀幸 君  |
| 代表監査委員      | 濱田 義紀 君 |           |          |

---

開会・開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さんおはようございます。

会議に入ります前に、先般、町内の一部に配布された町議会議員個人による広報紙について、一部誤解を招く表現があったとして、作成、配布した本人から訂正をしたいとの申し出があっておりますので、これを許します。

6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） おはようございます。6番中川でございます。

先般の私の後援会便りを「議会だより」と印刷しました点について、今後は「後援会便り」に訂正させていただきます。申しわけありませんでした。終わります。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） おはようございます。11番寺本です。

8月、配布いたしましたB4の両面のタイプのチラシでございます。この文章は、内容等に関しましては一切問題ありませんでしたけれども、ただ1点、今、同僚議員が申しましたように、ここに「町議会だより」と書いておりました。今後はこういうことのないように一生懸命頑張っ

ていきたいと思っております。今、同僚議員から申されましたように、「町議会だより」、本当に議員の皆様方には何らかの形で御迷惑をおかけいたしました。今後は、十分注意しながら議員活動をやりたいと思っております。申しわけございませんでした。

○議長（稲田忠則君） では、ただいまより会議に入ります。

平成27年第3回益城町議会定例会が召集されましたところ、議員の皆さん方には大変お忙しい中に御出席いただきましてありがとうございます。

議員定数18名、出席議員18名であります。

これより、平成27年第3回益城町議会定例会を開会いたしたいと思えます。

まず、閉会中における諸般の報告をいたします。内容については議席に配付のとおりです。

それでは日程に従い、会議を進めます。

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（稲田忠則君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第111条の規定により、4番松本昭一議員、12番坂田みはる議員を指名いたします。

---

#### 日程第2 会期の決定について

○議長（稲田忠則君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの9日間としたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は9日間とすることに決定しました。

なお、日程について申し上げます。本日は、本定例会に提案されました議案の説明、決算審査の報告を行います。あす9日は総括質疑、10日、11日は一般質問、12、13日は休会、14日は各常任委員会、15日は各常任委員会現地視察、16日は常任委員長報告、質疑、討論、採決、その他ということで参りたいと思えます。

---

#### 日程第3 報告第4号 平成26年度健全化判断比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第3、報告第4号「平成26年度健全化判断比率の報告について」を議題といたします。報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。平成27年第3回益城町議会定例会開会に当たり、一言、御挨拶を申し上げて、提案理由の説明をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、各地域の問題解決、町民の皆様方の安心安全確保などに日夜努力をいただいていることに関しまして、厚く御礼申し上げます。また、傍聴席には、早朝か

ら傍聴においでいただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、台風15号が最悪のルートをたどり、8月25日に熊本に上陸し、益城町においても、農産物などにたくさんの被害が出ており、心からお見舞いを申し上げます。農産物につきましては、被害状況につきましては、野菜、キュウリ、スイカ、それとクリ、柿の果樹、ガーベラなどの花卉、大豆の豆類、トウモロコシなどの飼料作物などが被害を受けて、農作物の被害額合計が103.6ヘクタール、4,359万2,000円の被害が出ております。それと、施設関係におきましては、ビニールハウスが、203棟が破損、倒壊をしております、施設の被害合計が2,600万円になっております。

また、前日から益城町公民館、保健福祉センターに自主避難所を設置し、前日から数名の方が避難をされました。今回は、平成3年の大型台風上陸の教訓を生かし、全ての水道施設に発電機を設置し、停電による断水が発生しませんでした。今後も、町民の皆様の安心安全、生命を守るために全力で取り組んでまいります。

また、8月22日の益城町みんなの夏祭りには5万人以上の方が訪れ、大盛況でした。大きな事故もなく、無事開催できたのも、議員の皆様を初め多くの関係者の皆様のおかげであると感謝を申し上げます。

さて、今回提案しております案件は、報告が2件、予算関係が7件、決算関係7件、条例など3件、合計19件となっております。それでは、早速御説明を申し上げます。

最初に、報告第4号、平成26年度健全化判断比率について御説明いたします。

健全化判断比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、議会への報告等が義務化されています。よって今回報告するものです。健全化判断比率は1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の四つの判断比率があり、益城町の平成26年度決算における健全化判断比率はごらんのとおりで、早期健全化基準を大きく下回っている状況にあります。また監査委員からも、全ての項目において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないと審査意見書をいただいております。以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 報告第4号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第4号「平成26年度健全化判断比率の報告について」を終わります。

---

#### 日程第4 報告第5号 平成26年度公営企業資金不足比率の報告について

○議長（稲田忠則君） 日程第4、報告第5号「平成26年度公営企業資金不足比率の報告について」を議題といたします。報告を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） 報告第5号、平成26年度公営企業資金不足比率について御説明いたします。

資金不足比率の報告等は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によ

り、議会への報告等が義務化されています。よって報告第4号と同様、今回報告するものでございます。

公営企業に該当する1、水道事業会計、2、公共下水道特別会計、3、農業集落排水事業特別会計の三つの会計があり、いずれも資金不足比率なしとなっており、健全な経営の状態にあります。また監査委員からも報告第4号と同様、全ての会計において良好な状態にあり、特に指摘すべき事項はないとの審査意見書をいただいています。以上、報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 報告第5号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

報告第5号「平成26年度公営企業資金不足比率の報告について」を終わります。

- 
- |       |        |                                   |
|-------|--------|-----------------------------------|
| 日程第5  | 議案第47号 | 平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）            |
| 日程第6  | 議案第48号 | 平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）      |
| 日程第7  | 議案第49号 | 平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）     |
| 日程第8  | 議案第50号 | 平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）        |
| 日程第9  | 議案第51号 | 平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）       |
| 日程第10 | 議案第52号 | 平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）    |
| 日程第11 | 議案第53号 | 平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）          |
| 日程第12 | 議案第54号 | 平成26年度益城町一般会計決算認定について             |
| 日程第13 | 議案第55号 | 平成26年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について       |
| 日程第14 | 議案第56号 | 平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について      |
| 日程第15 | 議案第57号 | 平成26年度益城町介護保険特別会計決算認定について         |
| 日程第16 | 議案第58号 | 平成26年度益城町公共下水道特別会計決算認定について        |
| 日程第17 | 議案第59号 | 平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について     |
| 日程第18 | 議案第60号 | 平成26年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について |
| 日程第19 | 議案第61号 | 益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について      |
| 日程第20 | 議案第62号 | 益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について         |
| 日程第21 | 議案第63号 | 町道の路線認定について                       |

○議長（稲田忠則君） お諮りいたします。日程第5、議案第47号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第21、議案第63号「町道の路線認定について」までの17議案を一括議題としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、日程第5、議案第47号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から、日程第21、議案第63号「町道の路線認定について」までの17議案を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、議案第47号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）から、議案第63号、町道の路線認定についてまでの17議案について御説明申し上げます。

まず、補正予算関係ですが、議案第47号、一般会計補正予算（第3号）は、歳入歳出それぞれ9,855万3,000円増額しまして、歳入歳出総額107億8,599万6,000円とするものです。

歳入の主なものは、普通交付税の決定により4億1,513万8,000円、繰越金の確定により4,289万3,000円、諸収入で介護保険特別会計繰入金の前年度精算返還金等2,140万9,000円を増額するとともに、基金繰入金を4億3,000万円減額しています。

歳出の主なものは、社会保障・税番号制度に伴うネットワーク構築費及び機器購入費970万円、地方創生に係る重点プロジェクト、交流人口拡大ビジョン策定等業務委託料550万円、待機児童解消のため11月開所を予定している地域型保育事業給付費1,641万円、土地区画整理事業に伴う桜木交差点予備設計業務委託料142万円などを計上しています。

また特別会計関係の補正につきましては、議案第48号、国民健康保険特別会計補正予算では1,463万8,000円の増額補正、議案第49号、後期高齢者医療特別会計補正予算では997万6,000円の増額補正、議案第50号、介護保険特別会計補正予算では2,959万9,000円の減額補正、議案第51号、公共下水道特別会計補正予算では7,149万6,000円の減額補正、議案第52号、農業集落排水事業特別会計補正予算では175万7,000円の減額補正を行っております。

さらには、議案第53号、水道事業会計補正予算では資本的収入の補正で、平成26年度に櫛島・田原地区の下水道工事に伴う配水管布設替工事の補償費の確定による公共下水道特別会計からの補助金で、443万4,000円を増額補正するものです。

なお、各会計の補正予算の内容につきましては、企画財政課長に説明をさせますので、よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。議案第47号から議案第53号までの補正予算7議案について、私のほうから御説明申し上げます。

まず議案第47号、平成27年度益城町一般会計補正予算書（第3号）でございます。1ページをお開きください。

平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ9,855万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ107億8,599万6,000円とすると定めております。

6ページをお開きください。歳入でございます。まず、11款1項1目地方特例交付金につきましては、交付金額の確定による増額の補正となっております。

次の12款1項1目地方交付税につきましても、普通交付税決定による増額の補正でございます。

次、14款分担金及び負担金2項負担金の3目農林水産業費負担金、島田地区揚水ポンプ改修事業受益者負担金は、揚水ポンプ改修に伴う事業費の1割分を受益者負担金として計上するもので

ございます。

次に、16款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 1 節の社会福祉費負担金の自立支援医療費国庫負担金及び障害児施設給付費国庫負担金は、それぞれ医療費及び給付費の2分の1を計上するものでございます。次の老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金及び3節の児童福祉費負担金の地域型保育事業給付費国庫負担金は、それぞれ保険料軽減額及び事業費の2分の1を計上するものでございます。

次に、16款国庫支出金 2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金の個人番号カード事務費補助金は、10月から個人番号の通知カードが交付されることに伴う事務費補助金として計上するものでございます。次の2目民生費国庫補助金の家庭的保育者等研修事業補助金は、事業費の2分の1を計上するものでございます。次の5目農林水産業費国庫補助金の環境保全型農業直接支払交付金は、事業費の2分の1を、農業競争力強化基盤整備事業費補助金は、島田地区揚水ポンプ場改修事業に伴う事業費の55%を計上するものでございます。

次に、16款国庫支出金 3 項国庫委託金 2 目民生費委託金の基礎年金事務費交付金は、国民年金システム改修等に伴う交付金として計上するものでございます。

次に、8ページでございます。17款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 1 節の社会福祉費負担金の自立支援医療費県費負担金及び障害児施設給付費の県負担金は、それぞれ医療費及び給付費の4分の1を計上するものでございます。次の2節老人福祉費負担金の低所得者保険料軽減負担金及び第3節の児童福祉費負担金の地域型保育施設給付費県費負担金は、それぞれ保険料軽減額及び事業費の4分の1を計上するものでございます。

次に、17款県支出金 2 項県補助金 2 目民生費県補助金 2 節の老人福祉費補助金の低所得者対策事業費補助金は、事業費の4分の3を計上するものでございます。次の5目農林水産業費県補助金の農業農村整備推進交付金事業補助金は、島田地区揚水ポンプ改修事業に伴う事業費の15%を、次の環境保全型農業直接支払交付金は、事業費の4分の1を計上するものでございます。

次に、18款財産収入 1 項財産運用収入 2 目利子及び配当金でございます。熊本空港ビルディング株式会社配当金は、確定による計上でございます。

次の20款繰入金 2 項基金繰入金 1 目基金繰入金でございますが、歳入歳出額の調整によります減額の補正を行うものでございます。理由としましては、地方交付税、繰越金等が決定したことによるものでございます。

次に、21款の繰越金は、26年度から27年度への繰越金の決定によります増額の補正を行うものでございます。

次に、10ページでございます。22款の諸収入 5 項雑入 5 目雑入でございます。説明欄の一番上の国保出産育児一時金返還金から、一番下から2番目でございます。介護保険特別会計包括的支援・任意事業返還金までは、平成26年度一般会計から国保特別会計、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計への繰出金の精算返還金を計上するものでございます。説明欄の最後の6次産業化ネットワーク活動交付金の返還金は、対象企業からの返還金ですが、そのまま歳出に計上し、県に返還するものでございます。

11ページからが歳出となっております。まず、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の契約管理システム改修業務委託料は、予定価格調書の内容変更に伴うためのものがございます。次の2目財産管理費の備品購入費は、役場庁舎用AEDの耐用年数経過に伴う買いかえでございます。次の3目電子計算機運用費の13節委託料及び18節備品購入費は、社会保障・税番号制導入に伴うネットワーク構築及びそれに伴う機器購入費でございます。次の4目企画費の13節委託料は、地方創生関連の上乗せ交付金事業で、近代女子教育と四賢婦人を関連づけた事業の基礎計画策定費等でございます。

次に、2款総務費3項の1目戸籍住民台帳費の1節報酬から次のページの3節職員手当、9節旅費及び18節備品購入費は、社会保障・税番号制導入に伴うもので、1節は個人番号カード交付事務に伴う非常勤職員2名の5カ月分、3節は職員の時間外勤務手当、9節は社会保障・税番号制導入に伴う送付先情報格納媒体を東京の地方公共団体情報システム機構に持参する必要があるためのものがございます。18節はカードの裏書き専用プリンターの器具購入費でございます。

次に、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費3節の職員手当は、高齢者支援及び介護保険関係の時間外勤務手当でございます。次の20節の扶助費の自立支援医療費は、医療費の増によるものがございます。次の障害児施設給付費は、放課後等デイサービス対象者増加のためでございます。次の23節償還金利息及び割引料は、平成26年度の臨時福祉給付金の事業費確定に伴う返還金でございます。次に、3目国民年金事務費1節の報酬は、職員産休に伴う代替非常勤職員分でございます。13節委託料は、法改正に伴う国民年金システム改修委託料でございます。次に、4目老人福祉費28節繰出金は、介護保険特別会計事務費繰出金及び低所得者保険料軽減費負担金繰出金ともに、介護保険特別会計へ繰り出すものがございます。

次に、3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の7節賃金は、子ども・子育て支援新制度に伴う保育所等入所事務補助1名、6カ月分でございます。また、13節委託料の家庭的保育者等研修事業委託料は、近隣5市町で合同実施する研修の益城町分でございます。広安西小学童施設設計委託料は、放課後児童クラブの増設に伴うものがございます。19節の地域型保育事業給付費は、11月に事業開始予定の小規模保育事業5カ月分でございます。

次に、14ページの3目児童福祉施設費1節報酬の非常勤保育士報酬及び非常勤用務員報酬は、ともに第2保育所の特別支援を要する園児受け入れに伴う保育士補充及び正職員傷病に伴う給食用務員補充によるものがございます。

次に、4款衛生費1項保健衛生費6目老人保健事務費の前年度国庫負担金等返還金は、平成26年度老人保健交付金返還金等でございます。

次に、6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の6次産業化ネットワーク活動交付金の返還金は、10ページの歳入で説明した分でございます。5目農地費の15節の島田地区揚水ポンプ改修工事は、歳入で説明した分ですが、負担割合は、国55%、県15%、受益者10%、町20%となっております。また、19節の農業農村整備計画調査費負担金は、益城町、御船町、甲佐町の3町で実施する県営事業負担金で、負担割合は、県75%、町25%となっており、町25%分の3分の1、益城町分を計上しております。環境保全型農業直接支払交付金も、7ページ、8ページの歳入で

説明した分でございますが、負担割合は、国50%、県25%、町25%となっております。11目の農業集落排水事業費28節繰出金は、農業集落排水事業特別会計の繰出金の決定によりまして、繰出金の減額補正を行うものでございます。

次の8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費及び2目の道路新設改良費は、いずれも財源の組み替えでございます。

次の8款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費の28節繰出金は、公共下水道特別会計の水道事業会計の補償費及び消費税等の増額により、繰出金の増額補正を行うものでございます。

次の16ページ、8款土木費4項都市計画費5目公園費の12節の権利関係調査供託手数料及び17節の公園用地購入費は、潮井自然公園用地代事業拒否に伴う司法書士手数料及び用地代の供託分でございます。6目の土地区画整理費の13節委託料は、土地区画整理事業に伴う道路交通管理者との協議による道路改良計画の予備設計業務委託料でございます。

次の8款土木費5項住宅費1目住宅管理費の修繕料は、入居者退所に伴う修繕費等でございます。

次に、10款教育費1項教育総務費3目語学指導費の1節報酬及び12節役務費は、外国青年語学指導、ALTの住民税の増加に伴う報酬及び社会保険料の補正でございます。

次の10款教育費3項中学校費及び6項社会教育費は、財源の組み替えでございます。7項の保健体育費及び2目体育施設費の18節は、総合体育館のトレーニングルーム用ランニングマシン故障による買いかえでございます。

次の18ページ、12款公債費は、財源の組み替えでございます。

14款の予備費は、歳入歳出の調整額としての計上でございます。以上で議案第47号を終わります。

続きまして、議案第48号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

1ページをお開きください。平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,463万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ48億545万9,000円とすると定めております。

6ページをお開きください。歳入でございます。5款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費等負担金でございます。これは一般被保険者分療養費の増額に伴う医療費給付分の補正でございます。同じく5款2項の国庫補助金2目財政調整交付金でございます。これも同じく一般被保険者分の療養費の増額に伴う普通調整交付金の増額補正でございます。

7款前期高齢者交付金1項前期高齢者交付金1目でございます。これも、前期高齢者に対する交付金の確定による減額補正でございます。

8款県支出金2項1目の財政調整交付金でございます。これも国庫支出金と同じ理由による一般被保険者分療養費の増額に伴う県支出金の普通調整交付金の補正でございます。2目のその他県補助金、これは保険税システム改修分の県補助金の補正でございます。

10款共同事業交付金 1 項共同事業交付金 2 目保険財政共同安定化事業交付金でございます。こちらにも一般被保険者分の療養費の増額に伴う増額補正でございます。

13款繰入金 2 項 1 目の基金繰入金でございますが、こちらは国保財政調整基金からの基金繰り入れでございます。

14款繰越金でございます。これは平成26年度からの繰越額確定による補正でございます。

次、8 ページが歳出でございます。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。13節委託料、これは国保税システム改修委託料ですが、国保広域化に伴うシステム改修費でございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 3 目一般被保険者療養費でございます。19節の負担金補助及び交付金でございます。一般被保険者分の療養費不足分での補正となっております。

3 款後期高齢者支援金等でございます。1 項後期高齢者支援金等 1 目後期高齢者支援金でございます。19節、こちらにも後期高齢者支援金の確定による減額補正でございます。

4 款前期高齢者納付金等 1 項前期高齢者納付金等 1 目前期高齢者納付金でございます。こちら、19節負担金補助及び交付金ですが、前期高齢者納付金の確定による減額補正でございます。

6 款介護給付金 1 項介護給付金 1 目介護給付金です。19節です。こちらにも介護給付金確定による減額補正でございます。

7 款共同事業拠出金 1 項共同事業拠出金 4 目保険財政共同安定化事業拠出金でございます。こちらにも一般被保険者分療養費の増額による補正でございます。

次、10 ページでございます。11 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目償還金でございます。23 款の償還金利子及び割引料、説明欄に書いてあります、全てが平成26年度の額の確定による返還金でございます。

12 款の予備費は歳入歳入の調整額としての計上でございます。以上で議案第48号を終わります。続きまして、議案第49号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページをお願いいたします。平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ997万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,827万円とすると定めております。

歳入でございます。6 ページをお開きください。5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金でございます。こちらは平成26年度から平成27年度への繰越金の確定により増額補正でございます。

歳出でございます。下の7 ページでございます。4 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 3 目の償還金でございます。こちらにも平成26年度の一般会計からの繰入金の精算返還額の計上となっております。

10 款予備費は歳入歳出の調整額でございます。以上で議案第49号の説明を終わります。

続きまして、議案第50号、平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算書（第2号）でございます。

1 ページをお開きください。平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第1条でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,959万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億9,606万6,000円とすると定めております。

歳入でございます。6 ページをお開きください。4 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目介護給付費負担金でございます。これは、平成26年度の介護給付費国庫負担金の追加交付金の計上でございます。

次の4款2項の国庫補助金でございます。4目の国庫補助金は法改正に伴う平成27年度介護保険システム改修の国庫補助金でございます。6項の低所得者保険料軽減強化費補助金は、一般会計国庫負担金へ移すための項目削除となっております。補正前と補正額が同額の項目削除のためでございます。

6 款県支出金 1 項県負担金 1 目介護給付費負担金でございます。平成26年度介護給付費の県負担金の追加交付分でございます。

次のページの6 款県支出金 3 項県補助金 4 項の低所得者保険料軽減強化費補助金も、一般会計へ移すための項目削除となっております。

10 款繰入金 1 項一般会計繰入金 4 目その他一般会計繰入金でございます。2 節は平成27年度介護保険事業補助金繰入金等でございます。3 節は、前の部分と合わせての科目の訂正のための減額補正でございます。6 款 3 項 4 目で説明しました金額との調整でございます。次の5目低所得者保険料軽減費繰入金でございます。低所得者保険料軽減費負担金繰入金でございますが、財源は国が2分の1、県が4分の1、町が4分の1でございます。そのうちの国・県の4分の3を一般会計で繰り入れているものでございます。

11 款の繰越金でございます。1 項繰越金 1 目繰越金は、平成26年度から平成27年への繰越金の決定による補正でございます。

歳出でございます。8 ページです。1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費でございます。13 節委託料、介護保険システム改修委託料でございますが、法改正に伴う平成27年度介護保険システム改修分でございます。

それから、9 款の諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 2 目の償還金は、説明の欄、全て平成26年度の額の確定による返還金の計上でございます。

10 款の予備費 1 項予備費は、歳入歳出の調整額として計上させていただいております。以上で議案第50号の説明を終わります。

続きまして、議案第51号、平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第1号）でございます。

1 ページをお開きください。平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7,149万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ12億6,724万3,000円とすると定めております。それから、第2条がございます。第2条、地方債の補正は、第2表地方債補正によるのでござい

す。

4 ページをお開きください。第2表の地方債補正でございます。起債の目的は、公共下水道事業でございます。これは、補助金の減に伴い、限度額を5,090万円を減額して、2億1,520万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

次、7ページでございます。歳入でございます。2款分担金及び負担金1項負担金でございます。1目も負担金でございますが、受益者負担金現年度分としましては、安永地区56区分でございます。

3款国庫支出金1項国庫補助金1目下水道費国庫補助金でございますが、これは、補助金の減額部分を計上させていただいています。

5款の繰入金でございます。1項1目の一般会計繰入金でございます。これは、一般会計からの繰入金の増額でございます。

次のページの6款繰越金でございます。こちら、26年度から27年度への繰越金の決定による補正でございます。

8款町債でございますが、第2表の地方債の補正で説明したとおりでございます。

9ページが歳出でございます。1款事業費1項公共下水道費の1目公共下水道費でございます。2節、3節、4節、6節につきましては、職員の異動分でございますが、6月補正がなかったことから、今回の補正になっているものでございます。8節の報償費でございますが、歳入で申しました安永地区56区分の報奨金でございます。13節の委託料につきましては、入札残による減額補正でございます。14節の使用料及び賃借料は、老朽化したことによる新規コピー機のリース料となっております。

次のページの15節の工事請負費でございます。これは、補助金減額等に伴う減額補正でございます。22節の補償補填及び賠償金でございますが、これは、26年度分の上水道補償金でございます。27節の公課費は消費税分でございます。次に、2目施設費の11節需用費でございますが、これは、浮上気泡装置等の修繕代でございます。14節の使用料及び賃借料でございますが、管理棟周辺の生コン打設時の機械借上料、16節も同様、生コン打設時の材料費でございます。

3款予備費は、歳入歳出の調整額でございます。以上で議案第51号の説明を終わります。

続きまして、議案第52号、益城町農業集落排水事業特別会計補正予算書（第1号）でございます。

1 ページをお開きください。平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ175万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ8,447万5,000円とすると定めております。

6 ページでございます。歳入でございます。5款繰入金1項1目一般会計繰入金でございますが、一般会計繰入金の減額の補正でございます。

6款繰越金につきましては、平成26年度から27年度への繰越金の決定による補正でございます。

7 ページが歳出でございます。1款事業費1項農業集落排水事業費1目農業集落排水事業費の

27節公課費は、消費税の中間申告分でございます。2目の施設費2節、3節、4節、6節につきましては、職員異動分でございますが、6月に補正がなかったための今回の計上となっております。14節の使用料及び賃借料は、調整地除草時の借り上げ代でございます。

次の3款予備費につきましては、歳入歳出の調整額として計上させていただいております。以上で議案第52号の説明を終わります。

最後に、議案第53号でございます。平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1ページでございます。総則の第1条、平成27年度益城町水道事業会計補正予算は、次に定めるところによる。資本的収入の補正でございます。収入のほうで443万4,000円の増額補正の計上でございます。

3ページをお開きください。資本的収入の明細書でございます。

収入です。31款益城町水道事業資本的収入6項補助金1目補助金1節他会計補助金、補正額443万4,000円。これは平成26年度の櫛島・田原地区の下水道工事に伴います排水管布設替工事の補償額が確定したことによります。公共下水道特別会計から補助金を受け入れるものでございます。そのための補正予算の計上となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩します。

11時5分から再開します。

---

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

西村町長。

○町長（西村博則君） それでは、続きまして、議案第54号、平成26年度益城町一般会計決算認定についてから、議案第63号、町道の路線認定についてまでを御説明いたします。

それでは、議案第54号について。まず、平成26年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の1ページをお願いします。議案第54号、平成26年度益城町一般会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度益城町一般会計決算について認定を求める。平成27年9月8日提出、益城町長西村博則。

2ページをお願いいたします。益城町一般会計歳入歳出決算書の歳入歳出について、御説明をいたします。

まず、歳入でございますが、歳入につきましては、2ページから7ページにかけて記載をしてあるとおりでございます。

7ページの歳入の合計、収入済額は110億2,287万6,485円となっております。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較ということで、一番下のほうに金額を記載してございますので、御参照ください。

8ページをごらんください。8ページから11ページまでが歳出となっています。内容につきましては、ここに記載しているとおりでございます。

10ページの歳出の合計、支出済額は106億3,619万3,505円、以下、予算現額、翌年度繰越額、不用額、予算現額と支出済額との比較ということで、合計金額を列記しております。

12ページをお願いいたします。歳入歳出差引残額は3億8,668万2,980円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思えます。

次に、94ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額110億2,287万7,000円、歳出総額106億3,619万4,000円、歳入歳出差引額3億8,668万3,000円、繰越明許費繰越額4,378万9,000円、実質収支額3億4,289万4,000円となっております。以上でございます。

続きまして、議案第55号について御説明申し上げます。119ページをお願いします。議案第55号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度益城町国民健康保険特別会計決算について認定を求める。平成27年9月8日提出、益城町長西村博則。

120ページをお願いいたします。益城町国民健康保険特別会計決算書の歳入歳出について、御説明をいたします。

歳入につきましては、120ページから123ページにかけて記載をしているとおりでございます。歳入の合計につきましては、123ページをお願いいたします。歳入合計、収入済額42億9,826万6,329円、以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、そして予算現額と収入済額との比較となっております。

124ページをお願いします。歳出につきましても、ここに記載をしているとおりでございます。歳出合計は126ページをお願いいたします。歳出の合計、支出済額41億9,652万4,395円、以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較ということで、ここに記載してある金額になっています。

次のページをお願いします。歳入歳出差引残額1億174万1,934円となっております。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

次に、144ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額42億9,826万6,000円、歳出総額41億9,652万4,000円、歳入歳出差引額1億174万2,000円、実質収支額も同額となっております。以上でございます。

続きまして、議案第56号について御説明申し上げます。151ページをお願いします。

議案第56号、平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計決算について認定を求める。平成27年9月8日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。

歳入については、ここに記載をしておるとおりでございます。歳入合計、収入済額 3 億 4,226 万 6,027 円となっています。以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということで、ここに金額を記載しているとおりで。

次のページをお願いします。歳出につきましても、ここに記載しているとおりでございます。歳出合計、支出済額 3 億 2,948 万 9,298 円、以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較ということで、ここに記載しているとおりでございます。

次のページをお願いします。歳入歳出差引残額 1,277 万 6,729 円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしております。ごらんいただきたいと思います。

162 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額 3 億 4,226 万 6,000 円、歳出総額 3 億 2,948 万 9,000 円、歳入歳出差引額 1,277 万 7,000 円、実質収支額も同額となっています。以上でございます。

続きまして、議案第 57 号について御説明を申し上げます。165 ページをお願いします。

議案第 57 号、平成 26 年度益城町介護保険特別会計決算認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度益城町介護保険特別会計決算について認定を求める。平成 27 年 9 月 8 日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町介護保険特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明いたします。

歳入のほうについては、ここに記載してあるとおりでございます。下のほうをごらんください。歳入合計、収入済額 26 億 8,592 万 3,619 円、以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということで、ここに金額が記載してあるとおりでございます。

次のページをお願いいたします。歳入につきましても、ここに記載をしておるとおりでございます。168 ページをお願いいたします。歳出の合計、支出済額 26 億 2,746 万 2,916 円、以下、予算現額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較ということになっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額 5,846 万 703 円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておるとおりですので、ごらんいただきたいと思います。

188 ページをお願いいたします。実質収支に関する調書について。歳入総額 26 億 8,592 万 4,000 円、歳出総額 26 億 2,746 万 3,000 円、歳入歳出差引額 5,846 万 1,000 円、実質収支額も同額となっています。以上でございます。

次に、議案第 58 号について御説明申し上げます。195 ページをお願いします。

議案第 58 号、平成 26 年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、平成 26 年度益城町公共下水道特別会計決算について認定を求める。平成 27 年 9 月 8 日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町公共下水道特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

歳入について、歳入合計、収入済額は 12 億 1,364 万 9,835 円となっています。以下、予算現額、

調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較ということで、ここに数字を記載しております。

次のページをお願いします。歳出につきまして、歳出合計、支出済額11億9,099万5,462円、以下、予算現額、翌年度繰越額、不用額、そして予算現額と支出済額との比較でございます。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額2,265万4,373円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますのでごらんいただきたいと思っております。

次に210ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額12億1,364万9,000円、歳出総額11億9,099万5,000円、歳入歳出差引額2,265万4,000円、繰越明許費繰越額635万円、実質収支額1,630万4,000円となっています。以上でございます。

次に、議案第59号について御説明申し上げます。213ページをお願いします。

議案第59号、平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。地方自治法第233条第3項の規定により、平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計決算について認定を求める。平成27年9月8日提出、益城町長西村博則。

次のページをお願いいたします。益城町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書の歳入歳出について御説明をいたします。

まず歳入ですが、歳入の合計、収入済額が8,749万5,841円、以下、予算現額、調定額、不納欠損額、収入未済額、予算現額と収入済額との比較につきまして、ここに書いてあるとおりでございます。

次のページ、歳出でございます。歳出の合計、支出済額8,135万2,547円、以下、予算現額、不用額、予算現額と支出済額との比較となっております。

次のページをお願いいたします。歳入歳出差引残額614万3,294円となっています。歳入歳出の詳細な内容につきましては、次のページから記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

226ページをお願いいたします。実質収支に関する調書です。歳入総額8,749万6,000円、歳出総額8,135万3,000円、歳入歳出差引額614万3,000円、実質収支額も同額となっています。以上でございます。

議案第60号について御説明を申し上げます。水道事業会計の決算書をごらんください。

議案第60号、平成26年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について。地方公営企業法第30条第4項及び第32条第3項の規定により、平成26年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算について認定を求める。平成27年9月8日提出、益城町長西村博則。

今回の決算書は、地方公営企業法の改正後、初めての決算となっています。前年度と比較できない部分や様式等も変わっておりますので、よろしくをお願いいたします。

2ページをお願いいたします。平成26年度水道事業決算報告書。収益的収入及び支出について決算額を申し上げます。収入の決算額は、4億4,518万3,048円。支出の決算額は、7億5,531万4,085円となっています。内訳は、ここに記載してあるとおりでございます。

3 ページをお願いいたします。資本的収入及び支出の決算額を申し上げます。収入の決算額は、4 億6,391万7,863円、支出の決算額は、5 億3,089万6,135円。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,697万8,272円は、過年度損益勘定留保資金で補填をいたしました。

4 ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。資金の流出入のことで、一番下の資金期末残高7 億7,381万2,678円となっており、年度末の現金預金でございます。

5 ページをお願いいたします。損益計算書でございます。下から3 行目、当年度純損失3 億2,833万2,789円となっております。今年度損失に至ったことにつきましては、地方公営企業法の改正により、みなし償却制度が廃止され減価償却費が増加したことなどが挙げられます。また、固定資産台帳を電算化したことで、会計上の資産との相違があり、会計上の資産が除却されていなかったことが原因で会計処理を行ったため損失となっております。現金が動いたことではありません。

7 ページをお願いいたします。欠損金処理計算書（案）で、ここが議決事項のところですが、純損失分を資本剰余金で補填したため、当年度末残高から処分後残高が減少しています。詳細につきましては、記載しているとおりです。なお、収益費用明細書等、17ページ以降に記載をしておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

計数等において、言い間違いがあったかもしれませんが、各計数等は記載してあるとおりでございます。なお、各会計の決算の内容につきまして、企画財政課長に詳細に説明をさせますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） それでは、私のほうから議案第54号から議案第60号までの決算関係7 議案について、御説明申し上げます。

まず、議案第54号でございます。明細の部分を行きたいと思っております。14ページをお開きください。

益城町一般会計歳入歳出事項別明細の歳入でございます。1 款の町税でございます。調定額及び収入済額等は右側の15ページのほうに記載しておりますが、平成26年度の収納率を税目ごとに申し上げます。これは、ちなみに115ページの第5表にも前年度対照比ということで、千円単位で記載しておりますので、あわせて御確認ください。

まず、町民税でございます。法人、個人合わせたところでございます。調定額が17億977万8,313円、収入済額が15億8,197万9,385円で、収納率が92.5%、前年が90.5%で前年比2.0ポイント増です。

次の固定資産税でございます。調定額16億9,892万6,800円、収入済額が15億5,899万2,020円、収納率が91.8%、前年より3.4ポイント増でございます。

それから軽自動車税でございます。調定額が8,731万9,313円、収入済額が7,900万7,288円でございます。収納率が90.5、前年が88.1で前年比2.4ポイント増です。

町たばこ税でございます。2 億198万9,222円が調定額、収納額も同額でございます。収納率100%、前年も100%でございます。

最後に入湯税でございます。377万450円、収納額も同額で、収納率100%、前年同様でございます。

26年度の町税全体としまして調定額37億178万4,098円でございます。収入済額が34億2,573万8,365円で、収納率は92.5%、前年比で2.5%、金額で7,686万6,000円の増となっております。

以下、2款の地方譲与税から31ページの2款の町債まで記載しておりますが、前年と比べて収入が、減少部分が多い部分についてだけ御説明させていただきます。

まず16ページでございます。8款の自動車取得税交付金でございますが、前年比で53.1ポイントほど減少しております。これはエコカー減税による自動車購入が落ちついたことによるものではないかと考えております。

次に、24ページの17款県支出金でございますが、こちらのほうが前年比で29.0ポイントほど減少しております。理由としましては、25年度におきましては労働費県補助金緊急雇用対策で1,602万9,026円がありました。それから同じく25年度、J Aスイカ選果更新事業として3億2,134万3,000円等が25年度はありましたので、このことによる減でございます。

それから26ページの18款財産収入でございます。これが35.8ポイントの減でございます。こちらは、平成25年度には葉山荘の土地売却代2,156万円がございましたので、その部分による減でございます。

それから28ページの寄附金でございます。19款の寄附金が89%ほど減少しておりますが、25年度は一般寄附金で大口の寄附金があったこと、それから津森小学校図書室に教育費補助金ということでありました。そういう関係で減になっているところでございます。

同じく28ページの繰入金でございますが、これは25年、26年ともに潮井公園の基金繰入でございますが、事業に伴う繰入金でございます。

それから、同じく28ページの22款の諸収入でございます。こちらが60.4ポイントほど減少しておりますが、25年度におきましては、高遊原消防組合解散の清算金が1億5,719万8,958円、それから、袴野中小学校組合の解散清算金として1,289万3,368円、それから袴野小中学校の解体工事等の負担金という形で、1,200万5,981円等が諸収入で上がっております。その関係で26年が減となっております。

それから、30ページの23款町債でございます。24.3ポイント減でございますが、これは、31ページにあります、臨時財政対策債を25年度は発行可能額の全額の5億7,400万円を起債してございましたが、26年度は発行可能額は5億5,400万でございますが、臨時財政対策債としましては、4億5,000万円、1億円ほど下げた、起債額を減らしております。その他土木債、教育債など事業費に伴う起債額の減が原因でございます。この歳入の対前年度比較は111ページの第1表にまとめておりますので、増の部分もあわせて御確認いただきたいと思っております。

次に、112ページをお開きください。こちらに、第2表に自主財源と依存財源について掲げておりますので、記載しておりますので、説明させていただきます。

歳入総額を、自主的に収入し得る自主財源と国・県等の意思決定に基づいて収入される依存財源に分類することができます。

まず自主財源でございますが、これは町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入繰入金、繰越金、諸収入等でございますが、それから依存財源としましては、そこに記載しております地方譲与税から町債まで記載しているとおりでございますが、自主財源の総額は47億833万7,000円で、町税繰越金等の増加及び諸収入等の減少により、前年度より2,998万7,000円、率にして0.6ポイントの増加となっております。

次に、歳出でございます。先に、前年度比較をここまで開いていますので、御報告しますと、113ページの第3表、それでは、目的別の決算額です。それから、次のページの114ページの4表では、性質別の決算額を歳出関係でまとめておりますので、御確認いただきたいと思っております。

次に、32ページの明細の歳出でございます。32ページをお開きください。歳出関係で表の右側の不用額が前年比で大きいものについて御説明申し上げます。

まず、47ページでございます。2款総務費5項統計調査費2目統計調査費の1節報酬でございますが、この不用額が77万4,050、前年と比較して少し大きくなっております。これは、26年度は農林業センサス、経済センサス等の調査があり、予算規模自体が前年度より大きくなっておりますが、農業センサスの調査員が62名で179万9,910円、それから経済センサスが14名分で77万9,900円等を支出しておりますが、その調査員の調整によります不用額でございます。

次に、49ページでございます。3款民生費1項社会福祉費4目老人福祉費13節の委託料でございます。これは、在宅介護支援センターでの処理件数が少なかったことに伴う不用額でございます。

次に、55ページの4款衛生費1項保健衛生費2目予防費13節委託料でございます。これは、子宮頸がんの予防接種者数が少なかったことに伴う不用額でございます。次に、57ページの4款衛生費1項保健衛生費5目健康増進費13節の委託料でございます。これも、子宮頸がん等の検診者数が少なかったことに伴う不用額でございます。

次に、69ページでございます。8款土木費2項道路橋梁費1目道路維持費16節原材料費でございます。これは需用額の確定による不用額でございます。次に71ページ、8款土木費2項道路橋梁費5目地域再生事業費の1節報酬及び15節工事請負費でございますが、これは人件費の減及び入札残による不用額でございます。同じく71ページの8款土木費2項道路橋梁費5目地域再生事業費の繰越明許分の15節工事請負費は、入札残による不用額、それから17節の公有財産購入費は交渉中によるものでございます。同じく71ページの8款土木費2項道路橋梁費6目社会資本整備総合交付金事業の繰越明許分、15節工事請負費は需用額の確定による不用額でございます。

次に、73ページでございます。8款土木費4項都市計画費3目下排水路整備費の15節の工事費でございます。これも需用額の確定による不用額でございます。次に、75ページの8款土木費4項都市計画費5目公園費繰越明許分の工事費でございますが、これも入札残による不用額でございます。

次に、77ページの9款消防費1項消防費2目の消防施設費の13節の委託料及び15節の工事請負費は入札残による不用額でございます。

次に、81ページでございます。10款教育費2項小学校費2目教育振興費18節備品購入費でござ

います。これは小学校教科書改訂に伴う指導書等の使用冊数の調整に伴う不用額でございます。

同じく10款教育費3項中学校費の1目学校管理費11節需用費でございます。これは中学校の光熱費や修繕料等の不用額でございます。

次に85ページでございます。10款教育費6項社会教育費2目公民館費の15節工事費でございますが、これも入札残による不用額でございます。

次に96ページをお願いいたします。財産に関する調書でございます。1の公有財産につきましては、種別ごとに表に記載しております。決算年度中の増減高について御説明します。

(1)の土地及び建物でございます。区分としまして、横のほうに土地の欄、それから建物の欄、建物はさらに木造、非木造と分けて記載しております。

まず、公共用財産ですが、老人ホームは民間への売却でございます。土地が8,072平米、非木造の建物が1,245平米の減となっております。健康管理センターは社会福祉協議会への貸し付けでございます。非木造の建物が368平米減となっておりますが、下の普通財産の非木造の建物が368平米増となっておりますように、貸し付けに伴う区分がえでございます。公園は府内第四公園及び西脇第二公園の寄附分で、土地が262平米の増となっております。消防署は組合解散に伴う町への移管で、土地が1万1,490平米、非木造の建物が2,303平米の増となっております。その他の施設はごみ置き場で土地が23平米の増となっております。

次に、普通財産でございますが、宅地の土地312平米は広崎5町内公民館分で非木造の368平米は、先ほど申しました社会福祉協議会分でございます。

(2)の山林、(3)の有価証券、(4)の出資による権利等には増減はありません。

次に、98ページの物品でございます。決算年度中の増減としましては、自動車(乗用)、自動車(貨物)は区分錯誤による訂正でございます。マイクロバスは社会福祉協議会から譲り受けた物の1台の増となっております。

次に、99ページの3、基金でございます。決算年度中の増減を千円単位で記載しておりますが、その明細を申し上げますと、まず、財政調整基金の増の内訳でございますが、条例によるものが10万円、利息等の積み上げによる積み立てが231万9,069円、合計の241万9,069円となっております。それから、減債基金としましては、利息分の89万5,188円の増となっております。ふるさと基金につきましては、利子分の1万58円の増でございます。次の土地開発基金は条例によるものが100万円、利息等によるものが1万2,788円、計の101万2,788円の増となっております。社会福祉振興基金でございますが、利息分の5,720円の増でございます。地域福祉基金でございますが、利息分の303万7,939円の増でございます。公共施設整備基金は利息分等で372万1,376円でございます。次の中山間ふるさと水と土保全基金でございますが、利息分の1万4,198円でございます。次の公共下水道建設基金でございます。条例部分が1,000万円、利息部分が10万1,642円でございます。合計の1,010万1,642円となっております。それから、公園整備基金でございますが、利息分が11万2,150円、それから取り崩しとしまして310万円、計のマイナスの298万7,850円となっております。

10基金の合計としましては、決算年度中に1,823万1,000円の増となり、決算年度末の現在高は

38億2,991万2,000円となっております。以上で議案第54号の説明を終わります。

次に、議案第55号の平成26年度益城町国民健康保険特別会計決算認定についてから、議案第59号の平成26年度益城町農業集落排水事業決算認定については、先ほど町長から説明したとおりでございます。

続きまして、議案第60号の水道事業会計についてでございますが、町長が説明しませんでした17ページ以降から説明させていただきたいと思っております。

17ページをおあげください。収益費用明細書でございます。ここでは消費税抜きの金額となっております。

11款益城町水道事業収益4億1,614万7,069円となっております。1項営業収益1目給水収益1節水道料金3億5,657万4,258円。

2項の営業外収益では、2目他会計補助金855万6,600円が主なものでございます。5目の長期前受金戻入1節国庫補助金長期前受金戻入が2,506万2,770円は、国庫補助等で取得した資産においては、法改正でみなし償却制度が廃止され減価償却するようになり、その分は減価償却とあわせ耐用年数の期間にわたって各年度収益として計上します。現金を伴わない収益となっているところでございます。

19ページをお開きください。21款益城町水道事業費用7億4,447万9,858円、1項営業費用3億6,474万4,758円となっております。前年より大きく増加したところを申し上げますと、1目原水及び浄水費19節修繕費が160万円ほど増えております。これは水道センター内の送水ポンプ75キロワット1台をオーバーホールをしたことと、玄関のドアガラス全面にひびが入り、早急に修理したことで増えております。2目配水及び給水費24節補償費1万4,870円は飯野地区簡易水道施設整備事業の飯田配水池進入道路沿いの杉の木が工事に支障を来しましたので、杉の木5本分の立木補償金でございます。20ページ、12節光熱費の電気料金が210万円ほど増えております。21ページの16節委託料では1,200万円ほど減少しております。25年度はコンビニ収納に伴うシステム改善水道台帳作成業務があったためでございます。22ページ、5目の減価償却費では、3,646万円ほど増えております。これは法改正によるみなし償却制度の廃止による増加や、高遊原地区簡易水道の施設整備、グランメッセ木山線の配水管布設、また下水道工事に伴う配水管布設替工事等が25年度に完成し、26年度から減価償却費が発生し、増加しているところでございます。3目特別損失、4目その他特別損失66節その他特別損失3億3,419万4,564円は、先ほど御説明いたしましたが、地方公営企業法の改正によりみなし償却制度が廃止され、減価償却費が増加したことなどが挙げられます。また固定資産税台帳を電算化したことで会計上の資産との相違があり、会計上の資産が除却されていなかったことが原因で、会計処理を66節その他特別損失のところで行っているところでございます。詳細につきましては、備考欄に記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 議案第61号、益城町個人情報保護条例の一部改正につきまして御説明申し上げます。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下、

番号法と言います)の施行に伴い、平成27年10月から国民一人一人に12桁の個人番号が付番されることになりました。番号法第31条では、地方公共団体においても保有する特定個人情報の適正な取り扱いが確保され、並びに保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止等を実施するために必要な措置を講ずるものとされています。このため、本町におきましても、特定個人情報の取り扱い等について番号法に対応させるために条例の改正を行う必要があります。

主な改正点につきましては、次の3点でございます。

1点目は用語の定義の追加。番号法を踏まえた改正に当たり、用語の定義に「特定個人情報」及び「情報提供等記録」を追加しております。特定個人情報とは、個人番号をその内容に含む個人情報のことをいい、情報提供等記録とは、情報提供ネットワークシステムでやりとりされる情報の記録のことをいいます。

2点目は特定個人情報について。個人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、または本人の同意を得ることが困難であるときのみ目的外利用を認めるように規定しました。

3点目は情報提供等記録について。目的外利用を一切認めないようにするなど、番号法と同様の取り扱いとなるよう規定しました。以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第62号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

平成27年10月5日、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、通称マイナンバー法が施行されます。これにより、10月から住民票を有する全ての方に個人番号、マイナンバーを通知するための通知カードが郵送されます。通知カードの初回交付手数料は、国が費用を負担するため無料としていますが、紛失、焼失等の理由により再交付する際の手数料については、国の負担はないため有料とするものです。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第63号、町道の路線認定について御説明いたします。

議案第63号の路線番号401、上辻線は、市街化区域と市街化調整区域の境目にある道路で、周辺の既存住宅地や今後宅地化が予想される土地の有効利用のために町道に認定する必要があるもので、今回提案するものです。路線の認定場所につきましては、議案の後ろにつけております参考資料をごらんください。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長(稲田忠則君) 議案第47号から議案第63号までの17議案についての提案理由の説明が終わりました。

ここで、濱田義紀代表監査委員に平成26年度決算審査の報告を求めます。

濱田代表監査委員。

○代表監査委員(濱田義紀君) 代表監査委員の濱田でございます。監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果を御報告申し上げます。

平成26年度決算審査は、去る7月13日から29日までの8日間にわたり、一般会計及び各特別会計、歳入歳出決算、水道事業会計決算の状況につきまして、関係各課に資料の提出と説明を求め、宮崎監査委員と私、濱田で慎重に審査いたしました。

その結果、各会計の決算は、それぞれ関係法令に準拠をして作成されており、それらを会計課

所管の関係各帳簿、その他証拠書類と照合した結果、計数に誤りはなく、正確であることを認めました。

また、予算の執行及び関連する事務の処理は、適正・適法かつ効率的に執行されており、財政健全化判断比率及び資金不足比率の状況につきましても、良好な状態にあると認めましたので、ここに御報告を申し上げます。

なお、審査の細部につきましては、決算審査意見書としてまとめ、お配りしてございますので、御高覧いただければと存じます。以上、決算審査の結果報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 監査委員の決算審査報告が終わりました。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。

これにて散会いたします。

---

散会 午前11時57分

平成27年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年9月8日午前10時00分招集
2. 平成27年9月9日午前10時00分開議
3. 平成27年9月9日午後2時52分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程  
日程第1 総括質疑

---

7. 出席議員（18名）

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君  | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君  | 5番 榮正敏君   | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君  | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本貢君  | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君  |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君  |

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

|             |       |           |        |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 町長          | 西村博則君 | 教育長       | 森永好誠君  |
| 会計管理者       | 福島幸二君 | 総務課長      | 森田茂君   |
| 総務課審議員      | 河内正明君 | 秘書広報課長    | 堀部博之君  |
| 企画財政課長      | 藤岡卓雄君 | 企画財政課審議員  | 中桐智昭君  |
| 税務課長        | 緒方潔君  | 住民生活課長    | 森部博美君  |
| 子ども課長       | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 安田弘人君  |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口博文君 | いきいき長寿課長  | 後藤奈保子君 |
| 福祉課長        | 坂本祐二君 | 農政課長      | 森本光博君  |
| 建設課長        | 坂本忠一君 | 都市計画課長    | 杉浦信正君  |
| 下水道課長       | 富田正秀君 | 学校教育課長    | 田中秀一君  |
| 生涯学習課長      | 高森修自君 | 水道課長      | 西村秀幸君  |
| 代表監査委員      | 濱田義紀君 |           |        |

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、皆さんのお手元に配付してありますとおり、昨日提案理由の説明を受けました議案の総括質疑を行います。なお、質疑に先立ち申し上げます。会議規則に従い、発言は簡明にし、自己の意見は差し控えられるようお願いいたします。

---

### 日程第1 総括質疑

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、総括質疑を行います。

まず初めに、議案第47号「平成27年度益城町一般会計補正予算」から、議案第53号「平成27年度益城町水道事業会計補正予算」までの7議案と、議案第61号「益城町個人情報条例の一部を改正する条例の制定について」から、議案第63号「町道の路線認定について」までの3議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

1 番上村幸輝議員。

○1 番（上村幸輝君） おはようございます。1 番の上村です。よろしく申し上げます。

まず、私のほうからは、平成27年度益城町一般会計補正予算書、47号議案ですね、これの中の13ページ、3 款民生費 2 項児童福祉費 1 目の児童福祉総務費の中の19節負担金補助及び交付金の中の地域型保育事業給付金1,641万円計上されております。

昨日の説明においてですね、小規模保育事業の11月から3月分までの5 カ月分と伺っております。これについてはですね、11月からという新たな事業が始まるのか、それとも既存の事業に対する補助金なのか。また、どこか特定の園に対してのものなのか。また、この事業の内容というものをですね、教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。1 番上村議員の質問にお答えします。

議案第47号でございます。益城町一般会計補正予算（第3号）、13ページになります。3 款民生費 1 目児童福祉総務費の19節負担金補助及び交付金でございます。1,641万の計上でございますが、これにつきましては、本年11月1 日からの開始予定の小規模保育事業所、定員がですね、6 名から最高19人までということでございます。その事業所ですね、11月から来年3 月までの給付費、これ、運営費と言うたほうが分かりやすいですかね、の計上でございます。

これにつきましてはですね、本年4 月1 日から子ども・子育て支援新制度がスタートしております。で、その前に、市町村は子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられています。そこで本町では、3 月にですね、子ども・子育て支援事業計画を策定いたしましたところでございます。これになります。これにつきましてはですね、議員の皆さんに全部配付しております。で、中身も読み込まれていると思っております。

そういうことで、この計画に沿ってですね、平成27年度から平成31年度までの今後の5年間で、国の方針でありますですね、待機児童0を目指して取り組んで行くということになります。

そういう状況の中で、この計画の中に平成27年度中に地域型保育事業をつくりなさいということで、これに策定を行いました。ということで、本年中にですね、小規模保育事業を整備することになっております。

そこで、本年中にオープンということは、本年5月からですね、6月にかけて応募を行いました、事業者を選定しまして、今ですね、その事業所を建設中でございます。今後、その認可申請をお願いしましてですね、11月1日から事業を開始するというので、新たにですね、今、建設を行っておられるということでございます。

いずれにしましても、この待機児童解消はですね、早急に解決したいと考えております。以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） ほかにありませんか。

15番竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 15番竹上でございます。

47号のですね、一般会計補正予算書、ページが11ページ、2目の財産管理費、AEDの買いかえの予算でございますけど、AEDといういわゆる生命の機器というんですかね、これを買いかえる。古くなったから買いかえるのか、どちらにしてもいいんですけど、買いかえた後のですね、そのAED、高価なもので、ちょっと手入れをすれば、また使えるじゃなからうかと思いません。そういう意味で、買いかえた後のAEDはどのようにするように考えられているのか。できればですね、認定保育所だとか、あるかも分かりませんが、あるいは嘱託員の区長さんの家だとか、そういうものを、余っているのであれば置いていただいて、緊急の場合は使えるような状況で考えていただければありがたいかなと思ってるんですが、どのように考えられているのか、ちょっとその辺をお伺いしたい。

もう1件は16ページ、土地区画整理事業の中の、土地区画整理事業に伴う桜木交差点予備設計業務委託料142万。これについて、道路管理者との業務委託設計ということをお聞きしておるんですが、どこの部分の設計委託なのかちょっとはつきりしないんで。多分、桜木の小学校の横の交差点の委託料なのかなという気もしますが、まず、あそこは熊本市内なってます。熊本市内との、何というんですかね、話し合い、どのようになっているのか。

いずれにしましても、ここの地区の、西地区の区画整理事業というのは、町長が新しく町長になってからそれっきり、ほとんどどうなってるのか、話も聞かえてこないというような状況でございますね、進んでるのか、進んでないのか全然分からないものですから、ここについても随分前からいろいろ問題抱えて、委嘱するの、しないのという熊本市の市議会のほうでね、何でそんなところ、広くしなきゃいかんかというふうな話も出てるということも聞いておりますし、これが、道路ができない限りは、区画整理事業のどこに道路つくっていか分からんというような状況でありますんでね、その辺のこと、きちっと御説明いただければと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

議案第47号平成27年益城町一般会計補正予算書（第3号）、11ページでございます。2款1項2目の財産管理費18節備品購入費ということで、今回、役場庁舎内のAEDの交換を計上しております。もう使わなくなったAEDにつきましてですけども、耐用年数がですね、AEDの場合7年となっております。現在、役場にあるAEDも既に過ぎておりますけれども、その後、バッテリー交換をですね、しながら現在まで使ってまいりました。この18年のやつでございますので、使えるかどうか、業者あたりと相談して、もし使えるのであれば検討していきたいと思っておりますが、またいざというとき使えないとまた困りますので、これについては十分精査と申しますか、判断してから検討してまいりたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦でございます。15番竹上議員の御質問にお答えいたします。

議案第47号平成27年度の一般会計の補正予算（第3号）について、ページが16ページ、土地区画整理費の中での委託料142万円についてのお尋ねです。

まずですね、益城台地の市街化区域編入に伴う関係機関協議のやつを、皆さま方にちょっと、前に説明したいと思えます。

道路管理者であります県の土木部、市の道路建設局及び交通管理者であります県警と協議を進めてまいりました。交通の発生量からいしまして、今回、東地区の編入に伴って計画されておりますのが東地区の商業施設、売り場面積3万平米、それと中地区のほうは商業施設1万、合計4万と、あと西地区、中地区、東地区の住居系を合わせまして、総計で交通量がですね、約3万1,000台というふうに推計しております。これはですね、商業の発生台数につきましては、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針ということで、経済産業省に示されております最大値のほうでですね、算定しておりますことから、3万1,000台というふうなのが出ております。

この混雑、いわゆる3万1,000台に対しまして交通解析的にどうなるかということで、益城台地の開発に伴っての発生交通量の各路線がですね、一応出ておりまして、第二空港線と小池竜田線が交差する桜木6丁目付近で、第2空港線のほうが2,700台がそこに今のところから入ってくると。これは商業及び住宅の入ってこられる方が、そこを通勤関係でですね、そういったふうにする数量が、今の数量よりも2,700台増えると。

で、反対に、県道の小池竜田線、小池竜田線のほうが桜木6丁目の交差点のところですね、約1,500台の利用が増加すると。それと県道熊本高森線で惣領付近、黒潮市場付近でですね、約3,200台の利用増と。と、県道益城菊陽線で惣領交差点の北側付近になりますけども、今度新しく商業施設が予定されているところが約5,000台が増えるということで、それぞれ見込まれております。

この結果、道路管理者及び交通管理者協議によって、この県道ですね、路線混雑解消のため

にはどういうふうにするかということをお互いに協議しております。

益城大津線いわゆる第二空港線のところはですね、県とか市がですね、アクセス時間の定時制が確保されることが最優先であると。熊本市側についても交通量の大幅な増加が認められる箇所が多数あると。と、速度低下による空港までの定時制確保に支障ありというふうに判断するので、この桜木6丁目交差点と安永交差点、いわゆる第二空港線と益城菊陽線の交差点については右折レーンの対応が必要となってくると。それによりまして、熊本益城大津線、第二空港線、桜木6丁目の交差点は熊本市が管理しております。これにつきまして熊本市と協議しましたところ、現在のところでは改良の計画はないということと、交通管理者、県警から、商業施設の開業、いわゆる東地区の商業施設の開業予定31年の7月と、までにそれぞれの交差点の改良を済ませてほしいという旨の意見から、早期に事業を行うためには混雑解消を町としても早急にやりたいという思いから、町でこの協議資料となる予備設計をして、その図面をもとに道路管理者、交通管理者ですね、両方の改良時期についても費用負担等をですね、協議するために、今回補正をして、この予備設計、交差点の予備設計をして、熊本市と協議するための資料として今回の補正に計上したものです。

この交差点の改良は、右折レーンを確保することで、交通量を、真っすぐ行く方向を、混雑を解消するというふうなことで、この基準値、交差点の基準値を満足するような形をするものでございます。

何しろ熊本市のほうもですね、この交差点は改良計画には入っていないということで言われてますので、今後熊本市と協議するためにも、この資料をつくりまして、どうかお願いしたいと。費用負担についても今後協議をしていくということになりますので、ぜひともこの予算に計上してですね、これをつくって協議したいということでございます。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） 全体的な計画で特定のどこの場所なのかというのがよく理解できなかったんですが、これは桜木小学校の前の交差点、いわゆる桜木6丁目交差点というのはどこの交差点のことですかね。小池竜田線の交わったところ。あの交差点について、あそこに直接、益城台地の区画整理事業からあそこに直接出るっていう話は一向に聞いたこともないし、あそこに出るルートもないし、ですから、前もって、何ですか、ここで言う土地区画整理事業にかかわる土地からですね、その大きな道路へ出るためには、結局、小池竜田線の桜木小学校の横へ出る方法しかないわけでしょう。西地区から入ってきて出口って言えば。そこの設計ではないんですか。じゃない。全部の。いわゆるここで、ほんなら142万円組んでいるのは、全体的なものの予算ということになるんですか。東、中、西と全体を含めたところの予算と。交通量の調査予算と。

もう一度その辺をですね、ちょっとはっきり。どこで使う予算なのかというのがはっきり分からんもんですから。もう一度、ちょっとお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 15番竹上議員の2回目の質問にお答えいたします。

先ほどの申しました桜木交差点の6丁目というふうなのは、第二空港線と小池竜田線の交差点

でございます。その部分です、益城台地開発、この三つの地区の交通量というふうなのが、約、その付近で2,700台、開発をすることによって交通がそこに負担がかかってくるということで、その交差点のですね、予備設計、交差点の今の現在の交通量からしてプラスした開発の部分を上乘せしますと、右折のほうはどうしても負担がかかると。熊本市側から西地区のほうに右折される交通もあると。今の右折レーンではですね、短いと。で、真っすぐ行くのに支障があるので、その右折レーンを延ばすとかですね、そういうのが出てくるということで、益城台地の三つの地区の交通量がそちらのほうに負荷がかかってくるということで、あそこの交差点だけの部分で予備設計をしたいということでもあります。よろしいでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 竹上公也議員。

○15番（竹上公也君） よく分かりました。いわゆる区画整理事業を成功させるために、その四つ角、交差点をどれだけの車が、交通が頻繁に通るのか、そして右折レーンをつくって早く出てきたらいいかということ提案しながら熊本市、いわゆる道路管理者との打ち合わせに持っていきたいということでございますね。

いずれにしても、それはそうして西地区においてはですね、前回も一般質問でしましたように、7メートル道路の作業もまだできていない、交差点も出れない。それから、桜木小学校の横に一応、計画道路はなっておりますけど、そちらのほうも、何かはっきりしないということでございますので、ぜひ頑張ってください、そこら辺のですね、第二空港線と小池竜田線交差点、そこを取り合いとした益城町区画整理事業、大きく見たときにそこら辺が一番やっぱり混雑するんじゃないかという熊本市側の懸念もあります。そういうことで延び延びになっている部分もあるんじゃないかと思っておりますので、ぜひ成功するように、方向で持ってってもらいたい。そして、7メートル道路の先のほうの交差点もぜひ早急にですね、つくっていただきたい。あの道路は生活道路でございます。広崎のメインの道路でございます。生活道路というのはね、きちっと先に、やっぱりつくってやらないと、非常に生活がしづらい。難しいということがございましてね、よその部分が混み合ってしまうということになりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 15番竹上議員の3回目の質問についてお答えいたします。

先ほど言われました桜木小学校横の7メートル道路をですね、歩道つきで全部で11メートルという計画道路になっておりました。その中でですね、この協議の中で、その道路につきましては、小池竜田線への接続について、熊本市はですね、前回21年の協議のときにはですね、そこに道路を持ってくるという計画で、そのときには県が道路管理者でありましたので、県道のほうに接続するという方向で協議が整っておりました。

今回、その接続道路につきましては、熊本市のほうですね、小池竜田線、現在の状況で混雑が物すごくあるというところで、その道路に接続することは支障ありということで回答するというふうなことがありましたので、そういう回答をしていただければ今回の協議が整わなくなりますので、熊本市のほうに接続することはだめだということでありましたので、益城町としては、

西地区の皆様方には本当に気の毒というかですね、そういう計画的になかなかうまくいかないとは思いますが、どうしても困難があるということでもありますので、メインの道路は下のほうの変電所のほうに行く7メートル道路のほうで出入り口のほうはですね、利用するという形と、あと中地区のほうにあります高速道路のボックスのほうをですね、行くということで、桜木東小学校のほうの横に行くにはですね、熊本市のほうが難航を示しましたので、そのところは今回は変更になって、ならないというふうになっております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

議案第47号一般会計補正予算書の中でですね、ページ、6ページ、歳入のほうですけど、地方交付税のところ、ここで議案説明のときに交付税の決定と言われたんですが、これで本年度の交付税が決定したのかどうか。決定って言われたから決定したのかなと思ったんですけど、大体普通交付税は4、6、9、11月、最後は11月に出るはずですからまだ決定じゃないと思うんですが、その辺どうなのか。特交については12月と3月ですから、この辺はこちらの計算で出しているものだと思いますが、その辺の説明を。決定は、本当に決定なのかどうか、これでもう後はないのか。最後は11月に普通交付税は出るはずなんですがね。その辺をちょっと伺いたいと思います。

それから、ページ、10ページ。特交は12月と3月ですね、出るのは。翌年の3月ですけども。それから、ページ、10ページの雑入のところですね。22款諸収入のところの5目の雑入の1節ですね、1節の雑入の一番下、6次産業化ネットワーク活動交付金返還金とこうなってますが、これはページ、14ページのほうに同じ名目で返還するようになってます。で、ほかのやつは全部繰り出して、こっちから繰り出した分が返還してきたから、返還金でここに、雑入に載るわけですね。ところが、6次産業化ネットワーク交付金として来たんだから、ここに返還金という、ちょっと意味が。これは、ここに返還金というのは、14ページに返還金と入るのは分かるんですが、雑入のほうに返還金と入るのはどがんかなて。どがんがいいんかなと。ちょっとこれ、交付金として入ってきとるわけでしょう。で、その交付金が今年残とるちゅうか、使わなかったけん、これから返さないかんわけでしょうけども、ここに返還金となると。県に返すものですというけども、これは歳入のほうだから、ここに返還金とつけるのはおかしいじゃないかと思うんですがね。歳出のほうで、14ページのほうで返還金とつけてあります。当然、それはそこで歳出、出すほうですから、当然そういうふうになるわけですが。だけん、ここはネットワーク活動交付金で歳入額だから、じゃなかつですか。ここで返還すつとしゃが、何か、どこさん入ってくる金だけん、ちょっとここは。ほかんとこのつは全部こっちが繰り出した分を返還してきただけん、返還金てつのが当たり前ばってんですね、ほかのつは。そのとこ、ちょっと御説明をお願いします。

ほかとは聞かれたんで、議案第51号の下水道特別会計のほうですけども、ページ、10ページですね、22節補償補填及び賠償金というところで下水道補償費、これは水道会計のほうに補助とい

うか、やっているわけですが、ここで金額がですね、443万5,000円てなってるわけですよ。水道会計のほうでの歳入のほうでは443万4,000円で、1,000円違うとですよ。この違いはどぎゃんなつとうとかなと思って。ここでは443万5,000円出してますね。水道会計のほうを見ると、水道会計のほうでは443万4,000円の歳入になつとるわけですよ。その1,000円の違いがどうなのか。そこら辺伺います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。14番中村議員の質問でございます。

まず、議案第47号の6ページの地方交付税の分で、決定かということでございますが、普通交付税が決定でございます。本年度の普通交付税額が24億9,513万8,000円と、昨年より少し地方創生がらみで増えてるのかなという。それから当初予算で、ここでは特別交付税の部分も含めて、補正前の額は21億3,000万と上げておりますが、明細の部分でいきますと当初の普通交付税が20億8,000万という当初予算で上げてた、その決定に伴う差額分を今回計上させていただいたということでございます。

それから、10ページの雑入の部分でございます。6次産業化ネットワーク活動交付金でございますが、これを14ページのほうでというお話でございましたが、一応これは業者のほうにもう支払ってあるという形で、1回、歳入のほうでここで雑入で受けた部分を、また歳出で支払うという形で今回計上させていただいているところでございます。

それから、特別会計のほうで1,000円の違いでございますが、予算が1,000円以下は、歳入は切り捨て、歳出は切り上げという形でなってますので、その1,000円の違いがほかのところでも出てくるというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森本農政課長。

○農政課長（森本光博君） 農政課長の森本です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

議案第47号一般会計補正予算（第3号）中の22款諸収入5項雑入5目雑入の件の6次産業化ネットワーク活動交付金の返還金173万2,000円と、歳出の6款農林水産業費1項農業費3目農業振興費の6次産業化ネットワーク活動交付金返還金173万2,000円についてのお答えをいたします。

この6次産業化ネットワーク交付金につきましては、株式会社マースのですね、建設に伴う推進事業の交付金でございまして、180万をですね、交付してございまして、マースのほうで6万8,000円しか使用がなかったということで残金の173万2,000円を返還していただくものでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 交付金については25億4,513万8,000円で、これで決定ということかな。27年度の方。大体いつも12月議会で決定はすつとですけどね。交付がね、4月、6月、9月、11月でしょう。もう一回、11月分が残つとるとじゃなかですか。この前、県のほうに交付が800億とか出て、それを自治体に分けるわけですが、それがね、それが9月分だと思ふんですよ。9月分までの決定じゃないのかな。これでもう年間分の決定なのかな。そのところをち

よっともう一回お願いします。どうも、もう11月交付される分までもう来たのかなと思って。

特交の場合は、これはもう、これ以外の部分で来るわけですがけれども、それは今年の12月と翌年の3月に交付されるようになってくるわけですから、これはこっちの計算して大体これくらいかなということを出てるから、これはこっちのはこれでいいと思いますけれども、地方交付税のほうがこれで決定かな、もう一回来っちゃなかろうかなと思うんだけど、その辺がどうなのか、もう一回、お伺いします。

それから、この6次産業ネットワークの返還金のほうは歳入のほうはどうなのかな。やっぱりそげ、返還金とつけとったほうが分かりよかけん、つけとくとかな。その辺がちょっとあれだったですけどね。

それから、1,000円の違いは切り上げと切り捨ての違いちゅうことで分かりました。ほかのところにもちょっとあるにはありました、その違いはですね。あったけども、その辺はそうかなと思ってみたんだけど。はい、そういうことで、もう一回、交付税のことについて、ちょっとお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 14番中村議員の2回目の質問でございますが、地方交付税につきましては、議員おっしゃるように国から来る部分が4月、6月、12月、11月、2月という形になっております。

一応、入ってくるのは分けてありますが、普通交付税の決定というのはもう今回出たということで、先ほど申しましたように、確定額から当初予算で上げてた部分の差額を今回増額の補正をさせていただいたということです。国から来る分は確かに分かれてきます。今回は、その決定に伴う予算額を補正させていただいたというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） 6番中川でございます。

私は、平成27年度の一般会計補正予算（第3号）についてですね、ちょっと1件だけお聞きしたいと思います。ページは12ページです。

社会福祉総務費の中ですね、20節ですか、扶助費ですね。これが今回2,476万7,000円ほど補正してありますけれども、自立支援医療費の1,500万、それとこれは医療費の高騰であるのか、それともその下がですね、障害児施設給付金ということで976万7,000円補正をしてありますけれども、これについてはまた新しい施設に対する給付費なのかということですね、ちょっと不明でございますので御説明をお願いしたいと思います。この2点です。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 坂本福祉課長。

○福祉課長（坂本祐二君） 福祉課長の坂本です。6番中川議員の質問にお答えいたします。

議案第47号平成27年度益城町一般会計補正予算書（第3号）、12ページの3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費20節扶助費、自立支援医療費についてですけれども、こちらはですね、現在の実際支払った額の実績ですね。7月までの実績とですね、当初予算との比較をしまして、今回特殊事情によるものを、生活保護とかですね、無料の分は引いてですね、年間の予算を請求

しまして、今回しております。

この自立支援医療費についてはですね、更生医療ということで、透析とかですね、あとペースメーカーを入れたりとかする医療のことになっております。

と、障害児施設給付費についてですけれども、こちらのほうは施設に対する給付というか、施設に対する給付なんですけれども、これはあくまで利用者が増えたということですね、放課後等デイサービス対象者ですね、障害児の方が通う施設ということになります。それが人数が増えたということで今回計上させていただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） おはようございます。12番坂田でございます。

議案第47号平成27年度益城町一般会計補正予算書（第3号）、11ページの歳出のほう、2款総務費1項総務管理費4目企画費13節委託費の中の、まず交流人口拡大ビジョン策定等業務委託料550万円というのがありますけれども、まず1点目、この交流人口拡大ビジョン策定という中身をもう少し分かりやすく教えていただきたいのが一つ。それから、どんな内容になっているのかということをお願いしたいということです。

それから、14ページの3項民生費、2項児童福祉費3目児童福祉施設費の1節報酬費362万4,000円、このとき御説明いただきましたのが、第二保育所特別支援の子どもさんのために非常勤の保育士さんと、それから非常勤用の用務員さんの分というような御説明、正職員の方が病欠をされている分の補助としての人件費といいますか、報酬ということで伺ったんですけれども、6月議会のときにですね、同じ項目のところで第三保育所と第五保育所の給食費、調理がなくなったので208万4,000円の減額を前回されていたところが、今回はこれも第二保育所のことなのかなというこの確認をさせていただきかけたことと、それから16ページの8款土木費5項住宅費1目住宅管理費11節需用費380万円ですね。修繕料での計上になっていました。これ、入居者の退去に伴うものとの説明がございましたので、町営住宅が359戸ある中で何軒分の対象者の措置なのかということも含めて、それからそのときに、退去に伴う費用となった場合に、これは私も最近知って申しわけなかったんですが、市ノ後とか広崎にできている町営住宅以外のところは、もちろんお風呂の備えつけがなかったというのを本当、最近知りました。この場合、これまで入っていた入居者の方が備えつけられていたお風呂も一緒に、退去されるときには取り外しというようなことになるのかどうかについても、ちょっとお尋ねをしたいなと思います。以上3点です。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 中桐企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（中桐智昭君） 企画財政課審議員の中桐でございます。まず、12番坂田議員の一つ目の御質問のほうにお答えします。

御質問は議案第47号平成27年度一般会計補正予算、3号中、11ページになります。2款総務費1項総務管理費4目企画費の中の13節交流人口拡大ビジョン策定等の業務委託料の内容についてということでした。

これにつきましては、地方創生に関する上乗せ交付金を活用して、これはモデル地区としまして津森地域の活性化と、子育て世代の移住定住の促進を目的とした事業として、一応今回、予算のほうに計上させていただいております。現在本町につきましては12月策定を目指しまして、今、本町の地方版総合戦略の策定作業のほうを進めております。

先般、国のほうからまだ地方版総合戦略が策定されていなくても、国の他の自治体より参考となるような先駆性を基準として、評価して認可した事業に対しては、上乗せで交付金を交付しますという制度要綱のほうが設定されました。それに基づきまして、本町におきまして津森地域の活性化、子育て世代の移住と定住促進を目的として、本年度から一応3カ年計画ということで、四賢婦人という歴史的資産、資源とか人材、あるいはあいている古民家等を活用した、名称としましては近代女子教育の発祥の地から発信するウーマンドリーム事業ということで作成をさせていただいております。

一応、これにつきましては、8月18日の日に開催しました第2回益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略会議において、この事業計画についての承認を受けまして、現在、国、内閣総理大臣宛てに申請を行っているところでございます。

今回の補正の予算につきましては、本年度実施計画分としまして、先ほど申しあげました津森地域における歴史的な人材資源や空き古民家等を活用して、女子教育、子育て支援、女性の就業支援と交流人口拡大、あるいは移住定住等の分野で、津森地域の将来像を描く地域ビジョンを女性の視点、女性が求めるような施策を中心として策定したいというふうに考えております。

今回の上乗せ交付金事業は、国では今、地方創生のモデル事業として位置づけられております。この申請状況につきましては、熊本県内では現在17の自治体のほうが国のほうに申請を行っております。上益城郡内のほうでは本町のみが申請という形になっております。全国的には659自治体、1,156件の申請が上がっているというふうに伺っております。

分野別では、観光分野が357件、人材育成・移住が300件、農林水産関係が198件、まちづくり関係が171件で上がっているということです。本町の今回の事業計画についてはまちづくりの分野という形で申請を行っております。

なお、国の事業認可の内示は、一応10月下旬というふうになっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 花田子ども課課長。

○子ども課長（花田博文君） 子ども課長の花田です。12番坂田議員の御質問にお答えします。

一般会計補正予算書の14ページ、3款民生費3目児童福祉総務費の報酬でございます。

まず、非常勤保育士報酬ということで計上しておりますけれども、これは特別支援を要する子どもがですね、それぞれ別のクラスに2名入所がございます。その受け入れに対する保育士の補充でございます。それから、非常勤用務員報酬ということで67万2,000円計上しておりますけれども、正職員の方がですね、ちょっと病気で異動になられましてですね、再雇用の方を充ててありますけれども、再雇用の期間が短いということで、その穴埋めをするためのですね、勤務の不足を埋めるための補充ということでございます。

で、何か、6月議会に第三保育所ということで言われましたけど、これとは全く関係はござい

ません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。12番坂田議員の御質問にお答えいたします。

47号一般会計補正予算（第3号）中、16ページ、住宅管理費の中での修繕料380万、これ、上げております。入退去に伴う修繕というふうなものもありますし、ほかの一般の現在住んでおられる方の分も、それも含まれております。

この町営住宅のほうがですね、惣領のほうが52、53、辻団地のほうが昭和60年から始めて56から60年、市ノ後団地のほうが60年から平成2年、3年までですね、かかって建てかえもやっております。それにやっぱり老朽というふうなものがあります。老朽のためにですね、補修関係も相当、水道関係とかですね、特に床関係、建具関係とかいうふうなものもあります。それに伴いまして、退去に伴いまして天井のリシン吹きつけ等も相当垂れ下がってたりとかですね、そういうふうなものもやっております。今現在、この修繕関係、年間で少ないときには700万台、多いときには去年が900万超えております。老朽に伴いまして大きい修繕はございませんけれども、そういったちょこちょこのやつで、大体約200件前後の部分が出てまいります。その分でちょっと不足しておりますので、当初予算からですね、立てた金額よりもちょっと不足しております。当初が400万ぐらいですね、やっておりますけれども、その分不足するということが、もう見込まれますので、今回補正のほうに380万上げさせていただいておるということでございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田議員、いいですか。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 課長よりの御説明ありがとうございました。

最初の津森地区が子育て、また移住定住のモデル地区になるということはとてもいいことだなと思って聞かせていただきました。ありがとうございます。

私のほうでちょっと勘違いしておりましたのが、前回ですね、この全国移住ナビ用プロモーションの動画作成でも名乗りを上げていただいていた、それがいち早くすることによって500万計上されて、製作費の50%で事業が進んでいくよという説明を前回受けておりましたので、それに関連しているものなのかどうかということを確認したかったんですが、恐らくその部分との延長線上にこの新しいものをされたのかなと思って聞いておりました。

それから、もう一つ、先ほどの老朽化した住宅の件なんですけれども、ちょこちょことした修繕費が当然多くなっていくのは分かるんですが、先ほどのもう一つ、1点だけですね、退去されるときに、お風呂の件なんです、これはどのようにされているのかということと、何分にもここに入られる場合にですね、エアコン等はもう仕方がないとしても、エアコンとお風呂、そういったものは入居されるときに準備をしなければいけないというような、いろいろのお話も伺ったことがありましたので、実際、今退去されている場合、そのままおられなくなった場合とか、そういった場合のお風呂の状況はどうなっているのかも含めて、せっかくですのでこの機会に教えていただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 失礼いたしました。お風呂の件、聞かれていたのに質問答えずに申しわけございませんでした。

風呂の件につきましては、退去される方とですね、新しく入居される方との、まず話し合いをしてもらいます。お風呂の分、もし継続してお風呂は使わないよということである場合は撤去していただくという形になります。エアコンの場合はもともとついておりませんので、エアコンは取り外して持って帰っていただくというふうになります。

お風呂の場合は、そのまま残って使わせてくださいということにされる方もいらっしゃいますし、前の人が入ったやつは使いたくないと言われる方もおられます。それは新しいか古いかによっていろいろ。きれいだったらそのまま使いますと言う方もいらっしゃいますし、さまざまでございます。

○議長（稲田忠則君） ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

---

○議長（稲田忠則君） 先ほどですね、11時10分から再開しますということですね、お知らせしておりました。議場に入られる前、今、若干ですね、時間を過ぎておりました。今後はそういうことで注意をしていただきたいと思います。

（「済みませんでした」と呼ぶ者あり）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 9番宮崎です。私は、議案第47号平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）について1件、議案第61号益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について2件、合計3件質問をいたします。

まず、議案第47号では、9ページの歳入、20款繰入金の項で、基金の繰入金が今回減額されております。そこで本補正案が可決された以降、基金の残高、これを教えていただきたいと思います。教えていただくのは、財政調整基金、減債基金、公共施設整備基金、それに合わせて国民健康保険の基金、この四つについて教えていただきたいと思います。

続きまして、議案61号益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について、この益城町個人情報の保護条例は、1条から36条までなっています。今回の改正は施行日が異なるやつで改正をされている関係で、この改正は大きく1条と2条に区分けをされて、施行日に合わせて改正の記述がなされてます。

そこで質問なんですが、まず第1条では27年の10月の5日で施行日になっています。第2条のほう、後ろのほうのページのほうですけども、これは行政手続における特定の個人識別するため

の番号の利用等に関する法律。これが平成25年法律第27号ですね、附則第1条、第5号に掲げる規定の施行日、これが最後の附則のところ、こう書いてございます。ですから、施行日が二つに分かれて、今回この改正がなされると。ただ、改正は1回でやってしまうと、こういう話なんです、そこで質問なんです、条例改正の2条でいう施行日について。つまり今回の条例の改正が、施行日が10月5日とはっきり明確にされているのは特に問題ございません。しかしながら、この2条関連については、多分、まだ法律の整備がなされていない関係上だろうと思うんですけども、これが具体的に施行日が決定されてません。この施行日について、2条関係の施行日について、どういうふうになるのか教えていただきたいと思います。これが第1点。

それから第2点は、文中の8条の2に特定個人情報の利用の制限という項目がございます。この中で文章中に内部という言葉が2カ所出てまいります。この内部とは、文章の定義がございませんので、定義があったら定義を教えてください。定義がなければ、どういうことを意味するんだと。個人情報ですね。ここを教えてください。2点、合計3点、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。9番宮崎議員の議案第47号の基金の御質問でございますが、今回3基金について減額をさせていただいてます。御質問はその補正後の残高をとということでございますか。

残高につきましては、昨日の決算のところ年度末の分は申し上げましたが、その補正後のまたそのところは、今現在、また私、今、手元に持っておりませんので、今回の補正部分も考えながら整理して、委員会に報告させていただきたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。9番宮崎議員の御質問にお答えいたします。

議案第61号益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

施行日につきましては、改正条例の附則のただし書きの中に、行政手続による特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、附則第1条第5項に掲げる規定の施行日についての御質問でございます。

番号法につきましては、条項ごとに施行日が異なっております。現段階では議員がおっしゃるとおり、まだ施行期日を定める政令が出ておりません。

ただし、番号法自体では、もう既に平成25年に法律が施行されております。そのなかでうたわれておりますので、今回の第1条第5項の施行日につきましては、国につきまして情報連携等が開始される平成29年1月を国のほうでは予定されております。以上でございます。

それから、2問目の質問でございます。改正条例中の第8条の2の第2項中の内部についての定義でございます。この第2条の2の2項中の内部と申しますのは、実施機関の内部ということでございます。

この実施機関につきましては、益城町個人情報保護条例の中の第2条の第3号に定義をされて

おります。申しますと、実施機関とは、町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、それから固定資産審査委員会及び議会のことをいいます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 1回目の答弁、ありがとうございました。

まず、基金のことについてはね、これは委員会で私だけが知っておけばいいちゅう話じゃないんで、大至急調べて、この皆さんがおられるところですね、教えていただきたいと思います。そんなに時間かからんと思うから、大至急、誰かに手配をして教えてもらってください。そして、皆さんにですね、本会議の席でぜひ教えてもらいたいと思います。

それから、61号関連の、まずですね、先ほども申しましたように、今回の改正は施行日が違うと。ですから、改正のやり方が1条と2条に大きく区分けをして、るる改正点を述べてあるわけですね。ただ、もとの法律そのものは、町の条例そのものは、1条から36条まであるわけですね。ですから、施行日の10月5日の関連のやつがこれとこれとこれが変わる、そして施行日ははっきりしないっていうか、先ほど言われましたけど29年の4月ですか、が、今予定されてるみたいですが、それがこれとこれが変わると、複合に入れかわつとるわけですね。これが今回の改正の非常に大きな特性だろうと思うんです。

そこで質問なんですが、これはもし、条例の改正後の条例はどういう形になるんですか。多分1条2条という話にはならんと思うんですよね。これについて教えていただきたい。

合わせてですね、町民が混乱をしないように、もう条例として決めるんだけど、法律でまだ施行日が決まっていなくて。これをどういうふう処置されるのか。でないと、この改正がですね、非常に混乱すると思うんですよ。10月5日というのがきちっと決まっているやつは問題ないんです。だけど、これから29年の4月ぐらいが予定されている。法律ではそう規定されとるんでしょうね。だけど、そこまではこの条文のこれとこれとこれはまだ施行されませんよというのが、明確にして出さないと、町の条例としては混乱を来す。こういうふうに思いますけども、その二つについて。

それから、先ほど一番最後の質問だったんですが、内部の定義についてはよく分かりました。要は、機関という話ですね。実施機関。これが内部という表現で出されている、こういう話だろうと。

2問目の2番目のやつについて回答をお願いします。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 9番宮崎議員の2問目の御質問にお答えいたします。

条例改正案では1条、2条と段分けして、いわゆる二段ロケット方式という形で改正案を出しております。これは特定個人情報の部分と、それから情報提供等記録関係とで番号法の施行日が違うわけでございます。

さらに申し上げますと、例で申しますと、改正案の8条の2とか、25条の2の中の文言中のある部分が施行日が分かれております。これは、分かりやすくするために、法規文上、分けているわけございまして、町民の皆様には周知する際には合体させた形で周知はできるものと思ってお

ります。

ただ、その際にどの部分が29年1月になる予定なのかというのは、一々説明はつけ加えていかなくてもなりませんですけども、最終的には合体されたものが周知する形にはなります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） ありがとうございます。今、課長からお答えいただきましたようにですね、最終的には、これは1条から36条の中でどこどこが修正になったという形になると思うんですね。で、その中で、繰り返し言いますが、何条は、要は10月5日が施行日というやつは特に問題ないんでしょうけどね。特に29年の4月に施行日になるやつについては、特出しをしてよく説明をしておかないと非常に混乱を来すと。これだけよろしく願いをして、あとは企画財政課長が来ましたら、済みません、議長、よろしく回答をお願いします。以上で私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） こんにちは。8番野田です。

47号、先ほど先輩議員のほうから質問があったんですけども、ちょっと分からなかったのもう一度、私のほうから質問をさせてください。

まず一つ目が、11ページの交流人口拡大ビジョン策定業務とありますけれども、これは業務委託になってるわけですけども、これは業務委託ということは、どこか外注してされる。それとも何か、今やられてるようなことが、やられているというか作業中みたいな言い方だったんですけども、これは庁舎内でやられているのか、それともどこか外注とかそういう形でいろんな意見を聞いてやられているのか、お答えいただきたいと思います。

それとですね、もう1点、14ページの土木費の中なんですけども、桜木交差点についてですね、先ほど都市計画課長のほうからですね、いろいろ詳細にですね、土地区画整理事業の中身についてまで御説明いただいているのでお尋ねいたしますけども、桜木交差点、先ほど第二空港線と小池竜田線の交差点というふうなお話だったんですけども、それが右折レーンというお話でしたけれども、右折レーンというのはどちらからどちらの右折、熊本市内から第二空港線を走ってきて、熊本市内から高森線のほうに右折する右折レーンということで間違いないか。

それとですね、もしそうであれば、先ほど桜木小学校のところの交差点は熊本市、県道管理の場合は良かったということですけども、政令都市に伴う熊本市に委譲したということで、市は否定的な考えを持っているというお話だったんですけども、今回この桜木交差点の右折レーンをやっていますね、そこの交差点に入れなければ何の右折レーンの予備設計をするのかですね。

また、あと3万1,000台云々と言われましたけれども、3万1,000台の根拠とですね、3万1,000台は何ですかね。一日のどこの部分の計画交通量か何かですかね。何の部分なのか、全く意味が分からない部分なんです。3万1,000台と言えばですね、普通の道路でもですね、1万台あれば相当なもんだと思うんですけども、何が3万1,000台なのかですね、その辺もですね、もし

よければ一緒に教えていただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 中桐企画財政課審議員。

○企画財政課審議員（中桐智昭君） 企画財政課審議員の中桐でございます。8番野田議員の御質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほどの議案47号の11ページの交流人口等のビジョン策定の業務委託の件でございます。

一応、形としてまだ始まっているというわけじゃございません。今回内示というのが10月下旬と先ほど申し上げましたとおり、その内示後、一応、すぐ取りかかるという形になります。

で、業務委託のほうにつきましては、まちづくりの専門家に業務委託のほうをお願いしたいというふうに、今のところは考えております。

中身につきましては、専門家ばかりではなくて、議員さんも初め地域住民の方々、あるいはあそこにはふるさと学芸員等もおられます。と、農業関係の方、さまざまな方の利害関係者の方に集まっていたいて、ビジョンづくりのほうを策定したいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。8番野田議員の第47号一般会計補正予算、ページ、16ページ、桜木交差点の予算化について。

桜木交差点の右折レーンということにつきまして、あそこの交差点の容量比、不足している分で、右折レーン、熊本市側からサクラ方面に曲がる右折レーンが、滞留長が足りない。それと長嶺方面から熊本市の方向へ曲がる右折レーンが今の状態では不足している、滞留長が足りないということですね。それと、沼山津方面から長嶺方面のほうに行く右折レーンのほうも足りない。3方向。それと4方向も益城方面から長嶺方面のほうに行く右折レーンも不足しているということ、この4方向の右折レーンが足りなくて、需要比が足りてないということでもあります。

それと3万1,000台の根拠といいますのが、先ほど説明しましたけれども、私のほうの説明不十分ということで、これは益城台地開発3地区の日発生交通量、1日で発生する交通量が3万1,000台ということで、それは商業施設が東地区のほうで3万平米の部分と中地区の商業施設1万の商業発生部分と、それと住居系、西地区のほうの住居、中地区の住居、東地区の住居部分で、全部で日発生交通量が約3万1,000台ということでございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、1回目の御答弁ありがとうございました。最初の質問のですね、部分については、ワークショップ的なもので行っていくという考えでいいですかね。分かりました。ありがとうございました。

次のですね、桜木交差点の予備設計、右折レーンが足りないということですが、この桜木交差点というのは、これ、益城町、関係ありますか。というのが、桜木交差点の予備設計、これは熊本市ですよ、管理者は。予備設計を、例えば足りない。今、課長が足りないと言われてるんだから、足りないんでしょう。この予備設計をやってですね、区画整理にどのようにやっていくかというのが、多分、そのための土地区画整理事業に伴う桜木交差点予備設計という上げ方

をしてありますので、桜木交差点自体は熊本市の部分でありますから、益城町が予備設計をするなんていうのはおこがましいことで、あくまでも土地区画整理事業のほうが主語になってる議案かと思うんですよね。

この土地区画整理事業についてですね、桜木交差点の予備設計、熊本県、市、あと管理者、警察ですか、協議あたりで資料をつくる、または打ち合わせをするための予備設計ということですが、全てにおいてですね、無意味とは言いませんけれども、根拠がですね、乏しいんじゃないかと。

というのが、土地区画事業、さっき3万1,000台も全体の発生量、計画日交通量と。この交差点自体がですね、3万1,000台を見越しているというわけじゃないわけでしょう。ここの桜木交差点のですね、予備設計を行ってですね、それをですね、どのように土地区画整理事業につなげていくかをですね、実際をお答えいただきたいと。予備設計がいいか悪いかじゃなくて、予備設計はこれは熊本市の交差点なんですけれども、そこを益城がする意味があると。その意味についてですね、土地区画整理事業にどのようにつなげていくのかという部分ですね。

先ほどの先輩議員の質問の中では、桜木小学校に出る交差点は熊本市はやらないという意向を、課長のほうから御答弁あったと思うんですよね。それなのにここの交差点をですね、予備設計してですね、どのように持っていきたいのかと。益城町のですね、土地区画整理事業に対するですね、考え方をですね、整理して、この交差点の予備設計をやるのかというのがですね、大事なところだと思うので、そこをもう一度お答えください。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 8番野田議員の2回目の御質問にお答えいたします。

この交通協議の中で、区画整理の事業の中でですね、発生します交通をさばくためには、この交差点のほう、今現在のですね、交差点から発生する交通量をですね、さばくために、こういうふうにしなれば支障がありますよと。で、交通管理者のほうからも、この計画を進める上では、この交差点が支障があると。そのためには、管理者であります熊本市が行うか、益城町が行うかは、両方で話し合いながら、これ、どうにかやってくださいと。

熊本市のほうにそういう協議をやっていきましたところ、交差点の改良する予定はないと。原因者負担でどうですかとかいうふうな話もございました。

で、熊本市の地域の部分ですので、益城町がやりますとか、いろんなことは申し上げられませんが、今後協議しましょうと。で、協議する上ではですね、予備設計を持っていかないと協議にも応じていただけないということで、こちらの方でその分はやりたいと意思を伝えるためにもですね、ここは予備設計をうちのほうがやりますと。どういうところが足りないですよということのやつを示しをして、熊本市と協議をですね、今からやるために、この予備設計を持っていくということでございます。

確かに野田議員言われるように、管理者は全然違います。それを今後どうにか熊本市に協力しながらですね、話をして、どういう方向になるかを今後これで決めていきたいというふうに思っております。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 3回目の質問になります。もしですね、今言われたようなことがですね、事実、事実というか、そういうことであればですね、ぜひですね、委員会でですね、委員会で私、この委員会ですので、委員会でも結構ですので、詳細な内容をですね、例えば示していただきたいというふうに思っております。

先ほどから言ってるように、交差点はここだけじゃないわけですよ。県道も熊本高森線もあるわけですよ。今言われたように小池竜田線もあるし、東のほうに行けば菊陽線もあると。

ここだけの交差点をなぜ言っているかというとはですね、この交差点、今の協議自体がですね、協議の内容についてとやかく言うつもりはもちろんございませんけれども、ちょっと後手になってるんじゃないかという危惧があります。というのが、この交差点は、先ほど言ったように誰が工事をするか、誰がお金を出すかというのは別にしてですね、熊本市はやらないというふうな御意見があるという中でですね、益城町が予備設計をしてですね、ただ説明をしたいだけの予備設計をします。それに多分1年かかりますという中でですね、じゃあ、予備設計が終わって説明をしたらそれで終わりかという話にしかならないというふうな理解ですね、私はですね。

だから、益城町がですね、全体的にどのような形でこの土地区画整理事業を進めるためにどうというふうな全体的なですね、道路網を、交差点も含めてやるという中の一環であればですね、これが一つであればいいんですけれども、どうもこれ、単独にですね、ここだけやるというイメージしか持てないと。さっき3万1,000台と言われたですけども、3万1,000台がここに入るわけでもないですね。そういう中でここをやるのは、さて次の展開に行くのか、ただ余分にですね、1年間計画を延ばすだけではないのかというのがあるものですから、もしよければですね、委員会でも構いませんので、この交差点も含めてですね、全体的なものをですね、提示していただきたい。

東、中、西とあります。交差点が幾つあります。県道がどうあります。全体的な流れでこうなるからここをやるんですよという、ぜひ資料をですね、今回委員会で提出していただきたいと思っておりますので、その点について、最後ですけどもよろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 8番野田議員の3回目の質問に対してお答えいたします。

確かに野田議員言われるように、この区画整理事業をするためには町道関係、あとほかに町内にあります県道関係のやつもございます。その部分をですね、今後どういうふうやっていくかという部分につきまして、委員会の中でですね、たたいていただくというふうな提案でございますので、それは資料をお配りしながらですね、今後どういうふうにするかということはお示していきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。

先ほど9番宮崎議員から議案第47号の9ページの基金のところ、委員会ではなく早くということで、今ちょっと調べさせましたところ、現在の残高といたしましては、昨日、私が決算書の

99ページで申し上げたところが現在の基金の残高ということでございます。

もう一度申し上げますと、38億2,991万2,000円です。これが現在の残高という、決算書の99ページが、各区分ごとにも上げております。

で、今回の補正で、4億3,000万減額させていただきまして、補正後が5億4,300万となりますので、これを全部繰り入れてしまいますと、この38億からこの部分が減ったところが残高になるというところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 宮崎議員、ようございますか。一応今で報告です。

（「あとは委員会で」と呼ぶ者あり）

はい。午前中はですね、これで終わります。

午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午前11時42分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

午前中の議案に対する質疑はほかにありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺でございます。

議案の47号と議案の51号、1点ずつお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

議案47号一般会計補正予算（第3号）のですね、11ページ、目の電子計算機ですかね、の節の13節委託料と18節備品購入費、これについて説明を聞きましたが、ちょっと詳細な説明をお願いしたいと思います。

それから、議案第51号平成27年度公共下水道特別会計の第1号ですね。10ページですかね。事業費、公共下水道の節のですね、15節の工事請負費、管渠築造工事等のですね、9,880万の減額ですね、これについての御説明をお願いいたします。

第1回目、以上、お願いしときます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。16番渡辺議員の議案第47号一般会計補正予算の11ページでございます。

総務費の中の電子計算機運用の中の13節と18節でございますが、これは社会保障税番号制度、通称マイナンバー制度でございますが、その導入に伴いまして、国が開発しております地方公共団体情報連携中間サーバーと町とを接続して、平成28年の1月からこのシステムでの連携のテストを行う必要があるために、13節ではシステムの構築の委託料、それから18節ではファイアウォール、それからL2スイッチ管理端末、中間サーバー接続端末、DNSサーバー、その他ラック等の備品購入を計上させていただいているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。16番渡辺議員の質問にお答えさせていただきます。

議案第51号平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算書（第1号）、10ページ、1款事業費1項公共下水道費1目公共下水道費15節工事請負費についての御質問だったかと思えますけども、この15節工事請負費につきましては、国庫補助金あたりはですね、大分減額されてきましたので、これに基づいたところで工事請負費を減額するものでございます。

減額する箇所としましては、現在、飯野地区、それから津森地区あたりを下水道工事を行っておりますけども、今年度を実施する予定であります津森地区の一部についてですね、次年度に繰り越しを行いまして実施したいと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） どうも1回目ありがとうございました。それでは、総務費の委託料のところでですね。システム委託と備品購入。備品購入は、マイナンバーの備品購入ということですかね。そうしますと、今、例えば住基ネット、今いろいろ印鑑証明書とか、ああいうとも、やっぱいろいろ変わるわけですかね。その点を少しお願いしたいと。

それと当初、住基ネットをしたときは、セブンイレブンかな、ああいうところにあれするための補助か何かをちょっと出したような気がいたしますが、その辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

それから、下水道のほうですけど、51号、国庫補助が減ったからその分、それに対しての減額ということのようでございますが、大体毎年国に補助金を申請するわけですよね。そのとき、大体国の補助に対して何%かという、そういう、結局、町の財政を使うような形になっているわけですか。その点、パーセントでも結構です。金額でも結構ですけど、大体今年はこれだけ国に申請しますと。それに対して、町はこれだけということで、一応は予算に計上されると思いますが、その辺をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。16番渡辺議員の2回目の質問でございます。

マイナンバー制度に伴いまして、今回、電子計算機で上げております部分は、御存じのようにマイナンバーが全国的なネットであるために全国統一的なネットワーク構成が必要ということで、ここで上げている部分はそのネットワークを構成するための委託料と機器購入費でございます。

あと、住基関係につきましては、また住民生活のほうから住基関係はお答えすると思えます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 森部住民生活課長。

○住民生活課長（森部博美君） 住民生活課長の森部です。16番渡辺議員の質問にお答えします。

先ほどのマイナンバー制度に伴うコンビニ交付の件ですけれど、今回の補正には上程しておりません。当初予算で金額をちょっとここで控えてませんが、300万ほどのシステム改修を上程しております。以上でございます。

それと、セブンへの補助ということですが、コンビニへの補助はいたしておりません。手数料として1件当たり交付手数料として123円を手数料として支払っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田でございます。16番渡辺議員の2回目の質問にお答えさせていただきます。

年度当初ですね、下水道工事としましては、一応3億円程度の工事を見込んでおまして、国のほうにその補助金の要望額として約1億4,400万ほどを要望しておりました。

これに対しまして内示額が9,700万程度でございましたので、その分、工事関係が減少すると思います。減少した分につきましてはですね、一般会計からの繰入金とか繰出金あたりである程度は補っておりますけども、計画どおりの工事はできないかと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 3回目の質問を行います。

47号については分かりました。それから、51号、下水道については、3億円に対して1億4,400万の申請をしておるといことですかね。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

それに対して、9,700万が今度減額。

（「内示額」と呼ぶ者あり）

内示額ですね。

それと、そうしますと、結局下水道あたりも、当然、それぞれ毎年毎年、現場は異なってきますから、それぞれの金額的にも相当開きがあるところがあるかと思いますが、例えば去年は非常に当初予算から6月に減額して9月にまた増額、そしてまた12月に増額ですかね、そういう形ばとっておられました、それぞれ12月ごろにはある程度調整をされると思っておりますが、その辺はどういう形でそういう形になってくるんですかね。それをもう一点、お聞かせ願いたいと思います。以上です。

○議長（稲田忠則君） 富田下水道課長。

○下水道課長（富田正秀君） 下水道課長の富田です。16番渡辺議員の3回目の質問にお答えいたします。

昨年度、また補正あたりですね、何回か減らしたり増やしたりしたということでの御質問でございますけれども、前年度はですね、当初内示額を受けまして、それから交付額が減額されたということで補正で一旦落としております。その後、国庫補助のほうですね、追加要請額があっております。追加があったということで、うちのほうはその追加のほうを応募して、その分を交付金としていただいたということで、また増額の補正を行ったということでございます。

先ほど質問の中にですね、数字的なことということでおっしゃられておりましたけども、うちから要望額に対して、国からは大体50%、国の補助は50%になります。残りは町のほうが負担するという形になります。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、次に議案第54号「平成26年度益城町一般会計決算認定について」から議案第60号「平成26年度益城町水道事業会計資金剰余金の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 5番榮です。

先日、自治会館において新人議員講習会がありましたので、そのときに議会進行とかいろいろ教えていただきました。新人議員ですので、その方法を実践して勉強したいと思います。

まず、質問は簡単明瞭にやりなさいということです。お願いします、ありがとうございましたという言葉は必要ないということで勉強してきました。よろしく。

一般会計、議案第54号、9款1項2目13節、77ページ上から9行目ぐらいです。消防施設費の中で、熊本市消防局常備消防事務委託料について伺いたい。

日ごろから緊急出動して町民の生命財産の救済に尽力されている消防署員の皆さんには心から感謝しています。しかし、ここだけはしっかりとちょっと押さえておきたいので1回目の質問をさせていただきます。

まず、支出総額3億6,924万5,877円に対して不用額245万9,125円とありますが、いかなる理由でこのような不用額が発生するのか、詳細について伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。5番榮議員の御質問にお答えいたします。

議案第54号平成26年度益城町一般会計決算書、77ページでございます。

9款1項2目13節委託料でございます。この中の熊本市消防局常備消防事務委託料についての御質問でございます。この不用額の理由でございますけれども、常備消防事務委託料の不用額の主な理由としましては、まず庁舎管理費の中で電気、水道、ガス等のライフラインに関する経費及び電話代などの不用額が多く発生しております。この理由としましては、緊急時を想定して、当初予算でその分を多目に計上しているものと思われま。

それから、そのほかの理由としましては、呼吸用のボンベ、それから救急システムのリース料などの入札残がございます。それが主な理由でございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 今の1回目の質問に対して使用頻度、それから備品の供給の過程による差額発生と理解いたしました。よろしいでしょうかね。

それから2回目の質問をいたします。

この委託料の予算の作成ですけど、これは益城町消防署において、幹部のほうでやっているのか、それとも町の財政企画、あるいは熊本市の消防局で予算を作成して、益城町に今年度はこの

金額を用意しなさいと指示されるのかどうかを伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。5番榮議員の2回目の御質問にお答えいたします。

委託料の予算案の作成はどこでやっているのかという御質問だろうと思いますが、常備消防事務委託料の予算の計上方法につきましては、まず熊本市の消防局で行います。消防局の財政担当である管理課において、益城西原消防署の経費を含みます全体の予算を作成しております。その後、熊本市の財政課のほうで1回目の予算査定が行われます。それをもって、その1回目の査定が終わった後に益城町のほうに説明があります。その説明を受けまして、益城町の総務課と企画財政課で2回目の査定を行っております。

熊本市の消防局からの予算の指示があるわけではございませんで、必ず委託先である益城町西原村との協議を行って決定しているわけでございます。

なお、益城西原消防署の意向といたしますか、財政に関する意見は、当初熊本市の消防局で予算を作成いたしますので、その際に反映されるものと思っております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 5番榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） それでは、3回目、最後の質問をいたします。

平成26年度の支出済額は3億6,924万5,877円となっておりますが、平成25年度の支出済額は幾らだったのでしょうか。ちょっと金額が多いような気がします。消防車あたりは新車を購入すれば1台3,000万ぐらいと一応聞いてます。職員の増員もあったとは今のところ聞いてませんが、何か熊本市消防局から特別な補正の積み立て要請があったのか、そこのところ詳細について伺いたい。以上、質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 榮議員の3回目の御質問にお答えいたします。

平成25年度の益城町の高遊原南消防署組合負担金でございますけれども、これは3億3,735万1,000円でございます。というわけでございまして、平成26年度は約3,189万円の増加となっております。

主な理由でございますけれども、旧高遊原消防署にはなかった部分でございまして、消防救急デジタル無線の整備費、これが約4,500万ぐらいかかりますけれども、あと消防指令管制システム経費、この部分などが委託料の中に入っているというところでございます。

それから、熊本市からの特別な補正の積み立て要請がなかったかという御質問でございますけれども、消防局からの提出されます益城西原消防署の予算の中には積み立ての項目というのはございません。というわけでございまして、その年度に必要な部分だけ予算を計上しております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田でございます。

一般会計の14ページ、町民税についてお尋ねいたします。町民税の回収も前年より回収率も上がって努力されていることを非常に喜んでおります。しかし、25年度に不納欠損金が5,800万円ほど処理されており、また本年1,590万ほど不納欠損金として処理してあります。この1,590万の個人、法人の件数と、一番納めとらん個人、法人の金額を教えてくださいと思います。お願いします。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） 税務課長の緒方でございます。2番下田議員の御質問にお答えします。

平成26年度益城町一般会計歳入予算につきまして、ページの15ページをお開きください。

まず、町民税につきましての中身でございます。失礼しました。町税につきまして、1,596万8,308円ということで、まず町民税、町税につきまして511万341円、こちらが個人と法人に分かれて一応不納欠損ということになっております。

この中身につきましては、まず現年課税分、こちらが8万6,214円となっております。こちらの内訳としまして、まず死亡、外国人、帰国2名分の不納欠損ということです。それから、滞納繰越分435万5,254円、こちらのほうが内容につきましては死亡3名、それから生活保護9名、生活苦50名、行方不明者2名、計の64名分となっております。

不納欠損をする場合には、安易に税額を落とすわけにはいきません。この根拠としまして、まず不納欠損とはどういうことかといいますと、滞納分の徴収金が徴収できなくなったとしまして、その調定の金額を消滅させるということが不納欠損といいます。この内容を地方税で定めております不納欠損を行う条件としまして三つございます。

一つは、15条の7の執行停止後、執行停止をかけて3年で欠損に落とすと。それから、同じく15条の7の即時消滅というのがございます。これは企業の倒産また死亡による相続人がいない場合、また外国への転出、帰国が望めない方と。それから、もう一つが18条による5年時効消滅と。こちらのほうは5年時効ということで、納付勧奨をずっと行ってまいりましたが、生活困窮等で納付が非常に見込めない方あたりが対象になっております。今回の町民税に関しましては、この現年課税分に関しましてはこの15条の執行停止による欠損処理ということで、即時消滅をかけております。

それから、滞納繰越分に関しましては435万5,254円ですけども、こちらのほうは15条によりまず執行停止による欠損額が411万3,160円、それから5年時効、18条によりまず不納欠損こちらが24万2,094円ということで欠損をしております。

それから、法人町民税ですけども、こちらの方が66万8,873円ということで、こちら企業倒産が12件分ございました。こちらのほうが執行停止による15条による欠損処理としまして47万3,073円と、それから18条の5年時効による欠損額としまして19万5,800円ということで、欠損に至っております。一応、町民税につきましては以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 質疑はありませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番上村です。

議案54、20ページと21ページにまたがっております。54号議案、15款使用料及び手数料1項使用料4目土木使用料2節の住宅使用料の欄で、調定額のほうが1億8,283万200円、収入済額のほうが9,444万6,260円、また収入未済額のほうが8,838万3,940円となっております。

この中でですね、調定額については過年度の滞納分というのが加算されているためにですね、ちょっと分かりにくいんですけど、実際26年度において何世帯、幾らくらいの滞納額が発生しているのか。特にですね、100万円以上の高額滞納者は何世帯、幾らくらいになっているのか、その内訳についてですね。それとですね、過年度の滞納分においては、この中から幾らくらいが徴収できたのか、これについて伺いたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。1番上村議員の御質問にお答えします。

一般会計の決算書20ページ、21ページの部分で、住宅使用料の分についてお答えいたします。

現年度分につきましてはがですね、調定額が9,755万5,200円、収納額が8,886万1,500円、収納率で91.09%。過年度分につきましては、8,527万5,000円が調定額、収納分が428万5,860円、収納率でいいますと5.03%。合計がここに一応掲げておるところでございます。

それとですね、未納の分について滞納者がどれだけあるのかということで、合計ですね、89件の方がいらっしゃいます。そのうち100万以上の方がですね、全部で30名、最高の滞納者の方が512万ということになっております。

○議長（稲田忠則君） 1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） 1番上村です。詳しい説明をありがとうございました。

先ほどお伺いしましたが、25年度においてですね、欠損額のほうが633万9,300円発生しております。昨年度はですね、欠損のほうが発生しておりませんが、この欠損の発生を未然に抑えるためにですね、過年度の滞納分の徴収のためにですね、どのような努力、対策がなされているのか、詳しく説明のほうお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 上村議員の2回目の質問にお答えします。

滞納分をどうやってしてるのかといいますと、まず現年度につきましては新しい滞納者をつくらないということで、2カ月滞納されたら。新しい方ができたというときには、すぐ電話催告をしております。何しろ住宅使用料でありますので、大体2万円程度ですので、2カ月になれば4万になります。3カ月目で、今度は現の月料を考えますと6万ぐらい払わなると。6万だと、すぐには払えないというふうな状況が出てきますので、極力その滞納月の分がですね、早いうちに連絡をしながら、忘れていませんかというふうなやつでですね、電話を入れたりとかしてます。

それとあと、長期滞納がですね、先ほど一番最高額512万というふうに言っておりましたけれども、その方についてもですね、年金額がですね、偶数月で年金が入ってきますけども、それにプラスして今払ってもらっております。最高が512万になっておりますけども、今、徐々に減っ

てきてる状況ではございます。何しろ窓口のほうに来てもらったり、こちらのほうから行ったりしてですね、あと保証人等にも連絡をしたりとかして払っていただくという方法をとっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 上村議員いいですか。

質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 先ほど、今の同僚議員のほうからも言われましたけれども、町税については済みません、固定資産税と軽自動車税についてもお願いいたします。

それとですね、これ73ページのほうになりますけれども、都市計画費の中で13節委託料1,191万2,400円上がってますけれども、益城台地開発計画関連交通解析調査で上がっております。その内容と、これについては先ほど質問をいたしました補正の分について関係してるのかどうかも一つ教えていただきたいと思えます。

それとですね、これは大変すばらしい意見書を出していただいております代表監事の濱田委員についてですね、まとめの文で予算の執行について、結びということで、いろいろ御所見をですね、書いていただいております。今、同僚議員からも質問がありましたとおり、国民健康保険についてですね、徴収方法等についてもですね、御指摘を受けております。また今後の財政運営についてもですね、御指摘を受けておりますので、よければですね、一言ですね、御所見についてですね、お答えいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） 税務課長の緒方です。8番野田議員の質問にお答えします。

まず、先ほど町民税につきましてお答えしましたが、今度は固定資産税と軽自動車税ということで御質問をいただきました。この内訳につきましては、まず滞納繰越額が不納欠損額としまして1,053万7,128円ということで、こちらのほうの内訳としまして、死亡者5名、それから生活保護者5名、それから生活苦50名、行方不明者が2名、計62名分の内訳となっております。こちらを不納欠損ということで地方税法に基づきまして15条執行停止をかけて欠損をしているということで、こちらのほうが1,033万28円、それから5年時効による欠損額、こちらが18条によります額が50万4,100円ということが内訳でございます。

それから、軽自動車税につきましては32万839円ということで欠損額が上がっております。こちらのほうの現年課税分が4,000円ということで、これは企業倒産による1件分でございます。こちらは15条の執行停止による即時停止として欠損処分をいたしました。それから、2番目の滞納繰越分31万6,839円。こちらのほうは死亡6名、それから生活保護6名、生活苦32名、行方不明者が2名、計46名分となっております。地方税法に基づきまして、15条執行停止による欠損額が28万8,039円、それから18条の5年時効による欠損額が2万8,800円となっております。内容については以上でございます。

税収の今後の方向性ということで、不納欠損につきましては税務課としましては余り好ましいこととは思っておりません。しかし、滞納者の実態調査等によりまして税収が見込めない場合は、

地方税法によります執行停止をかけて不納欠損処理を行うことも必要となっております。納税の公平性を保つために、必要に応じて差し押さえ等のこれから滞納処分あたりに取り組みまして、また税収の確保という意味では、口座振替の新規加入者の促進、またコンビニ収納の周知あたりを行いながら、税の収納に努めてまいりたいと思っております。

コンビニ収納が昨年の平成26年の4月から発足しまして、大体約1万6,000件、収益が約2億円ほど上がっております。全国で4,700カ所のコンビニ収納がございます。全国からの入金も可能ということで、一応そこら辺の周知あたりも努めてまいりたいというふうに思っております。

内容につきましては、以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 杉浦都市計画課長。

○都市計画課長（杉浦信正君） 都市計画課長の杉浦です。8番野田議員の御質問にお答えします。

一般会計決算書72ページ、73ページ部分で、都市計画総務費の中の委託料、益城台地開発関連交通解析調査委託料についてお尋ねですが、補正の部分でしている分との関連はあるかということで、これは関連がございます。この解析によりましてそういう数字が出て、一応出しております。今度委員会のときに資料をお渡しするという中で、この交通解析のこの調査委託の資料等を御提示しようというふうに思っております。

○議長（稲田忠則君） 濱田代表監査委員。

○代表監査委員（濱田義紀君） 代表監査の濱田でございます。8番野田議員の御質問にお答えいたします。

特別会計国民健康保険の所見についてということでございましたが、これにつきましてはやっぱり年々見えますけど、医療費のアップがずっと続いているのと、それに対してそれを補うために基金の取り崩しながら懸命に行っておられます。よって、各他の市町村のほうもですね、このところ、もう一般会計から補助をしていただいて運営をやっているところがほとんどでございますが、今のところ、益城のほうは、何とか今えっちらこっちらでやっております。

よって、やはり町民の健康に対する意識をですね、今後もやはり高めていただくと同時に、やっぱりこの国民健康保険税を納入していただくということを切にお願いする次第であります。よって、やはり町民の健康を担うのはこの国保しか現在のところございませんので、ひとつ皆さんのほうでもそのあたりを御理解していただくと同時に、ひとつ住民の方なんかに御理解をお願いしたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 済みません、1回目の御答弁ありがとうございました。

順次、固定資産税について御説明ありがとうございました。済みません、固定資産税についてですね、1点だけ、もう一つお尋ねですけども、死亡というのも5件ですかね、あっておるんですけども、固定資産の金額についてですね、個別の部分についてはここで教えていただきたいとは思いませんけども、差し押さえ等ですね、固定資産税についての差し押さえ等は、今、町でいろいろやられているのか、そういう実績があるのかをちょっと教えていただきたいと思います。

次に、都市計画費のほうは、委員会のほうで、済みませんけれどもよろしく願いいたします。

それと代表監査の濱田委員、ありがとうございました。今、代表監査の濱田委員ほうからも御指摘がありましたとおり、基金のほうも国民健康保険については大分少なくなっていると思いますので、今後のですね、対応については、ぜひですね、執行部のほうにおいてはですね、いろいろなアイデアを出してですね、やっていただいて、早目早目のですね、議会等にいろんな申し出があるようであれば、早目早目に提出していただきたいと切にお願いをしておきます。

それからもう一つですね、今後の財政運営についてというのもありますので、審査意見書のほうで申しわけありませんけども、自主財源を高めるための政策的な努力はもとより、公平性という観点からも訴訟を含めた強い対応が必要であるということもありますので、国民健康保険にもつながりますけれども、訴訟等もですね、町のほうは勇気を持ってやるべきことはやるというふうな努力をしていただきたいと思います。

それと自主財源についてですけども、新たな再生エネルギー、特に太陽光等はですね、自主財源、益城町の税収も一つの企業からですね、云千万という税が上がってくるというふうな形も聞いておりますので、自主財源の確保を高めるためにはですね、益城町としてもいろんな協力的なものをやってはいかがかと思っておりますが、これは町長でも結構ですけどもお答えいただきたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） 税務課長の緒方です。8番野田議員の3番目の質問にお答えします。

まず、固定資産税について、死亡あたりについての質問が一つ、それから差し押さえ等をやっているのかということで御質問いただきました。

まず、死亡者といいますと、やはり税金の場合は死亡してもやっぱり相続人あたりに納税の義務が発生します。こちらのほうでは一応相続人がない方が一応対象ということでなっております。

また、差し押さえ等につきましては、うちのほうで26年度に実施しております内容をちょっと御説明します。

まず、動産の差し押さえにつきまして、今年は、26年度は13件ほどやっております。収益のほうは450万ほど上げております。それから、動産につきましては、現金、預金、調査あたりをやっておりますけども16件と。こちらが19万4,000円ほど収益を上げております。それから、債権、こちらのほうが早収しまして、給与の差し押さえ、それから預金の差し押さえ等、総額3,100万ほど債権の差し押さえをやっております。390件になります。

それから不動産、こちら固定資産になりますけれども、こちらのほうが8件、不動産の差し押さえをしたということで、1,033万ほど収益を上げた。こちらは差し押さえ分で任意売買等配当があった分というふうになっております。差し押さえをしたから収益が上がるというわけではございませんけども、そこを解除することによって、公売とかそういうことによりまして収益を得るというような形をとっております。総計427件ということで、約4,500万ほどの滞納処分による収納した金額となっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 藤岡企画財政課長。

○企画財政課長（藤岡卓雄君） 企画財政課長の藤岡でございます。8番野田議員の自主財源についてのお尋ねでございますが、議員おっしゃるように自主財源のやっぱり主なものは町税でございますので、町の施策としましてはやっぱり企業誘致、それから今、地方創生で取り組んでおります移住、定住あたりで人口の確保が必要だと思っておりますので、そちらのほうに全力を挙げたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 質疑はありませんか。

11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 11番寺本です。さっき同僚議員から簡潔にということでしたので、簡潔に質問いたします。

ページは平成26年度の決算書ですね。ページは38ページです。10目の男女共同参画センター運営費の中の11節需用費、不用額が48万1,131円、修繕費ほかですね。この説明をお願いいたします。

同じく41ページ、4目収納率向上対策事業費3節の職員手当、不用額60万7,982円、時間外勤務手当です。この説明をお願いいたします。

同じく80ページです。小学校費の中の2目教育振興費18節備品購入費、不用額344万2,694円、同じく中学費の中の学校管理費の中の18節備品購入費、不用額182万7,180円、同じく次のページの82ページです。教育振興費18節備品購入費、不用額106万206円ですね。以上ともう一点ですね、72ページです。3目の下排水路整備費、これは14節、15節、16節、予算規模が750万で支出済額が458万5,356円です。不用額が291万4,644円です。これは平成26年度の支出済額が458万5,356円ですけど、私もえらい少ないなと思って27年度の当初予算を見てもみましましたところ、27年度当初予算は、下排水路整備工事費が予算額が400万しかありません。今後どうするのかなと思ひまして質問をさせていただきました。御見解をよろしくをお願いいたします。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。議案第54号平成26年度益城町一般会計決算書でございます。39ページでございます。

男女共同参画センター運営費のですね、11節需用費の不用額について御説明申し上げます。備考欄には、内容につきましては修繕費ほかとなっております。ただ需用費でございますので、通常の水道光熱費、これから消耗品等もろもろの合計というところでこの金額となっておりますので、必ずしも金額が修繕費全体ではございません。いわゆる需用費全体でこの金額が残ったというところでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） 税務課長の緒方です。11番寺本議員の御質問にお答えします。

ページが41ページ、歳出になります。この中の2款総務費4目収納率向上対策事業費のうちの3節職員手当のうちの時間外勤務手当60万7,982円の内訳ということで、納税相談あたりをですね、毎週水曜日、職員6名によりまして月4回になるんですけども、こちらのほうの内訳と、それから第3日曜日、月1回納税相談、並びにそちらのほうで入金あたりもいただいております。

詳細な内訳といいますと、具体的にはそこまでしかちょっと資料を用意しておりませんので申しわけございません。これが主な内訳でございます。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課課長の田中でございます。11番寺本議員の御質問にお答えいたします。

議案第54号一般会計決算認定のうち、ページで81ページ、小学校費の教育振興費の18節備品購入費の残額の件ですけれども、こちらに関しましては小学校の改訂の教科書を昨年度購入するようにはしておりましたけれども、全科目、購入決定が9月ごろに行うために、それから業者のほうの手配するために、全科目を購入する予定でしたけれども発行できないものがあったということで、全科目の購入ができなかったということで残額が生じております。

それから、同じく81ページの中学校の学校管理費の備品関係ですけれども、こちらに関しましては学校の備品購入等に多くなっておりますけれども、こちらに関しましては入札等による残額が出た関係で不用額が生じております。

また、次のページの教育振興に関する備品ですけれども、こちらに関しましても学校の教材、授業等で使う教材等に関しましての備品ですけれども、先ほどと同じような形で見積書等をとった結果、安く購入できたということで不用額が生じております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。11番寺本議員の御質問にお答えいたします。

議案第54号平成26年度益城町一般・特別会計歳入歳出決算書の中のページ72、73にかけてあります8、4、3、都市計画費3目下排水整備費の中の3節、14節、15節、16節ということで、この不用額が出ていると。それから今年度の予算に関してはちょっと少ないのではないかとということでございます。

26年度決算におきましては、下排水路整備におきましては、下排水路が単体でその下排水路が流れているところをこう整備するわけでございますが、単独費でございまして、まず14節におきましては5件ほど対応させていただいております。

それから、工事請負費におきましては、水害の常襲地帯の箇所がございまして、ここの整備を1件、それから原材料におきましては2件、これはもう下排水路の整備ということで原材料を使用しております。

道路とかほかのものに比べまして、下排水路におきましては、平成26年度におきましては、整備をする需要が少なかったのではないかとというふうに考えております。道路と一緒に並行してある場合はですね、道路で整備することも可能ですが、単体で下排水路がある場合はこちらのほうで予算を計上しております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 11番寺本英孝議員。

○11番（寺本英孝君） 2回目の質疑をいたします。38ページの11節の需用費なんですけど、この修繕費、前年度予算よりも260万ばっか増えとつとですもんね。だけん、私が言いたいのは、

修繕費というか、特別大きい修繕があったのかな。そのあたりをもう一度。

ずっと、この40ページの収納率向上対策事業債で事業費の中ですね、確かに不用額が60万7,982円、確かに先ほども同僚議員からいろんな町税とか固定資産とかですね、いろんな質疑がありますね、収納率の向上も大分前年度よりも図られておりますけど、私が言いたいのですね、この時間外勤務手当ですね。これが支出済額がですね、前年度はですね、146万3,000円ぐらいだったですよ。して、不用額が200万ぐらいあったっですよ。前年度は不用額が。予算規模もですね、大して変わっとらんとですよ。それに今年はですね、支出済額が前年度よりも100万ばかり増えておるわけですよ。増えとってということは、税務課ですから係が幾つかあるでしょう。だけん、ただ、その夜間徴収とかじゃなくてですね、固定資産とか納税係とか住民税係があるでしょう。だけんですね、そのあたり。やっぱ職員の時間外が100万ばかり、一つの課で増えとるけんですね、そのあたりを今度は課長詳細に分かればお願いしたい。

前年度は200万ばかり不用額が出とつとに、今年は逆に不用額は60万7,000円ぐらいで減っておりますけど、支出済額が今年は247万ですか。前年度146万ぐらいしかなかったですよ。前年度よりも100万ばっか増えとるからですね、よっぽど一生懸命なって時間外、仕事せんとですよ、一つの課ですよ、100万もなんて増えんとじゃなかろうかねて単純に思うわけですよ。ですから、そのあたりの説明をもう一度お願いいたします。

すと、この80ページから82ページですね。小中学校の、全部18節でですね、備品購入費、備品購入費、教材とか施設器具とかいろいろありますけどですね、不用額がですね、特に小学校費の2目の教育振興費の中の18節小学校費のですね、前年度よりも予算あたりも1,500万ばっか増えておるわけですね、前年度よりも。そして、この不用額が344万2,000円だからですね、私が言いたいの、この同じ18の備品購入費あたりがですね、小中学校でですね、不用額がですね、特に100万超して多いからですね、このあたりをですね、もちっと予算査定とか何とかですよ、あるいは現場とですよ、意思の疎通を図ってですよ、したほうがようはなかろうかと、私はそのあたりを言いたいわけですよ。別に学校にですね、いろんなことに使うのは、もちろん必要です、子どもたちにですね。ただ余りにもですね。

予算は小学校費の18節は1,500万ばかり去年よりも増えとつとにですね。去年は87万ぐらいしか不用額が出とらんわけですよ。しかし、今年は340万ばっか出とるからですね、もちっとそのあたりはですね、精査して、現場と意思の疎通を図ったがいいのじゃないかなという感じを受けました。以上です。2回目の質疑を終わります。

そすと、もう1点、建設課のほうですけど、私が言いたいのですね、今年の26年度の執行された金額が450万ぐらいになっております。27年度は下排水路整備予算400万しかありません。今後、今後補正を組むとか、さっきいろんな流用とかですね、いろんな問題ありますけど、これで大丈夫ですか。そのあたりの所見をですね、一言お願いしたいわけですよ。以上です。

○議長（稲田忠則君） 森田総務課長。

○総務課長（森田 茂君） 総務課長の森田でございます。寺本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

39ページ、男女共同参画センター運営費、需用費のうちの修繕費が増えているという、その理由でございますが、平成26年度台風被害がございまして、男女共同参画センターの1階の屋根が修繕費で使っております。建物共済で2分の1が補助がありましたけれども、その関係で金額が増額となっております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 緒方税務課長。

○税務課長（緒方 潔君） 税務課長の緒方です。寺本議員の3回目ですかね、2回目の質問にお答えします。

職員手当の中のこの時間外勤務手当が非常に増えているということで、100万ほど増えていることを御指摘をいただきました。時間外勤務手当、こちらが5時から夜の8時まで毎週水曜日、そして日曜日が8時半から5時までということで、一応時間外勤務手当が対象になっておりますけれども、この100万の増加につきましては、ちょっと、きょうはちょっと私のほうで分析ができませんので、ちょっと帰りまして内訳を調べて、また後日御報告したいと思っております。申しわけございません。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課長、田中です。寺本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

小学校教育振興費の備品購入なんですけれども、学校の教科書につきましては4年に1回改訂を行います。それが昨年平成26年ということになっております。そのために、25年度と比較して、予算規模としては大きくなっております。その改訂があったときに、指導書とか実際、教科書等選定する必要がありますけれども、教科書の選定が9月だったために、先ほど申しましたように全部の教科の分をそろえることができなかつたということで、残額が、不用額が出ております。ただ残りました、そろわなかつた分については、平成27年度予算で対応するというようにしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂本建設課長。

○建設課長（坂本忠一君） 建設課長の坂本でございます。11番寺本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

平成27年度の予算額がですね、26年度に予算額に比べて少ないのではないかとということでございます。確かにちょっと圧縮されておりますが、議員おっしゃるとおりに要望があれば、必要に応じてですね、その辺の予算措置をやっていくべきかと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。ちょっと急いで一、二点だけ、1点だけお伺いします。

今、同僚議員のほうから不用額についていろいろと質問がありましたが、私も工事請負費ですね、この不用額について、これはもう入札残で済ませればそれでいいんでしょうけれども、かなり大きいものというか、この一般会計の決算書の中の83ページ、学校管理費の中で工事請負費です

ね、これも前年度からの繰越明許費で来とるんですけども、これはエアコンのあれだったと思うんですけどね、中学校施設整備工事費、これです、不用額が4,135万4,000円、つまりもうやがて3分の1ぐらいが不用額になっているわけですね。これは何か工事の変更があったのかな、確かに何かこれ工事費、特に議会のほうでかなり入札率というのか、落札率が低かったというのは記憶がありますけども、この辺どのように捉えたのか。あんまりこう、差があるとですね、工事がしっかりちゃんとできるのかとか、いろいろなこともありますし、またこっちが発注するときの積算あたりはしっかりちゃんとできとったのかですね。で、価格あたりがちょっと、予定価格そのものが上だったのかなと。高かったのかどうか知らんけども、余りにもこれが4分の1以上余ってるもんですから、この辺どういうふうになってるんでしょうか。お伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 田中学校教育課長。

○学校教育課長（田中秀一君） 学校教育課長、田中です。14番中村議員の御質問にお答えいたします。

ページが83ページ、中学校の学校管理費の中の工事請負費残額が少し大き過ぎるんじゃないかなろうかというような御質問かと思えますけれど、こちらに関しましては繰越明許のほうで事業を行っておりますので、済みません、ちょっと私の勉強不足で、繰越明許の分が不用額の大きかったところで、ちょっと補正で落とせるかどうかというのは、ちょっと勉強しておりませんので、申しわけございませんけど。一応、先ほど議員が言われましたように、こちらに関しましては入札の残ということで、そのままにしております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 河内総務課審議員。

○総務課審議員（河内正明君） 総務審議員の河内でございます。14番中村議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

26年度の中学校の空調関係の工事費について、残がかなり出てるんじゃないかという御指摘でございますけども、入札関係につきましてはですね、工事を一応空調のほうの機械設備工事、それから電気工事ということで、それぞれ益城中で2本、木山中で2本、合計4本の工事を発注をさせていただいております。

で、御指摘のとおりですね、応札していただいた各社がですね、もう頑張っ、一生懸命応札していただいたということで、落札率がですね、益城中の空調機械設備で90.29%、それから益城中の電気設備工事で94.6%、木山中の空調機械設備工事が89%、木山中学校の空調電気設備が94.95%ということで、落札率が大体95%を切ってるということで、かなり低いということで、ざっとちょっと金額をですね、おおむねはじいてみたんですけども、税抜きのベースで大体約1,000万ぐらい、予定価格からですね、入札金額のほうは下がっております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 2回目の質問ですが、工事請負契約で、これも議会のほうに多分かかってきたかと思えます、この工事の場合は。たしか議会でやって、議会のほうが承認したんだと思いますが、落札率が94とか90ですね、89が一番低いですけども。それでしてもですよ。だから、もともと予算は繰越明許費はあるけど、それは工事の予算を組んどったわけで、もともと予算額

を組むときの査定というよりも、ある程度積算して予算は組むわけでしょうから、そのときがもうちょっとちゃんとしたですね、見積もりというか、その辺ができなかったのかなということなんです。4,000万も余るなんちゅうのは、ちょっとですね。予算の27%ぐらいが余ってるものですから、この辺の予算の組み方をもうちょっとしっかりやってもらえればなということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですから、これで議案第54号「平成26年度益城町一般会計決算認定について」から議案第60号「平成26年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について」までの7議案に対する質疑を終わります。

なお、詳細につきましては各常任委員会において十分審査をしていただきたいと思います。

議案第47号「平成27年度益城町一般会計補正予算」から議案第63号「町道の路線認定について」までの17議案につきましては、皆さんのお手元に配付しております常任委員会付託区分表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

これに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって議案第47号「平成27年度益城町一般会計補正予算」から議案第63号「町道の路線認定について」までの17議案につきましては、お手元に配付の付託区分表のとおり、それぞれの所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の日程を全部終了しました。これにて散会します。

---

散会 午後2時52分

平成27年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年9月8日午前10時00分招集
2. 平成27年9月10日午前10時00分開議
3. 平成27年9月10日午後2時15分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 7番 吉村建文議員
- 9番 宮崎金次議員
- 3番 富田徳弘議員
- 6番 中川公則議員
- 10番 坂本 貢議員

---

7. 出席議員（18名）

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君  | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君  | 5番 榮正敏君   | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君  | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本 貢君 | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君  |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君  |

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |             |       |           |         |
|-------------|-------|-----------|---------|
| 町長          | 西村博則君 | 教育長       | 森永好誠君   |
| 会計管理者       | 福島幸二君 | 総務課長      | 森田 茂君   |
| 総務課審議員      | 河内正明君 | 秘書広報課長    | 堀部博之君   |
| 企画財政課長      | 藤岡卓雄君 | 企画財政課審議員  | 中桐智昭君   |
| 税務課長        | 緒方 潔君 | 住民生活課長    | 森部博美君   |
| 子ども課長       | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 安田弘人君   |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口博文君 | いきいき長寿課長  | 後藤 奈保子君 |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 福祉課長   | 坂本祐二君 | 農政課長   | 森本光博君 |
| 建設課長   | 坂本忠一君 | 都市計画課長 | 杉浦信正君 |
| 下水道課長  | 富田正秀君 | 学校教育課長 | 田中秀一君 |
| 生涯学習課長 | 高森修自君 | 水道課長   | 西村秀幸君 |

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問となっております。

なお、本定例会の一般質問通告者は10名でございます。

質問の順番を申し上げておきます。

本日10日の一般質問は、1番目に吉村建文議員、2番目に宮崎金次議員、3番目に富田徳弘議員、4番目に中川公則議員、5番目に坂本貢議員、あす11日は、1番目に下田利久雄議員、2番目に坂田みはる議員、3番目に野田祐士議員、4番目に松本昭一議員、5番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、吉村建文議員の質問を許します。

7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） おはようございます。7番公明党の吉村建文でございます。

本日も多くの傍聴者の方々においでいただき、ありがとうございます。

今回も3点にわたって一般質問させていただきます。

1点目、いじめ問題について。

2点目、地方版総合戦略について。

3点目、情報公開について、質問させていただきます。

それでは、質問席に移らせていただきます。

改めて、質問席から質問させていただきます。

1点目、いじめ問題についてであります。

皆さんもまだ記憶に残っていると思いますが、7月5日、岩手県矢巾町の鉄道で中学校2年生の子どもがみずから命を絶ちました。同じ中学生の子どもを持つ保護者としては、他人事では済まされません。また、最近では、大阪の中学生2人が夜間外出して、その後、連れ去られ、2人とも亡くなったという痛ましい事件も起きました。

中学2年生の子どもは、学校でいじめられ、暴力を振るわれていた。ずっと暴力、ずっとずっと悪口、殴られたり蹴られたり首締められたり。生徒が担任の教師とやりとりしていた生活記録ノートには、ほかの生徒からいじめを受けていたことを示唆する記述が残されていたとい

うことです。もう死ぬ場所は決まっているんですけどねなどと、自殺をほのめかす言葉も書かれていました。文面からは、次第に追い詰められていく状況がうかがえます。担任教師と交わす生活記録ノートで、つらさを繰り返し訴え、死を示唆していたというのです。しかし、そのSOSは担任のところまでとどまり、情報を共有できなかったと学校側は言います。学校も、いじめ防止対策組織が事態把握に機能せず、調査の手ばかりも指摘されています。

2011年10月に起こった大津市のいじめ自殺を初め、相次いだ深刻ないじめ事件を受け、2013年に施行されたいじめ防止対策推進法は、いじめは単なる人間関係のトラブルではなく、決して許されない反社会的行為であると位置づけた点に最大の意義があります。つまり、いじめを防ぎ、解決する責任は教育現場のみにとどまらず、行政や地域、家庭の大人全体で共有すべきだという強いメッセージなのです。

具体的には、国に対し、いじめ防止基本方針の策定を求め、地方自治体に対しては地域いじめ防止基本方針の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、自殺や大げな、不登校に追いやったような重大ないじめについては、市町村長らへの報告を学校に義務づけました。

子どもが孤立無援のまま追い詰められないよう、学校に対策組織の常設を義務づけ、情報を共有し、場合によっては警察との連携も求めていました。しかし、事件はまた起き、教訓は生かされなかったのです。

子どもの悩みをキャッチする生活ノートというすぐれた手段を採用していても、学校はいじめ防止対策組織があっても機能せず、生徒からの明らかなSOSが届かなかったのです。担任の責任も問われていますが、問題はそこにのみあったのでしょうか。指導上の悩みを率直に同僚や上司に打ち明けられる環境が壊されていなかったのでしょうか。子どもと向き合おうとすればするほど、長時間勤務になるという多忙過ぎるジレンマで、課題の抱え込みや言い出しにくい風土も横たわっていなかったのでしょうか。このような教師個人が抱え込んでしまう傾向がなかなか改まらないのが実情のようです。全体で情報共有しにくい、いじめの問題の背景には、いじめ発生が学校や教師のマイナス評価になるという受けとめ方もあると言われています。

このため、文部科学省は12年に、いじめを早く見出し、隠さずに対応した学校をむしろ高く評価するよう都道府県教育委員会に通知もしています。しかし、そうした考え方が徹底されているのでしょうか。

文科省の集計では、13年度に全国の学校で認知されたいじめは18万6,000件に上りますが、地域で発生度合いに大きな差異があり、捉え方のばらつきを映しているようです。今回の中学校も、14年、15年度ともにいじめは0と町の教育委員会に報告していたというのです。

文科相の諮問機関、中央教育審議会は、多様化する学校の課題に対応するため、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーなど幅広いスタッフも連携して当たるチーム学校構想を打ち出しています。いじめは、そうした対応が最も必要な課題の一つです。

しかし、その大前提は言うまでもなく、学校も地域社会も含め、いじめに対し傍観者にならな

いことです。中学2年生の子どもは生活記録ノートに、誰一人いない世界にひとりぼっちになったような感じと書いています。13歳の少年が抱いた孤立無援の絶望感を改めて思い、SOSに反応できなかった痛恨の教訓を着実に生かしていくために、以下、伺います。

1、大津の事件以来、いじめが社会的問題にまでなってきましたが、いじめの凄惨な事件が後を絶ちません。最近の我が町のいじめの実態と教育長の認識を伺いたい。

2、いじめ防止対策推進法は、自治体に地域いじめ基本方針を、また学校には学校の実情に応じた基本的な方針の策定を求めています。我が町の取り組み状況について伺います。

3、携帯電話やメールを使ったいじめも急増している現実があります。いじめ防止法では、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進も明文化されました。教育委員会の認識と対応を伺います。

4、こうした事件が起こるたびに、教員が一人一人の子どもと丁寧に接することができるよう、教員の負担軽減が問題になります。教育委員会の取り組みを伺います。

5、いじめ、不登校などの実態をチーム学校として学校、行政、地域が一体となって総力を挙げ、子どもたちをさまざまなリスクから守る体制について伺います。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） おはようございます。教育長の森永でございます。

吉村議員におかれましては、いつも教育に関心を持っていただきまして御質問いただくことに、心から感謝申し上げます。

質問の内容もですね、本当に具体的に示していただいておりますので、私どもも精いっぱい丁寧に答えたいと思いますので、よろしく願いいたします。

熊本県では毎年1月に、公立小中学校心のアンケートというものが実施されております。

平成26年度の本町の結果を見ますと、「今の学年でいじめられたことがあるか？」の問いに對しまして「ある」と答えた児童生徒の総数が294名ありました。「言いがかり」や「冷やかし」「仲間はずれ」「無視」などのいじめの内容が挙げられています。「今も続いているか？」という問いに41名の児童生徒が「今もある」と答えています。

それらの結果を受けて、「いじめがあった」と答えた児童生徒一人一人に聞き取りを行い、「今もある」という児童生徒に對しましては問題の内容について一つ一つ確かめ、解決を図っています。

その結果、今年度のいじめ・問題行動等についての学校からの報告は、今のところ1件も上がっておりません。

しかしながら、数だけにとらわれるだけでなく、いじめは表面化しにくい場合も多く、自殺に至る場合もあります。どんな小さな変化も見逃さないことが重要であると考えております。

本人がいじめと感じたら、まず話を聞き取ることを基本として、いじめをされた側の立場に立った丁寧な調査によって問題を捉え、常に危機意識を持って対応することが必要であると考えております。

続きまして、2点目の御質問でございますが、本町では本年の5月11日、益城町いじめ防止基

本方針を策定しまして、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容を明らかにしております。

少し触れてみますと、いじめの防止等に関する機関及び団体との連携を図るため、いじめ防止対策推進法第14条第1項の規定に基づき、益城町いじめ問題対策連絡協議会を設置しまして、その構成員を申し上げますと、学校、町教育委員会、町長部局の関係各課、上益城教育事務所、児童相談所、地方法務局、警察等のほか、心理や福祉の専門家等に参加を求めるとしております。

また、重大事態への対処としましては、対応マニュアルを図式化するとともに、各学校における日常の未然防止策についても具体的な手立てについて提示しております。

次に、各学校におきましては、学校いじめ防止基本方針を定め、いじめ防止等の対策組織の設置、いじめ防止等に関する措置について、具体的な対策マニュアルを提示しております。

また、各学校においては、いじめ・不登校問題等についてケース会議を設置しまして、学校長を中心として、校内委員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども課等の関係機関を交えながら、当面の対応、改善策、そして予防策等について協議を行う、そういう体制を整えているところでございます。

3点目についてお答えします。

議員がおっしゃりますとおり、インターネットを介したいじめが多くなり、巧妙化し、発見しにくくなっている現実があり、重く受けとめております。

熊本県でも、子どもの携帯電話・スマートフォン等の適正な取扱い、携帯電話・スマートフォン、SNSの安全利用に関する家庭向け指導資料等が作成されています。

それらを活用し、各学校でも児童生徒に対し、発達段階に応じてコミュニケーションモラルという視点と防犯意識という面から、児童生徒への授業、保護者を対象とした研修等を行っております。

4点目についてお答えいたします。

益城町独自の事業であります、いきいき益城っ子育成事業やドリーム益城っ子事業で人的支援として配置している非常勤職員が、支援を必要としている児童生徒への対応、あるいは児童生徒間のトラブル等に対しましても細やかな視線を注ぎ、学習支援だけでなく、担任を初め教職員間の情報交換、問題把握等にも重要な役割を果たしております。

このように、児童生徒との向き合う時間を確保するために、人的、物的環境の改善に努めているところでございます。

いじめへの直接的な対応とともに、教職員が児童生徒との向き合う時間を確保するために、校務のICT化により校務の効率化を図ることによって、教職員のゆとりを見出し、子どもと向き合う時間の確保を図っております。

平成22年度に、校務支援システム、そして教務支援システムを導入いたしましたが、それによりまして通知表、あるいは指導要録等のデジタル化とともに、勤務管理、出張申請、復命書等のデジタル化を進めてまいりました。その結果、日常の事務の簡素化が進み、システムへのなれもあり、年々、時間のゆとりにつながっているという意見が多くなっております。

5点目についてお答えします。

今般策定しました益城町教育大綱の中にも、いじめの防止等の対策を検討する各学校の生徒指導委員会、いじめ・不登校委員会等の取り組みを支援し、いじめ・不登校の未然防止、早期発見、早期解決のための取り組みを強化することを新たに取り入れました。

各学校におきましては、日常的な児童生徒の問題への対応と具体的課題解決策を打ち合わせるケース会議を実施しています。

このケース会議では、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、専門機関、医療関係者等を要請し、本町では子ども課との連携により、児童生徒の暮らしの背景となる家庭とのかかわりについても意見交換を行い、複数体制による細やかな対応が図られているところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。我が町のいじめに対する実態と認識を改めて知ることができました。

ここで、いま一步踏み込んで個別の問題について質問させていただきます。

まず、スマートフォンに関してであります。

LINEやツイッターなどの登場で、いじめが水面下で行われるようになり、教師や保護者が気づきにくくなっています。子どもたちの心の不安や負担を軽くするための手段は多いほうがいいと思います。私も習字教室をやっていますが、今は小中学生のほとんどがスマホを持っています。また、持っていない子どもでも、親のスマホを借りて利用しているのが実態です。特に、LINEの利用率は私たちの想像をはるかに超えており、電話を利用することはほとんどなく、LINEに夢中になっているのが現実であります。何らかの対策が必要だと思われれます。

東京都杉並区では、区内の区立小中学校生を対象に、学校内のいじめやトラブルなどの相談に乗るスマートフォン用無料アプリを企画し、6月から配信をしています。担当者によると、自治体がこうしたアプリをつくるのは珍しいということです。我が町でも、こうした体制がとれないものか、よく検討してみてもはどうでしょうか。

地方創生の観点から見ても、各自治体での特色をアピールする必要があります。我が町でも子どもの教育環境整備の面では、一歩先に行くプランが必要だと思います。教育長の見解をお伺いします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 7番吉村議員の2回目の御質問にお答えいたします。

SNS等によるネットワークを利用した相談窓口を設定するという、今、御提案でございますが、これは本当に時を選ばず相談できるメリットがあり、大変すばらしいことだと思います。

ただ、即返答がSNSには求められます。そういう意味では、常時待機しておく、しかも、専門的なアドバイス能力を持った人間が必要であると、そういうこともございますので、それに対応できる体制づくりも大変大きな課題になってくるかと思っております。

そのためには、NPO等の活動による体制づくり等も考えられますので、その辺も含めまして

検討してみたいと思っております。

最も大切なのは、児童生徒や保護者と教職員との関係の中でコミュニケーションが図られまして、問題等の解決や発生を防いだりできることが基本であるのではないかと考えております。

現在、児童生徒へのいじめ及び不登校の相談窓口としましては、町の教育委員会、これは電話相談窓口をつくっております。また、上益城教育事務所等にも電話相談あるいは直接面談してというような相談員がおります。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の配置も事務所、学校等になされているところでございます。

そういうことをしながら、児童生徒、保護者の皆さんが安心して相談でき、直接顔を見ながら話ができる環境づくりに今後も努力していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

先ほど5番目に質問しましたチーム学校について、再度質問させていただきます。

公明党は、チーム学校の実現に取り組んでいます。日本の学校は明治時代以来、全ての問題を校内で解決しようと抱え込み、何から何まで教員がやってきました。その結果、今では日本の教員は世界一忙しいと言われ、最も大事な授業にすら専念できなくなっています。

ちなみに、中学校教員の1週間当たりの勤務時間は、OECD、経済協力開発機構の世界34カ国・地域の平均で38.3時間、日本は53.9時間と世界最長の長時間労働を強いられております。私の妻も御船町で小学校の教員をしていますが、朝早く出勤し、夜は帰宅時間が8時、9時を回ることが日常化している現状です。

そこで、今必要なのが学校を地域に徹底的に開き、教員と専門スタッフがチームを組んで対応するチーム学校です。教員の業務負担が軽減すれば、子どもに向き合う時間も増え、一人一人の個性や学習状況に応じた質の高い教育も可能になります。チーム学校の実現には、地域の力を生かす地域連携担当教職員の設置や、校長などの管理職と教職員、専門スタッフのつなぎ役として主幹教諭制度を充実させることも必要になるかと思っております。年内には最終報告がまとまり、文科相への中央教育審議会の答申に反映される予定になっています。

教育長の認識をお伺いたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 3回目の御質問にお答えいたします。

本町の小中学校におきましては、学期に1回程度でございますが、区長さん、あるいは民生委員、児童委員さん、老人クラブ、あるいは地域のボランティア等と一緒にしまして、教育懇談会という会合が開かれております。その中では、学校の教育活動に対する評価やアドバイスがたくさん出てまいります。その結果、学校における課題に対しまして貴重な意見が出てまいりまして、学校運営の参考とさせていただいているところでございます。

本町では、これまでの地域連携事業としまして、学校支援地域本部事業と取り組んでおります。各学校におきましては、地域の実態や学校の特色を生かしまして、地域ボランティアによる学校支援活動が行われております。地域の子どもは地域で育てる、そういう地域連携の素地が整って

きていると考えております。

さらに、コミュニティスクールという、今、益城中央小学校が現在受けておりますが、このコミュニティスクールにおける学校運営協議会を設置しまして、学校運営に対して直接意見を伝えてもらう、学校が抱える教育課題を一緒に共有してもらって、一緒になって学校支援の仕組みづくりを研究すると、そういうものも今進めているところでございます。

安全ボランティア、学習支援ボランティア、健康、環境ボランティアと、地域の方々が学校と日常的にかかわり、地域の方々の生きがいつくりにもなっているところでございます。

現在、地域人材と学校をつなぐコーディネーター役でございますが、広安小学校と益城中央小学校に1名ずつ配置しております。また、生涯学習課にコーディネーターを1名配置して、3名体制で今、体制を整えているところでございます。

また、今後ともいろいろ努力してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

次に、いよいよ地方創生への各地域での取り組みが本格的に始動しています。特に、自治体にとっては地方版総合戦略の作成が今年の大きな柱となります。とりわけ、その議論に当たっては、産官学に加え、地域の実情を詳しく知る金労言、金融機関、労働団体、メディアや、地域代表を巻き込むことが重要です。

我が町においても総合戦略審議会が設置され、16名の方たちによって会合等も行われているようですが、現在の状況を伺いたいと思います。

また、これに関連して、リーサスなどを活用したオープンデータの利用状況などもお聞きしたいと思います。

私もリーサスを利用して、2014年の我が町の転入者数と転出者数を比較して驚いたのですが、転入者のうち、熊本市から751名の方々が、次に御船町から35名、菊陽町から28名、合志市から28名、佐世保市から28名、霧島市から27名の方たちが我が町に転入されており、その他地域から1,219名、また転出者のうち、熊本市に525名、佐世保市に30名、御船町に27名、菊陽町に23名、西原村に21名、合志市に21名、嘉島町に19名、その他の地域に1,035名の方たちが転出されております。

この結果から推論すると、我が町の人口増加を押し上げているのは熊本市からの転入者が一番多いということが分かります。やはり、子ども医療費助成制度の充実や今年の夏から設置が始まった小学校の普通教室エアコンなど、子育て支援が充実していることも、もっともっとアピールすることが重要ではないかと思えます。

そこで、1、現在、町においても総合戦略を12月末までに作成していると思いますが、その状況をお伺いいたします。

2、自治体によるオープンデータの取り組みは、地方創生にもプラスに働くに違いないと思われませんが、我が町の取り組み状況をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） おはようございます。本日は傍聴席のほうには、早朝にもかかわらず、たくさん出席いただきまして、ありがとうございます。精いっぱい答弁させていただきます。

7番吉村議員の、地方版総合戦略についての御質問のうち、まず一つ目の、本町の総合戦略の策定状況につきましてお答えさせていただきます。

国は昨年12月に、まち・ひと・しごと創生長期ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、それを受け熊本県は本年の8月6日に、熊本県人口ビジョン素案及び熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略素案を公表しました。

また、内閣府が7月8日に公表しました全国の地方版総合戦略の策定状況によりますと、全国1,742市町村のうち、既に地方版総合戦略を策定した自治体は7市のみとなっております。

現在、本町を初め多くの市町村において策定中でございますが、今後、町としましては、まち・ひと・しごと創生法第9条及び同法第10条の規定に基づきまして、国及び県の総合戦略を勘案の上、策定することになります。

さて、本町の地方版総合戦略の策定につきましては、学識経験者、町議会、産業・医療団体、官公庁、教育機関、金融機関、報道機関及び公募委員など16名から成る益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会や、町長、教育長、各課長等で組織します益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略推進本部及び関係係長などで組織しますプロジェクトチームを設置し、本年12月策定をめどに現在、策定作業を進めております。

本町の総合戦略審議会は、既に本年6月18日に第1回目の会議を、また8月18日に第2回目の会議を開催しております。

本町の総合戦略の具体的な取り組み事項につきましては、先ほど申し上げましたとおり、国及び県の総合戦略を勘案し、また審議会委員の皆様の意見を反映しながら、今後、本格的な検討に入ります。

このような中、先般、国が地方版総合戦略の策定に先行して行う事業であって、地方版総合戦略に位置づけられる見込みのものを実施するために、市町村が作成した地方創生先行型交付金実施計画に基づきます事業に要する費用に対し、国が交付金を交付する制度要綱が制定されました。

本町におきましても、本議会の補正予算にも計上しておりますが、津森地域の活性化を目的とし、四賢婦人という歴史的資源・人財を生かしました近代女子教育の発祥の地から発信するウーマンドリーム事業計画書を作成し、現在、国へ申請を行っております。

なお、今回の事業計画の国の内示時期は10月下旬となっており、本事業が国から認可されれば、本年度から3年計画での実施を予定しております。

少しだけ、このウーマンドリーム事業を説明したいと思います。これは目的としましては、全国的に女性の地位の向上、女性の社会進出の必要性が叫ばれており、本町において最も少子高齢化が進んでいる津森地域から、近代女子教育の発祥の地であるとともに、今日の男女共同参画の礎を築いたという歴史的な人財・資源や当該地域特有の古民家などを活用し、女性目線、視点で女性をターゲットとした各種施策、これは観光、子育て支援、女子教育、就業支援などを住民参画のもと有機的に展開しまして、女性にとって魅力的で暮らしやすい地域づくりを行うことによ

り、地域への若い世代の移住、定住を促進させるとともに、その成果を町内はもとより全国に発信することを目的として事業を行います。

事業期間は、平成27年度から平成29年度までの3カ年としております。

事業計画の概要としましては、本年度は、地域住民や企業などを巻き込み、四賢婦人記念館と隣接した古民家を核とした、女性が求める施策や本地域の将来像を描く地域ビジョンを策定したいと考えております。

次年度以降は、本年度策定する地域ビジョンに基づきまして、ふるさと学芸員のほか、地域の住民の方、学校、企業、農家、古民家再生の専門家の方たちの新たな枠組みの力を結集しながら、ワンストップ窓口、交流拠点となる古民家の整備と並行して、四賢婦人記念館の資料や、ふるさと学芸員が引き継いだ先人の教訓、親交の深い大都市圏の女子学校の教育内容等を活用するとともに、再生する古民家に子育て包括支援センターや就職支援センターの機能集約等を図ることで、仕事と家庭の両立を目指す現代女性が求める自己啓発や就職、子育て相談等の機会をワンストップで提供する仕組みを構築する予定でございます。

加えて、益城版DMOによる情報発信、観光ルートの構築、古民家での農家レストランの整備、近隣市と連携した近代日本の観光資源をつなぐ取り組みなどを通して、津森地域に女性が集うきっかけを増やし、交流人口の増加につなげ、津森地域の暮らしやすさや魅力を高め、定住人口、交流人口の増加を図り、また、津森地域から他地域への横展開を図ることで、町内における都市部と過疎地域の二極化という重要課題の解決を目指すということで考えております。

次に、2つ目の御質問の、オープンデータの本町の取り組み状況につきましてお答えさせていただきます。

議員が言われておりますオープンデータの一つであります地域経済分析システム、通称リーサスでございますが、このシステムは、地方自治体が地域の現状、実態を正確に把握した上で、将来の姿を客観的に予測し、地域の実情、特性に応じた、自発的かつ効率的な政策立案と実行ができますよう、国が地域経済に関するビックデータを見える化し、地方自治体による地方版総合戦略の立案、実行、検証を支援するために構築されたシステムで、本年4月から提供が開始されております。

リーサスには、産業、人口、観光及び自治体比較の四つのメニューがあり、このうち産業以外のメニューにつきましては、インターネット上からも誰でも見ることができます。

このリーサスの人口メニューでは、議員御指摘のとおり、熊本市からの社会増が一番多い結果となっております。

また、リーサスには出ていませんが、住民基本台帳人口移動報告によりますと、2013年の本町から県外への社会減の上位は、関東が41人、関西が30人、福岡県が36人、佐賀県が33人となっております。

さて、御質問のリーサスの本町の地方創生への活用につきましては、現在のところ、人口ビジョン策定に活用をしております。

なお、本町の人口ビジョンにつきましては、その骨子を、益城町まち・ひと・しごと創生総合

戦略推進本部におきまして承認後、第2回益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会において報告しております。

その骨子の中で、本町の将来人口の展望は、45年後の2060年には、国立社会保障・人口問題研究所によりますと、2万3,133人、2010年の国勢調査ベースと比較して9,543人減となることが推計されていますが、本町では、県の人口ビジョンに準拠した数値を本町の推計人口の基本と位置づけ、2万7,031人、2010年の国勢調査ベースと比較しまして5,645人の減と予想しております。

さらに、本町では、アンケート調査結果によります理想的な子どもの数2.43人を勘案しました2060年の将来人口3万359人、これは2010年の国勢調査ベースと比較しまして2,317人減を努力目標値として設定しております。

今後、本町の地方版総合戦略の策定に当たりましては、この将来人口ビジョンを基礎とし、いかに少子高齢化を克服し、人口減少率の幅を抑えるかとの視点で、リーサスの産業、人口、観光メニューの分析を行い、具体的な取り組み事項について検討を行ってまいります。以上です。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 次に、地域住民等生活緊急支援のための交付金に係る実施事業であるプレミアム商品券発行事業と住宅リフォーム助成事業について、その状況をお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、2回目の質問にお答えさせていただきます。

プレミアム商品券交付事業につきましては、3月定例町議会の平成26年度一般会計補正予算（第5号）におきまして承認されまして、平成27年度に繰り越しまして執行しているものでございます。

内容としましては、500円券12枚イコール6,000円分を5,000円で販売する一般世帯分が2万5,800冊を、同じく6,000円分を1枚のみ3,000円で販売する子育て世帯分が1,200冊、合計2万7,000冊販売するものです。

販売冊数等の販売状況としましては、9月1日が一般分1万4,834件で7,417万円、子育て世帯分が376件で販売額112万8,000円、9月1日の合計が1万5,210件で7,529万8,000円販売しております。2日が、一般分が6,044件で販売額3,022万円、子育て世帯分が172件で51万6,000円、2日の合計が6,216件で3,073万6,000円販売しております。3日が、一般分が3,055件で販売額1,527万5,000円、子育て世帯分が101件で30万3,000円となっております。合計が3,156件で1,557万8,000円販売しております。そして、4日が、一般分が1,867件で販売額933万5,000円、子育て世帯分が70件で21万円、合計が1,937件で954万5,000円となっております。

一般世帯分につきましては、9月4日に2万5,800冊を完売しております。非常に心配しておりましたが、完売をしております。子育て世帯分につきましては、現在、子ども課内で販売中でございますが、9月9日の残冊数は296冊となっております。

住宅リフォームもですかね。はい。住宅リフォームにつきましては、住宅リフォーム事業につきましても、3月の定例町議会の平成26年度一般会計補正予算において承認され、平成27年度に繰り越し、執行しているものでございます。

現在の実績としましては、交付決定数が52件、交付決定額が553万円で、予算額1,000万に對しての執行率は55.3%でございます。

今回は、国の補助を利用し実施しましたが、来年度以降につきましては、現状の執行率からしますと、今回ほどの予算は必要ないかと思ひます。ただ、住宅改修の需要はあると思ひますので、継続できるように検討したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 最後に、情報公開制度について伺ひます。

そもそも情報公開制度とは、国や地方公共団体などの行政機関がみずから持っている情報を提供する制度のことで、行政機関側がみずから情報提供する制度と私人が行政機関に對して情報の開示を請求する制度のことであります。

私人による情報の開示は、国の機関に對しては情報公開法に基づいて、地方公共団体に對しては、それぞれの情報公開条例に基づいて請求することができるとあります。

熊日新聞紙上で、昨年、今年と、くまもと市民オンブズマンが調査した結果が報じられていましたが、我が町は昨年は45位で最下位、今年は40位と、公開度が極めて低い状況にあります。

昨年の町長選においても西村町長は、情報公開には積極的に取り組んでいくと表明されていましたが、この結果にどう対応されるのでしょうか、お伺ひいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員、3問目の質問にお答えします。

情報公開についての御質問にお答えいたします。

本町の情報公開制度につきましては、益城町情報公開条例に基づき事務を行っておりますが、公文書の開示請求があつた場合には適切に処理、対応を行っており、個人情報には最大限の配慮をしつつ、求められた情報につきましては、ほとんどの場合におきまして開示を行っているところでございます。

しかし、くまもと市民オンブズマンが行つた情報公開度調査では、町長部局、首長交際費や情報公開制度の運用、議会、議事録のホームページ掲載や議会の中継などについて積極的な情報公開が求められており、本町につきましては、情報公開の手續などの面で対応が不十分という低い評価となっております。

くまもと市民オンブズマンの調査では、まだまだ県内でも低い位置にありますが、公文書は基本的には全てオープンという考えのもと、求められた情報につきましては十分な情報公開が行われており、今後、議会と連携をとつて、さらに情報公開に積極的に取り組んでまいります。

また、情報公開制度の内容や開示の請求方法等につきましても、町ホームページや広報紙などを通して、町民の皆様方に分かりやすく周知していきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） ありがとうございます。

私も気になっていたものですから、昨年16位から今年3位に順位を上げた宇土市の総務課に足を運び、どうして順位が上がつたのかを聞きに行つてきました。

宇土市の総務課長さんの話によれば、アンケートに答えるに当たって、ただし書きを加えて回答した部分と、情報公開条例制度の運用について、その請求者について、昨年の12月の定例議会において開示請求者を誰でも請求できるように条例を変更した部分が大きくランクアップしたのではないかということでした。

我が町においても参考にしてはどうでしょうか。何より町民の方々に、もっともっと分かりやすく周知徹底されることを要望いたします。

町長の見解をお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 7番吉村議員の、2問目の御質問にお答えします。

ちなみに、調査項目の説明を若干させていただきたいと思いますが、その内容について、首長交際費の公開度についてということで、「病気見舞い、香典の相手方を公開しているか」という設問があったんですが、本町におきましては、交際費は町のホームページに掲載しており、数々の行政情報とともに、町民の皆様を初め、誰でも見られるように公開しております。

ただ、個人情報保護に配慮しておりまして、相手方については、〇〇委員の父とか、そういった表現で公表していますので、これが全部名前を全て公開すると10点になりますが、これが5点という形で低い評価となっております。

それと、情報公開制度の運用につきましては、「公文書の公開は庁内での決裁などの手続き後であることが必要か」との設問について、当町におきましては、公文書の開示である以上、決裁は当然必要と考えておりますので、これが0点となっているところです。

また、開示請求者は誰でも、つまり全国民という意味ですが、というわけでなく、本町の場合は広義の住民、町民または益城町と利害関係のある人に限っておりますので、これが10点配点のところは0点となっております。

また、「開示請求をファックスやメールでできるか」という設問がありますが、本町では直接窓口の開示請求書を提出していただくことになっており、これが0点ということで、低い配点となっております。

それと、議会の情報公開につきましては、議会議事録のホームページでの閲覧は本会議のみの公開ですので、低い配点となっております。

また、「議事内容を議場外で知ることができるか」との設問ですが、ホームページでの中継が行われておりませんので、点数は0点となっております。今後、議会で検討していただき、対応をお願いしたいと考えております。

それから、会議の公開に関する条例の制定につきましては、規定がありますので、これは高い配点となっております。

宇土市の場合におきましては、情報公開制度の運用につきまして、請求者については何人も請求できるよう条例を改正されたことなどで、情報公開度の順位が上がっているようでございます。

本町におきましても、宇土市を初め他自治体の情報公開制度の運用につきまして参考にさせていただき、情報公開に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

また、議員御指摘のとおり、町民の皆様には情報公開制度について、もっと分かりやすく周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 7番吉村建文議員。

○7番（吉村建文君） 以上で私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 吉村建文議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩いたします。11時5分から再開します。

---

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、宮崎金次議員の質問を許します。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎でございます。

今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。また、本日も傍聴席に、私の保護者の人たちを含めて、たくさんお見えであります。本当にありがたいと思っております。

先般の台風15号に関しましては、私たちのいる安永地区も非常に大きな風倒木、この被害がございましたが、町当局の迅速な対応で、何とか片づけることができました、本当にありがとうございます。これは地区から、そういうふうにお礼を申してくれということでございましたので、この場をかりて、お礼を申し上げます。

さて、さきの6月議会では、広報「ましき」、投票率の低下、広安町民第2グラウンドの検討状況、この3点について質問をさせていただきました。

今回も3点質問させていただきます。

今回は、今、町として手を打っておかなければならない事項について、まず1番目に、地籍調査のスピードアップについて。

2番目に、有害鳥獣等への対策について。

3番目に、今、町でも話題になっている木山交差点等に絡む町有財産の等価交換について。

以上の3点について質問をさせていただきます。

では、質問席に移動します。

本日も、爽やかに元気よく質問したいと思います。

では早速、1番目の質問であります、地籍調査のスピードアップについてから質問させていただきます。

地籍とは、既に皆様も御承知のように、土地の戸籍と言われているもので、地籍を調査するということは、一つ一つの土地について所在、地番、地目と所有者を調査、確認、その土地の境界を所有者等の立ち会いの上で確認し、国土地理院の測量基準点をもととして測量を行い、登記で

きるところまですることだと思います。

我々が中学生のころ歴史で教わった、豊臣秀吉が全国の統一、支配を確実にするため行った刀狩りと検地を思い出されることと思いますが、地籍調査は、いわば検地の現代版のようなものです。

そこで、検地ならぬ、地籍調査の効果であります。国の資料によりますと、まず一つは、土地取引の円滑化と土地資産の保全、2番目に公共事業、民間開発事業のコスト削減、3番目に災害復旧の迅速化、4番目に公共物管理の適正化、5番目に固定資産税の課税適正化等であるとされています。

なお、熊本県では、平成26年4月現在で、県内の45市町村の中で既に地籍調査を完了しているのは28市町村、現在実施中なのが17市町村で、当然、我が町は現在実施中の17市町村の中に入っております。

我が町の地籍調査の状況は、平成10年度から地籍調査を開始し、現在、全体の3分の1程度が終了しているような話も聞いております。

また、本年度の地籍調査への予算は、国や県から2,300万円、町から1,300万円、合計3,600万円です。本事業を実施していることになっておりますが、お隣の菊陽町、大津町では既に1回目の地籍調査は終了しているようです。これに対し我が町は、今の計画からすれば、これから20年から30年がかかってしまうのではないかと聞いております。

何でこんな状態になっているのか、もう少し地籍調査のスピードを上げることはできないのかという観点から、以下、二つのことを質問します。

まず1番目に、地籍調査の進行状況と今後の予定について。

それから2番目に、地籍調査のスピードを上げるための方策について。

以上2点について、第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の質問にお答えをいたします。

当町におきましては、平成10年度から地籍調査事業を始めておまして、平成26年度の末時点で進捗率が約32%となっております。

町の一番北東、空港周辺から始め、現在、津森地区は国有林周辺などの一部を除きほぼ完了、そこから県道熊本高森線の北側を西の方に福田地区、木山地区と来て、広安地区に入っております。今年度は、宮園の陸上自衛隊熊本送信所周辺、安永のグランメッセ木山線沿い及び柳水の3地区、計0.83キロ平米の現地調査を実施いたします。

今後は、現在進めております益城町北側の農地部分、さらに市街化区域を役場周辺から始めるとともに、地権者の高齢化によりまして境界を把握している人が少なくなっていくことが予想されるため、福田から飯野にかけての山林部分も、あわせて進めていきたいと考えております。

二つ目の、地籍調査のスピードを上げるための方策についてということで、まず、地籍調査事業は国庫補助事業でありまして、事業費の2分の1を国、4分の1ずつを県及び町で負担し、事業を実施しております。

地籍調査のスピードを上げるために事業量を増やしますと、当然、事業費も増加するわけですが、近年、地籍調査の国の担当省であります国土交通省におきましても、地籍調査事業の予算の確保につきまして苦慮している状況にありまして、当町におきましては、ここ数年、一、二割ずつ事業費を増やしているのですが、これをいきなり2倍、3倍にするとといったことは難しいものと思われまます。

しかしながら、地籍調査事業は固定資産税収の増加にもつながりますし、道路や下水道の新設など町の事業のみならず、民間の開発等にも有効であるため、早期完了を目指しまして、事業実施体制の見直しなどを含め、方法を模索していきたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） ただいま町長から答弁がありました。

現状については、大体32%ぐらい終わっているということでございますが、今後の予定については、今引き続いて、こちらのほうの宮園から安永の農地と、それから今度は福田、飯野のほう、山地のほうまで、ちょっと手をかけたいと、こういうお話でございました。

なお、地籍調査のスピードを上げるための方策として、経費云々は、やっぱり国の補助事業だから、2倍、3倍にすることは町としては非常に難しいと、こういうお話でございました。

で、引き続いて質問をさせていただきますが、私がなぜ今回、このような地籍調査の問題を取り上げたかは、言うまでもなく、先ほどからる説明しましたように、地籍調査の必要性及び地籍調査の効果から、さらに我が町が置かれている現状、これは後でまた申し上げますけども、加味すると、地籍調査が終了するまでに、これから20年から30年もかかってしまうなどと、悠長なことを言っておられないと思ったからであります。

多分、国の補助金や土地所有者等の高齢化により、町の地籍調査がこのまま終わらないで終わってしまうという可能性も多分にあります。

地籍調査への取り組み方、これはですね、人と金の使い方、それから町が地籍調査をする重視地域、特に境界が不明確なところや、特定の宗教団体等による買い占めが発生しそうなところ、さらに地権者の年齢等を分析、検討し、町として地籍調査のスピードを上げるための方策を考えて、当面、10年以内を目標に地籍調査が終わるべく、やり方を工夫すべきだと考えますが、町長の考えはいかがでしょうか。

もう一回繰り返します。当面、10年以内を目標に、一応必要な地籍調査が町として終わるということを追求するためにやり方を工夫すべきだと、こういうふうに思いますが、町長はいかがでしょうか。

2回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2回目の質問にお答えします。

地籍調査、先ほどおっしゃられたように、災害の復旧に役立って、例えば、土砂崩れとか水害あたりがあっても、境界を復旧することができる、それから土地取引の円滑化にも役立つ、それから課税の適正化です。面積を正確に測量しますので、適正な課税ができるということ、それと

公共事業の促進にも役立つということで、境界の確定と土地の現状、状況調査にも役立つということで、非常に大切な事業であると考えております。

先ほどおっしゃられたようにですね、今、2班体制でやっているところです。そのままですと、36年程度はかかるんじゃないかということで思っております。今、例えば、先ほど税金のほうも出たんですが、後退とかしたときに、中心後退したときに、今の現状では、その後退分も地権者の方にかかっていってしまうというようなこともあります。それと、死亡された場合、高齢者の方が山林をお持ちの方とかは、死亡された場合がなかなか確定することができないということで、もうこれはなるだけ、もう本当に急いでやらないかない事業かなということで思っております。

ただ、この地籍調査事業というのが、今、福田のほうから、津森のほうから追ってきておりますが、これを途中で、今度は逆に、反対のほうからやろうとか、途中からやろうというのが、これができないということで、ずっと片詰めしていかにかいかんという事業になりますので、これ早急にやるためには、やはり体制の見直しが一番必要かなということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 町長から答弁いただきましたが、私の質問は、当面、10年以内を目標に地籍調査を終わらすべく、やり方を工夫すべきではないでしょうかと、こういう質問をしました。ただ、そこの肝心の10年以内云々という話も全然、答弁がございませんでしたが、引き続いて3問目の質問に入らせていただきます。

繰り返して申し上げますけども、我が町の現在の地籍調査の進め方は、いろんな理由から、今のようなやり方にされているとは思いますが、地籍調査のスピードを上げる、つまり、これは今のやり方を変えると、こういうことでございますけども、地籍調査を早く終わらせることが絶対、町のためになるとの確信から、地籍調査のスピードを上げるための具体的な方策、これが絶対必要だと思っております。

つまり、人と物と金を今の2倍から3倍集中することも一つの方法だし、それから、現在、当然、金を集中することによって作業が2個班でやっているのを3個班から4個班増やす。それから、さらに調査地域も地籍調査が本当に必要なところ、これをもう一回洗い直して、特に飯野、福田、津森の山林、これが非常に境界が分かりづらい。で、どんどんお年寄りがお亡くなりになると、全く分からなくなってしまうと、こういうところをちょっと優先をしてですね、なるべくスピードアップ、10年以内に終わらせる、これを町の大方針にですね、掲げて、頑張っていたかどうかはできないのか、再度、御質問をいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、3回目の御質問にお答えします。

10年以内にできないかということで御質問がありました。

今、一応、参考ということで、担当のほうでちょっと積算をさせております。で、これは農地、山林、宅地などの条件の違いにより金額は大きく変わるとは思いますが、あくまでも参考というこ

とで控えられていただきたいと思います。

これは今、益城町の面積から国有林等、地籍調査を行わない面積を除いた面積56.54平方キロメートル、調査面積が20.63、残面積が今、35.91残ということで、今、2班体制でこれを行ったときには、あと36年ということで積算をしています。3班体制になったときがあと24年、先ほど4班という話がありましたが、あと16年という積算をしとります。

人件費が職員給与を1人400万と仮定しますと、これはもっと高い安いが出てくると思いますが、人件費、町の単費と事業費、概算を合わせた金額が2班体制が4,100万、年間ですね、3班体制が5,200万、4班体制が6,200万ということで、こういった費用負担が出てくるかと思いますが、そういったことで、そこあたりも見ながら、本当に私自身も地籍調査というのは早急に進めるべきであると考えております。職員につきましても、委託とかですね、そういうのもできますので、最終的には、町の組織の見直しあたりをかけてやっていかないと、なかなか難しい。

それと、ただ、役場の職員についても、なかなか、定員を増やすなど、国、県の指導があったんですが、若干、まち・ひと・しごと総合戦略が出たあたりから、ちょっと出てきておりますので、あと、委託あたりも含めて、宮崎議員おっしゃるようになりますね、なるだけ10年に、目標に持ってですね、近づくような形でやっていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願います。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 3回目の町長の答弁、ありがとうございます。

町としても地籍調査の必要性と重要性を十分認識されておるようですし、これから、人、物、金、これを効率的に重点施行されて、町の税収増大、土地の流動化、何よりも地籍の安定化のためにも、地籍調査事業をできるだけ早く、先ほどから何回も言いますように、遅くとも10年を目標にですね、進めていただきたいと思います。次の有害鳥獣等への対策に入らせていただきます。

多分、皆様の記憶にもあるかと思いますが、少し前に静岡県の西伊豆で、アジサイの花を守るために設置した電気柵の一部が断線、その電線が川の中に落ち込んだため、小川に遊びに来ていた家族が感電死、さらに、その電気柵を設置した人も責任を感じて自殺をするという痛ましい事故が発生しております。

これも、もとをただせば、イノシシや鹿からアジサイの花を守るために設置した電気柵が原因で起こったもので、我が町としても考えさせられる事故でした。

このように、近年、全国的にイノシシ、鹿、タヌキ、猿、カラス等による農作物への被害、特には熊、イノシシ、猿等から人が襲われたなどのニュースも耳にします。

そこで、我が町はどうなっているのか。飯野、福田、津森地区の、特に山間部でのイノシシや鹿による農作物への被害をよく耳にしますし、つい最近では、広安の広崎さくら病院の近くから木山中学校の近くの側溝の中でイノシシやタヌキが出没しているような話を直接、耳にしたことがあります。

とはいえ、我が町ではまだまだ平地部での被害は少ないようですが、今、この時期に手を打っ

ておかなければ、いよいよ被害が拡大し、しまいには人、特に老人や子どもに直接被害が及ぶことが心配をされます。

そこで、質問ですが、我が町でも最近、イノシシや鹿等の出没が多発していると耳にしておりますけれども、これらの有害鳥獣に対する町の取り組みについて、以下の2点についてお伺いをします。

まず一つは、お隣の御船町、西原村、山都町の鳥獣による被害状況と、その取り組み及び我が町の鳥獣対策の現状について。

2番目に、今後増加すると見積られる鳥獣被害への対策を町としてどのように考えておられるのか。

以上2点を2問目の第1回目の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員の2問目の御質問のうち、まず1点目の、御船町、西原村、山都町の鳥獣による被害状況とその取り組み及び我が町の鳥獣対策の現状についてお答えをさせていただきます。

まず、御船町の平成26年度の被害状況は、イノシシによる水稻及び野菜の被害面積970アール、被害金額867万円、猿による野菜の被害面積13アール、被害金額97万円です。御船町の取り組みにつきましては、国の電柵補助に該当しない方に町単独の電柵補助に予算20万円を計上されています。

次に、西原村の平成26年度被害状況は、イノシシによる水稻及び野菜の被害面積128アール、被害金額136万円、猿による被害面積103アール、被害金額102万円です。西原村の取り組みにつきましては、国の電柵補助に該当しない方に町単独の電柵補助に予算10万円を計上されています。また、駆除隊員の狩猟事故共済掛金の2分の1を補助されています。

山都町の平成26年度の被害状況は、イノシシによる水稻及び野菜の被害面積3,740アール、被害金額2,162万円、鹿による被害面積320アール、被害金額145万円です。山都町の取り組みにつきましては、国の電柵補助に該当しない方に町単独の電柵補助として2分の1補助で予算120万円を計上されています。また、狩猟免許の取得費用の助成としまして、定額の1万円の補助をされています。

益城町の被害状況は、イノシシによる水稻及び野菜の被害面積130アール、被害金額140万円、鹿による被害面積250アール、被害金額50万円です。益城町の取り組みにつきましては、囲いわなを5基用意しており、イノシシの出没連絡があった場合には、まず現地確認を行い、職員により囲いわなの設置を行っています。また、駆除隊に直接イノシシ駆除の連絡もあり、8月にイノシシ9頭の駆除をされています。今年度、鳥獣被害防止対策としまして、くくりわな10基を購入予定しております。

次に2点目の、今後増加すると見積られる鳥獣被害への対策を町としてどのように考えておられるのかについてお答えさせていただきます。

現在、益城町の駆除隊員は25名在籍しておられ、今年度より銃隊2班、わな隊1班に分かれて

活動をしてもらっていますが、隊員の高齢化などの問題があり、駆除隊員を増やすため、また隊員の経費軽減のために狩猟免許の取得・更新費用の助成を検討していきたいと考えています。

また、近隣町村において、国の電柵補助に該当しない方に町単独の電柵補助を行っていますので、町としましても町単独の補助を行いたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 町長の答弁、ありがとうございました。

近隣町村の被害状況及び我が町の鳥獣対策等については、よく分かりました。非常に町でもよくお考えになって、対策をやっておられるというのはよく分かりました。

これは担当者から聞いたところによりますと、イノシシ1頭につき捕獲の奨励金として1万500円出るそうです。で、内訳は、国が8,000円、町が2,500円出すと。鹿が1頭につき1万円、内訳は、国が8,000円、県と町がそれぞれ1,000円ずつ出すとなっているようです。

また、町では有害鳥獣買い上げ金として予算として30万円、秋と春の一斉捕獲用として計30万円を予算として計上しているそうです。

が、国からの支援、これが26年度は116万円あったそうですが、この27年度、本年度は68万円に減額されたということを知っております。こういう中で、なかなか厳しい状況の中で、鳥獣対策を現場では行っているとのことでした。

そこで、2回目の質問ですが、我が町の鳥獣対策は、まず農作物や人への被害を防止することが目的ですから、まずイノシシや鹿を人里に近寄せないということをするを主眼に、わな、これは先ほど町長のお話では5基と言われましたが、これは町が措置したのが5基で、わな隊とか、あれはかなり数を持つてみたいですね。くくりわなが1基2万円程度、それから電気柵、鉄条網、金網等の設置により、まず人里に近づかせないような方策を、これ追求すべきだろうと。

さらに、やっぱり絶対数をですね、イノシシの場合は、1頭で1年間に10頭産むそうですね。9頭ぐらい殺さないで、もうどんどん増えるそうです。倍々に増えるということも聞いておりますので、かなり、やっぱり絶対数を減らすために、今実施している春、秋の一斉駆除等の回数を必要に応じ増加、また、狩猟講習費用、また狩猟免許取得のための補助金等を計上して、特に捕獲奨励金や一斉捕獲時の補助金等の増額、これは緊急鳥獣対策として速やかに措置する必要があるんじゃないかと、こういうふうに思います。これは先ほど言いましたように、国の予算が減った分ですね、1頭しとめても、金を出せる金が町から支援をもらわないと金額に達成しないわけですね、1万500円とか1万円とかに達成しない。ですから、これは何らかの形で措置をしていかないと、とれる頭数が減ってくるんじゃないか、こんな感じもします。

現場では、イノシシや鹿を捕獲しておられる人たち、これは町長から先ほども言われましたけれども、非常に高年齢化してるんですね。で、その人たちが、やっぱり厳しい山道を歩いて、時には蜂に刺され、時には崖から落ちこちる、こういうことも多々あるものですから、傷害保険の多少の援助とか、それから、やっぱり先般、あすこの再春館の工場の近くで、あの道路、第2空港線路上で鹿が夜中にですね、交通事故を起こして、ただ、それが死んでくれればよかったんですが、まだ動くものですから、警察、お巡りさんが2人で押さえ込んだら、殺すに殺せないものです

から、狩猟隊のほうに連絡が来た。で、狩猟隊の人が行って、結局、資格を持ってるものから、警察の要望に基づいて処分をしたと、こういう事例があるんです。

ですから、夜中に、いつ呼び出しがかかってくるか分かんないと、こういう状況の中で、そういう日当とかですね、出動費用、これあたりも今後検討する必要があるのかなと、こういうふうに思います。

こういうのを考えながらですね、町長に2回目の質問なんですが、やっぱり、狩猟に携わる人たちに対する保険等の援助、それから、もちろん、先ほども出ました、わなをかけるに当たっても資格が要るんですよね。ですから、講習費用とか。それから、もちろん、ライフルを撃つためには、当然、資格、免許が要ります。このためには経費がかかります。そういうための援助。それから、日当ですね、夜中にいつ呼び出されても、住民は非常に困っておられますから、すぐ電話かかってきます。そこに行って処置をしないと、その不安が、危険が解除されない、そういう人たちに対する日当、こちらあたりが当然必要となろうと思うんですが、これについては町長、いかがでしょうか。これが2回目の質問です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2回目の御質問にお答えします。

この鳥獣被害というのが、農家の方、一生懸命つくられた作物あたりが非常に、一瞬にして無駄になるということで、出荷もできないという状況になりますので、非常に大切なものかなというふうに思っております。

駆除隊の皆さん方ですね、本当に、まさしく、今おっしゃられたように、ボランティア状態でございます。そういった方たちの日当とか講習費用、受講される費用とか、そこあたりも、それと保険金ですね、そこあたりも十分検討していくべきであると考えております。

また、担当課のほうにも話をしたところ、やはり高齢化が非常に進んでいるということになりますので、この保険とかですね、そこあたりも、駆除しているときの保険とか、そこあたりも考えていくべきであるということで考えておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 町長の前向きの答弁、本当にありがとうございました。

今、我が町の鳥獣被害は少しずつ出始めている段階だと思いますが、今、この段階で抑え込んでいければ、鳥獣による被害が一举に拡大すること、これはないと思います。

いろいろな制約はあろうかと思いますが、できるだけ手を打って、被害の極限化、これをお願いして、最後の質問である町有財産の等価交換の問題に入らせていただきます。

皆様も6月議会や、さきの臨時議会の中で、等価交換という言葉が耳にされたと思いますが、しかし、これまでの議会の中では、町有財産の等価交換という議案は、本議会では審議されておられません。議会で審議されたのは、平成27年度の補正予算の中で、道路新設改良費の補償費補填及び賠償金としての900万円が提案、審議され、その提案の中で等価交換が説明されております。ですから、等価交換は町長の専決事項という立場でした。

私は、町民や私たちが最も関心があるのは、町有財産と民有地との交換であるのになと、強く

感じておりました。このこともあって、町有財産の等価交換について、私なりにいろいろと調べた結果、今後の町政のために執行部と議会が共通の認識を持つておくべきであるとの思いから、今回、質問として取り上げさせていただきました。

さて、いよいよ本題に入りますが、我が町の財産の交換、贈与、無償貸付等に関する条例の、これは昭和39年3月16日に議決されたやつなんです、の第2条で「普通財産は、次の各号の一に該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の6分の1を超えるときは、この限りでない。」とされており、次の各号の中に「本町において公用又は公共用に供するため、他人の所有する財産を必要とするとき。」とあります。

そこで、本条例の解釈について、まず2点伺います。

等価交換するものが不動産である場合に、その不動産が保有している付加価値、例えば、建物等は、等価交換の価格として考慮されるのか。

2番目に、本条例においては、等価交換される普通財産の上限が示されておられません。例えば、数十億円の町有財産であっても、議会の承認は必要ではなく、執行部の考えで、これは可能となると、こういうふうに解釈されるのか。

以上の2点について、まず第1回目の質問とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、3問目の質問にお答えします。

等価交換するものが不動産である場合に、その不動産が保有している付加価値は等価交換の価格として考慮されるのかという御質問でございますが、普通財産は、他の同一種類の財産と交換することができるかとされております。

この同一種類とは、例えば、土地と土地、建物と建物といったように、常識的に考えて同一種類であると判断できる範囲のものであると解されます。

御質問のようなケースの場合、土地が交換の目的である場合に、たまたま土地の上に建物、工作物等がありましても、これら附属物を含めて交換することは可能であると考えております。

したがいまして、これら附属物も交換の価格として考慮されるということになります。

二つ目の、等価交換される普通財産の上限が示されていない、例えば、数十億円の町有財産であっても、議会の承認は必要でなく、執行部の考えで可能となるとの解釈かということで、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の中で、県、市町村で金額の上限を定めている自治体は、調べた範囲ではございません。

条例の範囲内、価格差が6分の1以内であれば交換は可能であると言えますが、御質問のような規模の大きな高額な交換であれば、町民への説明はもとより、議会に対しても事前に十分な説明を行い、御理解を得ていくことは当然必要であると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） ただいまの町長の答弁で、等価交換の付加価値については可能であると。それから、等価交換の上限については、今のところはそれはないので、可能なんだけども、常識

的に、余り高額な場合については、これは議会なり町民に説明する必要があると、こういう答弁でございました。

私も議員になって、たしか、益城交番が木山横町の町道沿いにあったのを国道沿いの今の場所と等価交換されたのを記憶しております。あのときは、ほぼ面積はほぼ等しい広さで、しかも、県有地、警察ですから、県有地と町有地の交換で、土地の評価においては国道沿いが高かったので、御船警察署から差額分の金が町に支払われたと聞いています。

町が新たに土地を購入する場合は、一般的に、まず金銭で購入する。代替地を求められた場合は、町で代替地を購入して、それに充てるのが普通のやり方で、先般の益城町交番のように、誰が見ても公共性の高いものである場合は、余り心配はしないんですけども、私有地と町有地を交換する場合はいろいろと心配してしまいます。

そこで、引き続き、本条例の心配事について2点質問します。

まず一つは、不動産を等価交換する場合、交換される不動産の評価価格をもとにして交換することになりますが、その際、土地の評価価格が、例えば、1対5とか、1対10とかの差がある場合でも、価格が同じであれば等価交換は可能と考えられるのか。

2番目に、条例で言う等価交換を行う場合、土地の価格が基準となりますので、不動産の鑑定は特に公明正大に行う必要があり、できるだけ複数人で行うべきだと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

以上2点を2回目の質問とします。よろしくお願ひします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、2回目の質問にお答えします。

等価との判断基準は、面積は考慮しなくてもいいのかということで、鑑定で評価額が異なるものを等価としていいものかという御質問だと思いますが、財産の交換をする場合におきまして、その判断基準となり得るのは、あくまでもその価格ということになります。

土地と土地との交換で、宅地と農地等であれば、平米当たりの単価にはかなりの開きが出て、総面積では倍以上の面積で等価となり得るような場合も出てくるかと思われませんが、交換の判断基準はあくまでも、その価格となります。

なお、価格が等しくないときは、その差額は金銭で補足することとされています。

ただし、条例の範囲で交換できるのは、その価格差が高価なもの6分の1以内とされています。

それと、重要、また高価な交換の場合、不動産鑑定を複数にしたかどうかという御質問ですが、不動産の鑑定評価につきましては、御承知のとおり、専門の国家資格を有する不動産鑑定士が行います。

土地の鑑定評価の場合、地価公示価格、近隣の取引事例価格などを参考に、一定の基準に基づいて鑑定評価がなされますので、複数の鑑定士に依頼し、評価をしても、ほとんど変わりはないのかなということ考えております。

また、鑑定評価業務を委託するのにも相当の費用を要しますので、複数に依頼することは、経

費の面からも厳しいものがあると考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） ただいまの町長の答弁では、評価価格が1対5とか1対10の場合でも等価の交換は可能だと、こういうお答えだったと思います。

それから、不動産鑑定は複数がよいとの、こういう質問に対しては、金の問題とか、それから国家資格の問題で、別に複数にする必要はないと、こういうお答えだったかと思います。それでよろしいですね。はい。

私は、本条例の心配なところ、これを四つだけですね、質問を通じて、執行部に確認をさせていただきました。まとめるとですね、一つ、さっき1番に質問したのは、等価価格の場合の付加価値の取り扱い、これは可能であると。交換の上限、これは基本的にはないと。ただ、常識的に、ある程度高価になった場合は議会なり町民の承諾を、言う。価格で交換する場合は、何倍まで許されるかというのは、これは特にないと、可能であると。何倍までちゅうのはないと。それから、不動産鑑定は複数で公明正大に行うべきではという件については、経費の問題、それから国家資格の問題で、それは必要ないと。こういう四つの問いに対して、町長から答弁をいただきました。これで間違いないですね。はい。

これらについて町長から回答を得ましたので、それを前提としてですね、我々は今後ですね、もう少し勉強していきたいなど、こういうふうに思います。

ただ、私はあえて申し上げますが、町有地は基本的に不必要なものは一つもなく、執行部の皆さんのおかげで、町民のために有効に活用され、維持管理されているものと思います。町有地は、これらの町民のために必要であるから保有している町有地を、やむを得ず等価交換の対象にする、つまり、これは言い方を変えれば、町民のために必要でない町有地というように、ちょっと強く言えば、そういう話になります。または、必要な町有地だけど、処分の対象とする場合は、当然、町民、特に地元への説明、これは十分に行われ、町民の理解が得られて初めて、この等価交換の話が出てくるべきで、たとえ、いかなる理由があろうとも、町民への説明や理解がほとんど進んでいない状況で、現在使用されている町有地を等価交換の対象とするなどの話が出てくるのは、余りにも町民を無視したやり方だと思います。

町の施策として、やむを得ず町有地を等価交換の対象とする場合は、町民優先で、まず町民の理解を得て行う等、慎重に取り扱うことが特に求められると思います。

そこで、最後の質問ですが、町有地を等価交換する場合の町民への説明の時期と説明の必要性について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

もう一回繰り返します。町有地を等価交換する場合の町民への説明の時期と説明の必要性について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

以上を3回目、最後の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 9番宮崎議員、3回目の御質問にお答えさせていただきます。

町民への説明の時期と説明の必要性についてということで御質問がございました。

説明の前に、やはり、その土地が比較して、どちらが町民の皆さん方のためにとって有用かを判断、まず判断すべきであると私は考えております。そして、まず、町民の皆さん方への説明時期とか必要性ということについては、その交換する財産の種類とか金額、面積を踏まえての対応になると考えております。

規模の小さな、そして直接的には住民生活への影響がないものについては、もうこれは町民の皆さん方への必要はないものと考えておりますが、規模の大きな、住民生活への影響が大きなものについては当然、町民の皆さん方への説明責任は果たしていかなければならないと考えております。

ただ、説明の時期につきましては、財産の交換においては当然、交渉の相手方がおられますので、説明の時期につきましては、交渉の相手方の十分な理解を得た上での説明になると思っております。相手の十分な理解を得た上ということと考えております。以上でございます。

(「ありがとうございました」と呼ぶ者あり)

○議長(稲田忠則君) 午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午前11時55分

再開 午後1時30分

---

○議長(稲田忠則君) 午前中に続き、午後の会議を開きます。

次に、富田徳弘議員の質問を許します。

3番富田徳弘議員。

○3番(富田徳弘君) こんにちは。3番富田徳弘でございます。

議員になって初めての一般質問の機会を与えていただき、まことにありがとうございます。また、傍聴席の皆様、お忙しい中、本日の傍聴、本当にありがとうございます。

私、今回は益城町畜産団地について1点だけ質問させていただきます。

それでは、質問席のほうへ移らせていただきます。

それでは、質問させていただきます。

現在、赤井地区にあります益城町畜産団地は、昭和56年に設立され、当初は7戸の養豚農家の方の入居で開始されましたが、翌年に4戸の方がやめられ、残り3戸の入居者となり、現在は養豚農家1戸だけの入居となっております。

設立当時の委任契約期間は、施設の耐用年数と記載されており、平成28年6月、つまり来年の6月が終了期限となっております。

町長は、畜産団地委任契約終了後をどう考えておられるか、御答弁、よろしく願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 西村町長。

○町長(西村博則君) 3番富田議員の、1問目の質問にお答えをさせていただきます。

平成28年6月に益城町畜産団地の貸付期間が終了するというので、今後どのように考えてい

るかということの質問にお答えをします。

益城町畜産団地につきましては、国の同和対策農林業団地特別整備事業によりまして、昭和56年6月25日から平成28年6月24日までの委任契約を締結をしております。

益城町畜産団地設置条例第3条によりまして、「畜産団地は、益城町が管理する。」により、町単独費にて施設の修繕などを行っています。

また、益城町畜産団地設置条例施行規則第3条に「施設の貸付期間は、施設の耐用年数とする。」となっております。御質問のとおり、委任期間が平成28年6月24日までとなっております。益城町としては、貸付期間終了1年前ということで、本年6月に貸付期間終了通知書を相手の方に現地にて説明し、手渡しを行っています。

今後どうするのかということにつきましては、益城町としては、委任契約の再委任につきましては、益城町畜産団地設置条例施行規則第3条によりまして、再委任は行わないこととし、今後は相手の方及び周辺住民の方と環境問題などの課題について十分な説明を行っていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 3番富田徳弘議員。

○3番（富田徳弘君） 御答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

1回目の答弁で町長より、町としては再委任契約は行わず、今後、利用者と周辺住民の方と環境問題について話し合いを行うとの答弁でした。

周辺住民の方も説明を強く望んでおられます。委任契約終了までに、なるべく早い時期に、利用者、周辺住民の方が納得できるよう、十分な説明を必ず行ってもらいたいと思います。また、必ずお約束をしていただきたいと思います。

これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 富田徳弘議員の質問が終わりました。

次に、中川公則議員の質問を許します。

6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） 皆さん、こんにちは。6番中川でございます。

今回、質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

さきの8月25日の15号台風で被災されました方々に対し、心からお見舞いを申し上げます。

それでは、さきに通告しておりました3点について御質問申し上げます。

質問席のほうに移動させていただきます。

それから、たくさんの傍聴の方々、御出席いただきましてありがとうございます。

まず第1点に、予想されます藤崎台球場の移転誘致問題についてお伺いいたします。

熊本の野球の聖地といえば藤崎台球場であります。公式規格を満たした数少ない球場でもありますし、収容能力2万4,000人と、全ての公式大会の中心でございます。

しかし、ここに来て移転話が浮上し、2014年12月の熊本市議会においても、現、大西市長が県、市、民間のテーマとして議論をスタートさせる考えを明らかにされております。

そこで、本町といたしましても、今後の流れを読みながら、誘致に向けた活動を強力に推進すべきではないかと考えます。既に、ほかの町村も誘致に向けた展開を非常に強くされていると聞いております。

特に、本町にとりましては、熊本インター、熊本空港、九州中央自動車道等々の交通の利便性にすぐれ、また広大な益城台地等があり、ほかの町村と比較しましても、すぐれた立地条件を満たしておるわけでございます。もし、ここで誘致が実現するとなると、益城町の発展ははかり知れないものがあるかと思えます。

ぜひ、町の活性化のために、また夢を現実にさせるためにも、スポーツ関係者を先頭に組織委員会等を結成しながら、県営藤崎台球場の誘致に向けた活動を展開していく必要があるかと思えます。

本町といたしまして、町長の考えをお聞きしたいと思えますので、よろしくお願ひします。

1回目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番中川議員の質問についてお答えをします。

藤崎台球場の移転問題について、地理的条件のすぐれた本町としての取り組みについてということでお答えをします。

藤崎台県営野球場は、昭和35年の熊本国体のときに完成しておりまして、それ以来、高校野球を初め、アマチュア野球からプロ野球に至るまで、数々の球史が繰り広げられてきました。

しかし、建設以来55年が経過しておりまして、施設の老朽化と駐車場の狭さが喫緊の課題となっており、本年6月14日に新球場建設連絡会の発会式が行われております。これは九州地区大学野球連盟、熊本県高等学校野球連盟など450名が参加し、開催をされております。

議員御質問の、藤崎台野球場の移転問題についての本町の取り組みにつきましましては、本町に本格的な野球場があれば、既に整備されています陸上競技場、総合体育館といった施設と一体となって、サッカー、バスケット、そして野球といった人気の本格的スポーツが本町内で実施できることとなります。このことは、町民のスポーツの振興や本町の地域活性化にも大きく寄与するものであると考えられます。

しかしながら、議員の皆様も御存じのとおり、本町には都市計画法や農地法など土地利用上の規制がありまして、立地には困難を極めることが想定されます。あわせて、道路整備など公共施設の整備が発生する可能性もございます。また、野球場を誘致するということは、町民生活に影響を与えることから、本町や町民にとってのメリット、デメリットの双方を勘案しながら、今後検討していく必要があると考えます。

ただ、大西市長が熊本市議会の一般質問に対しまして、藤崎台野球場について、施設の老朽化や特別史跡熊本城址跡として追加指定を推進すべき場所であるなど、多くの課題を抱えており、新たな施設整備は制限せざるを得ない、県営、市営にとらわれず、球場の移転を含めたあり方を検討する場や、県市政策連携会議の場で議論し、取り組んでいきたいと考えているとの見解を示されております。現在、具体的な移転の状況には、まだ至っていないと考えております。

子どもたちに夢を与える、経済効果もありますことから、他の自治体におきましても誘致の動きがありますが、熊本県民運動公園、熊本市に隣接し、益城インター、熊本空港がある益城町は候補地としても適地ではないかと思っております。しかし、先ほど申しましたように、土地の規制問題、交通機関の問題、駐車場、宿泊施設など、クリアすべき課題も多いと考えております。

今後は、熊本県、熊本市の政策連携会議、新球場建設連絡会などの状況を把握しながら対応していきたいと考えております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） ただいま町長のほうからお答えをいただきましたですけども、この熊本県の藤崎台球場というですね、すばらしい球場をですね、ぜひとも益城町のほうに誘致できますように、ひとつ町民そろって誘致に対して活動していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

これで1問目の、1点目の質問を終わります。

それから、2点目でございますけども、益城中央公民館の調理室設置についてのお尋ねでございます。

町の大きな行事は、婦人会の方々を初めボランティアの方々のおかげで成り立っていると言っても過言ではありません。テクノ周辺ジョギングの炊き出し、出初め式、町内一周駅伝の炊き出し、また、その他の行事についても、早朝から準備をされ、約2,500食程度の食事をつくられております。大変、頭の下がる思いでございます。

ところで、益城町保健福祉センター「はびねす」が2013年度に供用開始した時点におきまして、中央公民館の調理室が取り壊され、全ての炊き出しは保健福祉センターの2階で行われております。しかし、料理教室としては大変すばらしい施設でございますが、大量の炊き出しをする場合には、いろいろな点で不便な思いをされているということでございます。

まず、洗い場が狭く、苦勞されているということ、また、器具の収納庫が3階の屋上にあるため、取り出しや収納にしても作業工程で時間がかかり、特に雨のとき等は御苦勞があると聞いております。

また、でき上がった食事はエレベーターを利用しながら運ばれておりますが、ボランティアの皆さんが常に不安に思っておられるのが、災害のとき、もし停電でもしますとエレベーターも使用できません。また、道路の決壊等があった場合、各避難所に迅速に食事を届けることができるのかと心配されております。

ところで、益城中央公民館は災害時の避難場所となっておりますが、もし心配されるような全町的な災害に直面した場合、調理室もないとなると、被災者の方に大変な迷惑がかかるおそれが出てくるんじゃないかと思えます。

そこで、町の一番大きな公民館施設でもございますし、また、緊急避難場所としての調理室の一つは絶対必要と考えます。

それで、今後、中央公民館のほうに調理室を設置できるという形で考えれば、今後、利用される皆さんの意見を取り入れながら、災害等の緊急事態にも十分に対応できる調理室等を設置して

いただくならと思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

第1回目の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番中川議員、2問目の質問にお答えします。

現在、保健福祉センターで炊き出しをしているが、不便であり、災害時の避難場所の中央公民館に設置する考えはないかということの問いですが、まず、これまでの経緯から御説明申し上げますと、もともと中央公民館には調理室がございました。そこで、公民館講座の一つであります男の料理教室を初めとして、ジョギングフェアなどの炊き出し場所として有効な活用がなされていましたが、中央公民館は昭和46年度の建築であり、かなり古く老朽化しておりました。調理室も例外ではなく、改装が必要になったところに、惣領に広い調理室を備えた立派な保健福祉センターが建設をされました。そこで、中央公民館と広安分館をあわせた調理室の機能を、関係者と相談の上、惣領の保健福祉センターに移したところでございます。また、中央公民館の調理室は、より利用度の高い多目的会議室としてつくり変えました。

また、御指摘のとおり、中央公民館も、台風や大雨などの災害時の重要な避難場所となっておりますが、中央公民館への再度の調理室の設置は困難な状況にあります。したがって、緊急時には、近くにあります男女共同参画センターの調理室と連携して対応していきたいと考えております。

また、保健福祉センター「はびねす」が建設されましたとき、私は担当の課長でした。先ほど申しましたように、当時、益城町公民館の調理室は老朽化しておるということで、大変危険な状態で、さらに広安分館建てかえも必要ということから、公民館機能をあわせ持ったやつを建設しようということで、調理室の機能を移したところです。

先ほど、非常に不便であるということで、保健福祉センターの利用につきましては、可能な限り、利用しやすい調理室になるよう研究してまいりたいと考えています。

また、保健福祉センターのエレベーターにつきましては、災害のときもお話ししたんですが、現在、定期的に点検を行っているところでございます。発電機も備えておりまして、メンテナンスも常に行い、停電の際も対応できるのではということで考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） 先ほどからお尋ねいたしましたけども、今後ですね、いろいろ考えられますとき、中央公民館のですね、調理室のほうもですね、将来的にはですね、何とか考えていただければという形をお願いをしておきます。以上です。

それでは、通告しておきました3点目について質問申し上げます。

まず、熊本高森線のバスレーンの設置についての質問でございます。

御存じのように、熊本高森線の朝夕の渋滞は本当に深刻な問題でございます。津森から木山、広崎まで片側1車線となっており、しかも追い越し禁止のために、バスの後に続く車は毎朝、大変な思いで通勤をされております。今までも全体的な区画整理及び拡幅計画等もありましたが、あらゆる方面から検討をなされておりましたが、いまだに具体策が見つかっておらず、また木山

交差点問題も解決に至っておりませんので、住民の皆さんにとっては、どうかしてほしい、何とかならないかとの思いでございます。

そこで、一つ考えられますのは、県道沿いの民有地の空き地等を県と協議しながら、一般車とバスが離合できるレーンを部分的に設け、渋滞緩和を図る等の計画が必要ではないかと考えられます。これは、県道沿いに行ってみますと、ある程度、家のないところの空き地もございますし、バス停の多少の移動も考えながら、バス離合レーンとかなんかをですね、設置しながらやっていたら、後続車の車もある程度は流れるのではないかという形で、ちょっと考えております。

現在、馬水橋の近くにバスレーンっていいですか、ちょっと離合箇所もできておりますし、広崎の高速道の下にもですね、1車線、バスレーン等がございます、今現在、2カ所ほど設置されております関係上、そこは車はスムーズにですね、バスを追い越して通過できるというような形でございます、将来的には惣領のスーパーの前辺のですね、あの辺にでも、ちょっと設置できれば、ある程度の車の通過はできるんじゃないかという形で考えております。

なかなか、朝夕の渋滞というのは緩和させるのは非常に難しいことではございますけども、そういう形をやっていかなければ、今後ますます渋滞悪化が懸念されます。まだ都市計画道路、広崎木山線、地域再生道路のグランメッセ木山線、あるいは等々のですね、供用開始がまだ至っておりませんので、今できるところから、小さいことでもですね、解決策を考えていかなければ、いつまでも現状のままでは町民の皆さんの要望にも応えることができないと思います。

この点、熊本高森線の渋滞緩和について、町として将来的にわたって、どういう考えを持っておられるか、ちょっとお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 6番中川議員の3番目の質問の、熊本高森線のバスレーンの設置についてお答えします。

これは議員の皆様、御存じのとおり、県道熊本高森線は片側1車線であるため、朝夕の通勤通学時間帯には交通量が多く渋滞しており、またバスが停留所に停車するたびに交通渋滞がさらにひどくなっている状況であります。

このことは、第5次町総合計画後期基本計画策定に係る住民ワークショップにおきましても、バス停で車が離合できるような道路の改良との提言がなされているところです。

この状況を解消する方法の一つとして、バスレーンの設置が考えられます。バスレーンとは、車両通行帯を有する道路で路線バスなどの通行のために設けられた車線であり、バス専用レーンやバス優先レーンとして運用されています。

しかし、バスレーン設置となると、県道熊本高森線の車線を増やす必要があり、そのための用地買収などを考慮すると、県道を管理します熊本県に要望を行っても、現実的ではないと考えられます。

その他の方法としましては、先ほど議員おっしゃられましたように、馬水の上野添バス停のように、バス停付近の用地にバスカットと呼ばれる切り欠きをつくり、バスがとまっても車両の交通に支障を来さないようにする方法も考えられます。この方法であれば、車線を増やす必要がな

いため、バスレーンの設置よりも現実的だと考えられます。

本町としましても、議員御質問の本件に関しましては、住民の生活利便性に係る県道整備として、バス会社である九州産交と協議し、県道熊本高森線の道路管理者であります熊本県に対し要望を行っていきたいと考えておりますので、議員の皆様方の御協力をよろしく申し上げます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 6番中川公則議員。

○6番（中川公則君） ただいま町長のほうからお答えをいただきましたけども、バスレーンというのはですね、なかなか困難では思います。馬水とか広崎の高速道の下とかですね、バスレーン、カットですかね、ちょっと拡幅していただいて、そこでほかの車を流していくというような形をですね、何か所かつくっていただくならば、ある程度の渋滞緩和は、防げるんじゃないかという形で考えております。

できる部分からですね、やっていただければいいと思いますし、県のほうにも、そういう形で毎年ですね、要望として、ひとつ上げていただきたいと思います。これはもう町民皆さんのですね、渋滞に対する懸念でございますので、私のほうからもよろしく願いしておきます。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 中川公則議員の質問が終わりました。

次に、坂本貢議員の質問を許します。

10番坂本貢議員。

○10番（坂本 貢君） 皆さん、こんにちは。10番坂本でございます。

一般質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。私も議員になりましてから2度目の質問となります。

私が通告しておきました2点につきまして質問をさせていただきます。

質問席に移らせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速でございますが、質問させていただきます。

空き家対策について質問させていただきます。

現在、地方自治の現場では、空き家問題が条例化され、制定されて、全国的なブームとなっていると言われております。益城町でも少子高齢化、過疎化などの進行に伴い、空き家問題が深刻化していると思われま。

平成27年2月26日に空き家対策特別措置法が施行され、同年5月26日から完全実施されました。

町でも、空き家と老朽化家屋の増えないように、利活用するために、早急に効率的な実態調査を行った上で条例をつくる必要があると感じます。1番目の質問でございます。

2番目の質問をいたします。6月定例議会で、同僚議員による空き家対策に対し、町長は、まだ状況把握に至っていないと言っておられました。庁舎内関連各課を連携し、必要に応じて協議会を設置すると囃りますと答弁していらっしやいますが、検討後の対応はどのようになったのですか、お示してください。

よろしくお願いいたします。1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員の1問目の質問、空き家対策についてお答えをさせていただきます。

御存じのとおり、6月議会前の5月26日に空き家対策の特別措置法が全面施行されました。また、6月議会におきましては空き家対策について御質問をいただき、議会閉会後の6月16日に国土交通省による詳しい説明会がございました。

その中で、空き家対策条例につきましては、今回施行されました空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市町村での条例制定は特に必要はないとのこととございました。

今後、本町におきましても特別措置法の規定に従いまして、空き家等対策に取り組んでまいります。

なお、条例につきましては、今後、特別措置法に規定してあるものを詳細化、具体化する場合や特別措置法に規定していない事項につきまして町で独自に規定する場合は、条例を制定することになります。今後、他自治体の例も参考にしながら、しっかり検討してまいりたいと思います。

2番目の質問の、6月定例議会での同僚議員による空き家対策質疑に対し、検討後の対策を伺うということで、お答えをさせていただきます。

空家等対策の推進に関する特別措置法におきまして、第4条では市町村の責務として、市町村は「空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努め」、第7条では「空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会を組織することができる。」と規定してあります。

今後、この特別措置法の規定に基づきまして、空き家等対策計画の策定及び変更、並びに実施に関する協議を行うための空き家等対策協議会を設置する方向で、総務課防災係を窓口としまして、役場関係部署と連携し、計画の策定を行うよう検討しております。

また、空き家等の情報収集につきましては、現在のところ、住民及び各囑託員などにより連絡があつてから、所有者の把握を行い、所有者に通知し、適切な管理をお願いしているのが現状であります。

そして、本町にどのくらいの特定空き家があるのかについては、今後見直し、データベースの整備を図っていく必要があります。

なお、調査につきましては、かなりの時間を要するのではないかと見込んでおります。

しかしながら、先日の台風15号などの襲来もありますので、危険な特定空き家につきましては、各課と連携し、早目に把握し、速やかに助言、指導を行ってまいりたいと思います。

ちなみに、特定空き家というのが四つ定義してありまして、一つが、基礎や屋根、外壁などに問題があり、倒壊などの危険があるもの、それと二つ、ごみの処置などで衛生上有害なもの、三つ目として、適切な管理が行われておらず、著しく景観を損なうもの、そして4、その他、周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切なもの。

この特定空き家と認められました持ち主には、修繕や撤去の指導や勧告、命令ができます。命令に従わなかった場合には、行政が強制的に撤去し、かかった費用を持ち主に請求できる代執行

も可能と、今回の条例で制定で行われております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 10番坂本貢議員。

○10番（坂本 貢君） 1回目の質問に答えていただきまして、ありがとうございます。

2回目は、空き家対策の問題で、近所に迷惑かけるようなところがあったときは優先的にしていただくということはできますか、できませんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

近所にあるときはという話だったんですが、先ほどお話しをさせていただきましたように、特定空き家に該当する場合は、まず指導、勧告を行っていくことになります。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 10番坂本貢議員。

○10番（坂本 貢君） 済みません。ありがとうございます。2回目の質問。

では、次の質問に移らせていただきます。

そうめん滝遊泳にまつわる地元住民の救済策について。

赤井、木崎地区には、そうめん滝がございます。春先になれば約4カ月間、農業用水の確保のため、せきとめられ、大きなプール状となります。昔から、夏になれば涼香を楽しんだり、遊泳にと、多くの方に親しまれてまいりました。中には、そうめん滝に子どもたちを泳がせるために、地元に移り越してこられた世帯もございます。

1番目の質問でございます。しかしながら、近年、ますます遊泳に来る若者たちのマナーが悪く、ごみの不法投棄や、町道に群がって地元住民の通行を妨げることはもとより、たび重なる重篤な被害がございます。

例えば、今年6月からの被害を申し上げますと、近隣の御家庭に入り込み、スプレー缶を盗み、用水路や小屋の外壁に卑わいな落書きをし、そのまま投げ捨て、立ち去ったり、また、そうめん滝底に設置してありました生活用水のパイプを引き抜き、木崎公民館ほか2世帯の水道が使用できない被害もございました。さらには、近隣の別の屋敷では、たび重なる不法侵入により、庭に入り込まれ、木に登って、そうめん滝に飛び込み、木の枝を折るといったような被害もございました。苦情、通報もたびたびございますので、よろしくお願いいたします。

それから、そうめん滝は遊泳禁止ではありませんが、現行犯ではないということで、警察の厳しい介入も期待できず、地元住民は半ば泣き寝入りの状態です。

これから、私の2番目の質問であります。このような住民の悲痛な気持ちを考えますと、私も地元議員といたしまして、一人一人が満足し、安心して生活できるような環境を守るため努力しているところでございます。

これから提案でございます。一つの提案ですけれども、一つの解決策として、予算の範囲内で防犯カメラを設置する、あるいはマナー違反の看板をもう少し増やしていただくとか、できるならば、よろしくお願いいたします。

今後、町としてできることと町長の見解をよろしくお願いいたします。

1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員、2問目の御質問にお答えをさせていただきます。

そうめん滝遊泳の現在の状況についてということで、非常に不法行為が行われているということで迷惑されているということで、残念に思っております。

まず、そうめん滝につきましては、町の生徒指導連絡協議会におきまして、嘉島町の天然プールや浮島さんとともに、遊泳禁止場所として申し合わせをしており、町内の全小中学校で、夏休み前に児童生徒に対しまして遊泳禁止の指導を行っています。また、夏休み期間中には、教職員による定期的な巡回も行っているところです。

このようなことから、町内の児童生徒のそうめん滝での遊泳はないものと考えますが、さらに徹底させるため、本年8月に教育委員会名で「遊泳禁止」の看板を設置したところでございます。

質問の2番目、解決策の提案ということでいただきました。防犯カメラの設置はできないかということで、防犯カメラの設置という御提案ですが、犯罪行為などの防止には一定の効果はあるかと思いますが、そうめん滝に来られる方のマナーの向上につながるのかは疑問が残るところではないかと思っております。

そうめん滝も、かなりの面積がありますから、仮に設置する場合でも1台では足りないと思っておりますし、設置する場所につきましても、プライバシーなどの問題もあり、難しいところがあるのではないかと考えております。

御提案いただきました件につきましては、今後、慎重に検討していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

質問の3番目の、今後、町としてできること、町長の見解はということで、そうめん滝につきましては、先ほど申し上げましたとおり、「遊泳禁止」の看板を設置したところでございますが、一部の利用者によるごみの散乱等、マナーの悪さが近隣住民の方々に大変御迷惑をおかけしている状況にあります。

町としましても、そうめん滝への車での乗り入れを抑制するため、3年ほど前に柵を設置し、本年はごみの不法投棄禁止看板を6枚交付しております。

また、例年、夏休み期間中は、地元の警察にも依頼し、そうめん滝周辺のパトロール強化につきまして依頼をしているところでございます。

町としましても、できる部分につきましては、今後も地元の方々と協議しながら進めてまいりたいと考えておりますし、また関係機関であります土地改良区、警察等とも連携をとっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 10番坂本議員。

○10番（坂本 貢君） 済みません。2回目の質問いたします。

今のは、そうめん滝のことは、子どもたちのことはそれでよかと思うんですけども、来る者ですね、若い者なんかは、あんまり効果がないんじゃないかと思ひまして、思いますので、また、その点につきまして、若い者に対してはどのような考えでございますか。よろしくお願いいたします。

2回目の質問でございます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 10番坂本議員、2回目の御質問にお答えをします。

大変、先ほど話しましたように、小中学校につきましては、学校の先生方のパトロールとか、そういったことで、ないだろうという話で、これはもう若い人ということになりますと、これは以前、浮島さんあたりも同じような状況が、嘉島の町民プールあたりもあったかなと思います。ここあたりも、やはり、もう先ほど話しましたように、警察関係あたりと、また話をして、やって、パトロールを頻繁にお願いするというような形でやっていくような形にやりたいと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 10番坂本議員。

○10番（坂本 貢君） どうも済みません。ありがとうございました。今後もよろしくお願いたします。

質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 坂本議員の質問が終わりました。

これで、本日予定されておりました一般質問が終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後2時15分

平成27年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年9月8日午前10時00分招集
2. 平成27年9月11日午前10時00分開議
3. 平成27年9月11日午後2時56分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 一般質問

- 2番 下田利久雄議員
- 12番 坂田みはる議員
- 8番 野田 祐士議員
- 4番 松本 昭一議員
- 5番 柴 正敏議員

---

7. 出席議員（18名）

- |           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君  | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君  | 5番 柴正敏君   | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君  | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本貢君  | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 13番 石田秀敏君 | 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君  |
| 16番 渡辺誠男君 | 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君  |

---

8. 欠席議員（0名）

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

|             |       |           |        |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 町長          | 西村博則君 | 教育長       | 森永好誠君  |
| 会計管理者       | 福島幸二君 | 総務課長      | 森田茂君   |
| 総務課審議員      | 河内正明君 | 秘書広報課長    | 堀部博之君  |
| 企画財政課長      | 藤岡卓雄君 | 企画財政課審議員  | 中桐智昭君  |
| 税務課長        | 緒方潔君  | 住民生活課長    | 森部博美君  |
| 子ども課長       | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 安田弘人君  |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口博文君 | いきいき長寿課長  | 後藤奈保子君 |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 福祉課長   | 坂本祐二君 | 農政課長   | 森本光博君 |
| 建設課長   | 坂本忠一君 | 都市計画課長 | 杉浦信正君 |
| 下水道課長  | 富田正秀君 | 学校教育課長 | 田中秀一君 |
| 生涯学習課長 | 高森修自君 | 水道課長   | 西村秀幸君 |

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き、一般質問の2日目となっております。

質問の順番を申し上げておきます。

1番目に下田利久雄議員、2番目に坂田みはる議員、3番目に野田祐士議員、4番目に松本昭一議員、5番目に榮正敏議員、以上の順番で進めてまいりたいと思います。

---

#### 日程第1 一般質問

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、一般質問を行います。

最初に、下田利久雄議員の質問を許します。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田利久雄でございます。

一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。本日もたくさんの傍聴者の皆さんが町政に関心をいただき、ありがとうございます。

本日の質問は、集落内開発制度と定住促進補助金制度の2点です。では、質問席へ移ります。

平成20年4月より実施されています集落内開発制度ですが、飯野、福田地区においては、地区計画のもと、4カ所から5カ所が宅地造成されました。結果、飯野小学校、中央小学校については、今後入学される子どもさんが増えていくことと思います。しかし、一番生徒数が減少しているのは津森小学校です。津森地区の下水道工事の遅れ、また需要の関係から、なかなか開発業者が二の足を踏んでいるというような実情であります。集落内制度のあり方、例えば何らかの形で補助を手厚くするとか、事業着手が進むような対策を講じていただきたいと思います。何かいい考えが行政サイドにあればお尋ねいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 皆さん、おはようございます。一般質問も2日目を迎えております。また、本日は早朝から傍聴においでいただきまして、心から感謝を申し上げます。

さて、茨城の常総市のほうで大変な災害が出ております。12名が不明、そして690名がまだ救助を待っておられるという状態で、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

さて、2番下田利久雄議員の質問にお答えします。

集落内開発制度は、都市計画法第34条第11号に基づき熊本県が条例を制定しまして、平成20年度から施行されているものですが、区域の指定がされています。この集落内開発制度を利用した

開発は、平成20年度から本年8月末までで申請件数100件、開発造成面積約6万2,000平米で、指定総面積の2%造成されておりまして、戸数で示しますと全体で161戸となっており、校區別内訳としましては、飯野84戸、広安18戸、木山4戸、福田32戸、津森23戸となっています。

集落内開発制度は開発許可制度でありますことから、開発行為申請が必要となりまして、指定区域内でありまして、指定地が農地であれば農地転用の許可を受けることや、他法令による行為の制限を受けない土地であることが要件となりますので、関係部局との事前の協議、検討が大変重要となってきます。このように、都市計画関連では大丈夫であっても、農地法などで許可できないという状況にありますことから、現在、合志市・菊陽町・嘉島町・益城町で編成します市街化調整区域活性化連絡協議会でも、運用の見直し要望などを熊本県と行っているところでございます。

また、別の開発制度で地区計画開発制度がありますが、この制度で開発造成されたものが3地区で、馬水・福原・安永地区で総戸数179戸であります。この地区計画制度につきましても、運用改定を昨年度から協議を行っておりまして、現状の制度は住居系と工業系（製造業）に限定されていますが、既存集落を活性化するには生活利便施設等が必要であり、製造業だけでは進出企業の要望に応えられないなどの理由で、枠組みの拡大を熊本県と行っているところでございます。町の大部分を占める市街化調整区域における住居ニーズの高まりや地域の活性化に適正に対応するとともに、企業誘致による雇用の安定や産業振興を図っていくことが、均衡ある町発展に必要な要素になってくると思っております。

このように、地域の実情及び課題を踏まえた土地利用の活性化を図りますために、今後も民間活力による地区計画及び集落内開発制度を積極的に活用しまして、良好な居住環境を形成することと雇用機会の拡大を図ることで、市街化調整区域の活性化を図っていきたいと思っております。

2問目の定住促進補助金制度の現状と今後の取り組みについてお答えいたします。

（「それは2番目で、まだ言うたらん」と呼ぶ者あり）

ああ、済みません。失礼しました。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 答弁ありがとうございました。今後も町主体で事業を進めてもらいたいと思っております。

それから2問目の質問で、定住促進の事業についてですが、津森、飯野、福田の3校区において、地区活性化対策として、平成23年4月より定住促進補助金制度が実施されています。飯野、福田地区においてはおおむね進んでいます。津森地区の定住促進が進んでいないように思います。これは集落内開発制度との絡みもあると思いますが、また、町としてもウーマンドリーム・四賢婦人記念館の改修も計画されているようで、定住促進の一環となればと期待しております。ほかに定住促進の進むような対策があれば、何かお聞かせください。以上です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員、2問目の質問にお答えさせていただきます。

定住促進補助金制度の現状と今後の取り組みについてということで、まず、定住促進補助制度

の成果と現在の状況につきまして説明をいたします。

この制度は、議員も先ほど述べられましたように、平成23年度より市街化調整区域において町が定めた飯野、福田、津森校区の子育て世帯の定住を促進しまして、住宅の新築または購入の費用を補助することによりまして、指定区域内の少子化の防止と地域の活性化を図ることを目的として実施してきました。これまでの申請件数は、本年度8月末現在で117件、補助決定額1億3,720万円となっております。増加しました子どもの数は201人であります。これを校区别での数字を申し上げますと、飯野39件69人、福田67件119人、津森11件13人となっております。

小学校児童数は、飯野小で23年度89人でありましたものが本年度では111人、22人の増です。中央小で430人であったものが454人、24人の増です。津森小で92人であったものが93人、1人増と、それぞれ増加しております。また将来推計としまして、6年後の各小学校の予測は、飯野小125人で現在と比較し14人の増加、中央小442人で12人の減、津森小97人で4人の増とそれぞれ見込まれています。なお、津森校区におきましては、旧エミナース従業員寮を町が買い上げた田原団地を、津森小に通う世帯限定で補助を行います地域活性化住宅が12戸あります。子どもの内訳は、小学生8人、就学前4人、中学生3人の合計15人となっております。したがって、津森校区は合計の28人が増えたということになります。

次に、当初の補助期間5年から3カ年延長しましたが、平成31年度以降はどのように考えているかとのことですが、昨年に津森地区の下水道整備状況も考慮しつつ、5年間の評価をして関係課で協議検討をしました結果、3年間の延長を決定したものですので、平成30年度以降はどのようにするかは、期限の切れる前の平成29年度末ごろに関係課で協議検討をし、決定したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 3年間ですかね、3年間延長されたことは非常に喜ばしいことと思っておりますが、支給額が1年目と3年目に分けてあるんだらうと思っております。31年まで延ばされて、31年以降またもらっても、また3年延びるんじゃないかろうかというふうに思っておりますが、その辺はどのようにお考えか、お答え願えれば。1年目に幾らとか2年目に幾らというような、補助金は。ずっと続くとやじやなかですかね、3年。3年後にまたやらすとですかね。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 2番下田議員、2回目の御質問にお答えします。

31年度をどうするかということで、定住を始めて1年目は50万ということで、その後も住んでいただいたら、3年目はまた50万を支給するという形になります。ただ、この制度そのものをまた検討、31年度から3年間検討するというのは考えておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 下田利久雄議員の質問が終わりました。

○2番（下田利久雄君） どうもありがとうございました。

○議長（稲田忠則君） 次に、坂田みはる議員の質問を許します。

12番坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 皆様、おはようございます。12番坂田みはるでございます。

本日も早朝から多くの皆様方に議会傍聴へと足を運んでいただきまして、本当にありがとうございます。住民の皆様方の議会に対する意識の高さ、ここが議会発展の道にもつながるのではないかと考えております。皆様の御理解によりまして女性の1議席をいただきまして、私、母として、そして女性として、人としての思いを込めて、一般質問に臨ませていただきたいと思いますと考えております。

さて、去る9月6日、日曜日に、益城町町民グラウンド相撲場にて行われました第40回高遊原相撲大会では、多くの子どもたちが出場をいたしました。一番一番の勝負、土俵際まで追い込まれても諦めない粘り強さと堂々の戦いぶり、その姿に感動させられる幾つもの取り組みには、多くの歓声と拍手が沸き起こっておりました。小学生の小さな体も、大きくなった中学生の体も、勝つために一生懸命にぶつかり合い、勝って喜びの笑顔、負けて悔し涙、どちらも一生懸命の姿は、見る者に感動と勇気さえも与えてくれたと考えております。

それぞれの町、村の宝の子どもたち、本日はそんな大切な児童生徒の日々の生活環境におきまして、安心・安全への対策として3点と、またスポーツのみならず、文化面さまざまな場面で活躍し、全国大会へ出場される方々への町からの助成金についての2点、伺ってまいります。それでは、質問席へ移らせていただきます。

それでは、通告しておりました児童生徒の安心・安全の対策の中から、まず、いじめの現状について、悪化はしていないのかという質問でございます。

このいじめの問題につきましては、きのう吉村議員が広範囲にわたるあらゆる視点からの御質問をなさったことで、教育長より大変御丁寧な、実のある深い御答弁をお聞きすることができました。私が心配しておりましたいじめの悪化はどうやら防ぐことができているのかなと、一旦は安心したのですが、御答弁の中で、「いじめあり」の294名と、「いまだにいじめが続いていると感じる」41名について伺ってまいりたいと思います。

私が平成24年12月議会におきまして、いじめ問題の質問をさせていただきました際に、文部科学省の実施したいじめ調査アンケートでは、「これまでにいじめを受けたことがある」と答えた児童生徒が80人を超えていたこと、そのうち20人近くが調査をした8月現在も「まだいじめが続いている」と答えたとの報告を受けていると、教育長より御答弁をいただいております。そして、その3カ月後の11月には、全て解決したという御報告もいただいております。

その件が、平成26年実施いたしました今回、平成24年同様、言いがかりや冷やかし、仲間外れといった、本人がいじめと感じたものも含め、「いじめられたことがある」という児童生徒数、私の聞き間違いでなければ、きのうの御答弁では294名、「現在も続いている」と答えた児童生徒が41名ということは、実は数字から見ますと、平成26年の「いじめがある」は、平成24年よりも3.67倍増え、また「今もいじめがある、続いている」と感じている子どもは全体の13.9%で、平成24年は約25%でございましたから、全体比からすると、いじめの多様化が数字に反映されているのかなという気がしてなりません。

もちろん、平成24年と平成26年のいじめ調査アンケートの対象人数に誤差は生じているとは思

いますが、単に数字だけを見てしまうと悪化しているのではないかなど心配してしまいます。その点につきましては、教育長、どのように捉えていらっしゃるのかお伺いいたします。

次に、子どもたちにとって楽しいはずの夏休み期間の町内の児童生徒が危険な事態に巻き込まれたとの御報告などはなかったか、伺いたいと思います。

夏休みに起きた大阪府の中学生男女の痛ましい事件は、家庭の中での子どもの居場所、居心地のよい場所が我が家ではなかったことで、家出により事件に巻き込まれ、結果、家に帰ることができなくなってしまいました。実に親として耐えがたいものがあります。このように我が家に居場所をなくしてしまう子どもたちとならないようにするためには、家庭における保護者、学校の先生方、社会の大人、私たちが、その見守りが重要であろうかと考えますが、この点につきましても御所見をお願いいたします。

次に3点目は、平成27年6月より、自転車道路交通法改正により、14歳以上の人が自転車で危険な行為を行い、3年以内に2回以上違反をすると、自転車運転者講習の3時間受講が義務となり、手数料5,700円を支払わなければならなくなりました。また、受講しないと5万円以下の罰金刑ということです。この背景には、自転車関連の交通事故数と年間の死亡者数にかかわっているとも聞いております。

警察庁による平成26年度発生 of 自転車関連の交通事故は10万9,269件、全交通事故数の19%を占め、また年間の死亡者数が542人、そのうち65歳以上の高齢者が63.9%ということでございました。子どもが加害者になった場合でも賠償金が高額になる事例が相次ぎ、その賠償責任を親が負うこととなります。

通学や遊びに出かけるとき、日常の移動手段に自転車を使う子どもたちのいる各家庭において、自転車保険の加入状況等の調査について、調査、アンケートはとっておられるのかを伺いたいと思います。また、自転車保険加入の必要性についてはどのように考えておられるのかを伺います。

以上、1回目の質問、よろしくお伺いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） おはようございます。教育長の森永でございます。

坂田議員におかれましては、いつも教育に関する御質問ありがとうございます。また子どもの、また保護者としての視線を常に持って、その視線から御質問いただくことに敬意を表しております。きょうも一生懸命答弁していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いします。

まず、今3点御質問ございました。いじめの現状は悪化していないか伺うという御質問でございましたので、あんまり詳しい答弁を準備しておりませんでしたので、その辺は少し後でまた申し述べさせていただきたいと思っておりますが、最初の児童生徒へのいじめの問題につきましては、昨日、吉村議員のほうから一般質問がございまして、答弁したとおりでございます。各学校からは毎月の定例報告で、問題行動、いじめ、そして不登校の状況を報告してもらっております。いじめや問題行動の報告は今年度は受けておりません。

町では本年5月に益城町いじめ防止基本方針を策定しましたが、各学校においてもいじめ防止対策推進法の施行に合わせて、学校いじめ防止基本方針を定めるとともに、行政、児童相談所、

法務局、警察等の関係機関や団体、心理や福祉の専門家等と連携を図りながら、いじめ防止に関する具体的施策を講じております。今後も学校との連携を密にし、児童生徒の小さな変化も見逃さず、常に危機意識を持って取り組んでいきたいと考えております。

先ほど、2年前の質問、24年度の質問に比べて3倍以上に増えているのではないかという御指摘がございました。26年の11月の調査結果をきのうの答弁で申し上げたところでございますが、やはり私の認識としましては、年を追うごとに、子どもたちがいじめに対する敏感さ、この部分を持ってきているのではないかなと思っております。例えば体型について何か嫌と思っていることを言われたときに、「これはいじめだ」と感じる、それは一つの一件として上がってまいります。何回も言われたら「今も続いている」というふうになります。そういう認識の問題ではないかなと考えております。先ほども申しましたように、学校からの報告では、今のところ27年度は0ということでございます。

2点目の、夏休み期間に危険な事態に巻き込まれたとの報告等はなかったかとお尋ねでございますが、学校から、夏休み期間中に児童生徒が危険な事態に巻き込まれたというような報告は受けておりません。今後も学校、PTA、地域、行政、警察、関係機関で連携を図りながら、子どもたちの安心・安全の強化に取り組んでいきたいと考えております。

3点目の、自転車保険の加入状況等の調査アンケートについてでございますが、平成26年の自転車乗用中の事故は、先ほどもおっしゃいましたが、全国で約11万件発生しております。年齢別に見ますと、15歳以下が17%、16歳から19歳が14%、そして65歳以上が19%と、若年層や高齢者の比率が高くなっております。自転車関連の事故は自転車対自動車の事故が圧倒的多数でございますが、自転車はその場合には被害者になることが多くございます。ただ、自転車対歩行者の事故も増加しておりまして、この場合は自転車が加害者になるということが多くなります。

このような状況の中で、中学校では自転車通学を認めておりますことから、自転車保険に加入するよう推奨しております。自転車通学の生徒に対して許可証を出すときに申込書を配付しておりますが、その配付した場合に、保険に加入するように一緒につけ加えているというような状況でございます。その配付した保険に加入する生徒もおりますが、保護者が加入する損害保険に同時加入したりとさまざまございまして、その後の加入状況の調査は特に行っておりません。

小学校では家庭の自転車使用は保護者の責任としておりますので、自転車保険の加入については指導は行っておりません。したがってアンケートの実施もしておりません。

しかし、自転車はその気軽さや便利さの裏にさまざまな危険が潜んでいます。自分がけがをするだけでなく、歩行者にけがをさせたり、物を壊したりするケースもあります。御船警察署管内では、小学校の要望に応じて担当者が学校に出向いて自転車教室を開催して、交通安全意識の高揚に努めておりますが、今後は学校におきましても、さらに自転車の安全な乗り方について指導を徹底するとともに、自転車保険の加入についてもあわせて推奨していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 教育長からの御答弁ありがとうございました。

先ほど私のほうから、いじめの悪化はないかということだけを最初に御質問内容としておりましたけれども、たまたま吉村議員から大変貴重な御意見といたしますか、その答弁に関してのお答えをいただきましたものですから、できれば分かればよいなと思い、お尋ねいたしました。また後日よろしくお願ひいたします。

本当に数字だけのものではなく、それだけ熊本県が本当に、まあ「ささい」という言葉はいけないのかもしれませんが、本人が感じたことを重要視していることを熊本県はやっているんだよということで、それが随時、子どもたちの中に、アンケート調査の中に浸透しているということが把握できたということは何よりだと思いますし、それぐらいに大人たちも、大人同士でも敏感になって、言葉を発することを気をつけなければいけないなという思いが、この数字から私たちにいただきました。ありがとうございます。

それから、子どもたちの居場所について危険な報告はなかったということが、ひとまず安心をした点ではございますけれども、今後とも地域連携をしながら、私たちの見守りも本当に必要だということを実感いたしました。

そしてまた、先ほど保険加入の件につきましては、大変御丁寧に御答弁をいただきまして、私の調べた中身よりもより以上に分かることができました。ただ、せっかく中学校の通学許可証を出されるときに、やはり必要提出物としてのその配付をなさっているのであれば、その結果というところは追跡する必要もあるのではないかなと思います。

先ほど教育長が御答弁なさいましたように、本当に自転車対歩行者になった場合に、本当に高額の、考えられないような請求が、それが裁判でも認められていくというような世の中に変わってきておりますので、その世の中の変わりに合わせて、やはり親の責任ではあるけれども、学校の中でお預かりしている時間のほうが長いという部分においてはですね、やはりその調査も必要ではないかな、アンケートを、できるだけ加入を推奨しているということでございましたので、随時、毎年そこもチェックをしていただけると、より一層、子育てにおいては親御さんも安心されるのではないかなという思いがいたしました。

1回目の御答弁をいただき、ありがとうございました。

ところで、熊本県が行ういじめ調査アンケート、子どもたちが一定の人間関係のある者から心理的、物理的攻撃を受けたことによりまして精神的な苦痛を感じているもので、いじめか否かという判断、いじめられた子どもの立場に立って行うように徹底する、先ほどちょっと最初の話と重なってしまいますけれども、そうなっているということで、以前、教育長がおっしゃったように、「これはいじめだ」と感じたものを全て扱うようにということで変わっているということをお伺いいたしました。そのいじめの件数が、いじめであったかどうかを含め、本人が感じた場合には数字として上がっていくことで多くなるということも、よく分かりました。

この対応については、3年前、学校で適切な対応を行った結果、全て解決しているとも御報告いただきましたし、また今回、平成27年度ではいじめの報告が学校のほうからは上がっていないということで、大変安心をいたしましたけれども、今回ですね、その26年11月の結果の中の、「いじめがまだ続いている」と感じた41名の子どもさんたちについての聞き取り調査を、先ほど、

行っているということは、この27年度現在はないということは、これが全て解決したとおっしゃっているのか、ちょっとそこが理解できなかったものですから、その部分と、過去、24年度のとときに、3カ月で全ての問題が解決したということになったとき、学校で適切な対応によって解決することができたということでございましたので、どのような対応をなさったのかということと、当町で既に3年前から、個別相談と個人ノートの担任とのやりとりはもう行っておられましたので、今回、その「いじめられている」と答えた41人の子どもたちの声が、担任とやりとりする個人ノートに反映されていて気づいてもらえていたのかということも、ちょっと気にかかるころなんですね。

今回、岩手県のほうでの中学生の自殺におきまして、先生との個人ノート、やりとりの中でこれが生かされなかった悲しい事件ということにもなりますので、当町は早くからこの個人ノートのやりとりをやっておられましたので、今回この41名に関して、個人ノートにおける成果というところについても少し伺いたいと思います。

そしてまた、夏休み中の危険な事態、やはり我が家に居場所をなくしてしまう子どもたちや、苦しい状況にある中学生や高校生にとっての、ちょっとの間でもほっとできるような自分の居場所が欲しいというときのための居場所づくり、まあ、以前ちょっと「ほっとスペース」、これはいじめ対象のといえますか、学校に入りづらいというお子さんたちが町の一面を借りて、そういう場所がありました。それがなくなりました。そういったところも居場所づくりを考える必要があるとの意見も聞かれますので、益城町の今の現状はいかがでしょうか。

過去、子どもさんがですね、自分から児童相談所に相談して一時保護を申し出たということもお聞きしたことがあります。家の中でぎりぎりまで我慢をしたり、自分を追い込んでしまって自殺してしまったりとならないように、家を完全に離れる手だてということも必要であるのではないかなという一面もあります。子どもにとっての安心・安全の確保、本人がしっかりと、大人がですね、手を差し伸べるところにあるかなという思いがいたします。教育長のお考えをもう一度伺いして、2回目の質問とさせていただきますと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えいたします。

26年の11月に調査したときに、41名の「まだ続いている」という子どものアンケートがあったと。それはどういう形で解決をしたかということだと思います。これについてはやはり、このアンケート等に出てくる子どもをきちんと把握して、それぞれについて聞き取りをして、例えばいじめた側、いじめられた側等を把握したら、別々に個室に呼んで事情聴取をしたりとか、そしてそれを突き合わせてやはり解決していくとか、または複数の先生でそのいじめ内容について聞き取りをするとか、いろんな方法をとっております。

そういう中で、昨年の11月から今年の3月までの間に全て解決したというふうに私は聞いております。その結果、今年度は0ということでございますので、本当に深刻さがどのようなものかというのはなかなか判断できませんが、本当に死につながるような、そういう重大な問題はなかったのではないかと。やはり、ちょっとしたからかいとか、ちょっとした暴力とか、そういうも

のであったのではないかなど。まあ、一つ一つ報告は受けておりませんが、その数字が今のところ0になっているということでございます。

それから、個人ノートとか個別指導等の中でも把握できると思いますし、やはりアンケート調査の中で、具体的に子どもたちの名前等も把握していきながら、丁寧にやっていると思いますので、そのノートとか個人相談だけが把握の場所ではないと。やはりアンケートで出てくる部分もありますので、いろんな形で把握していくというのが大事だと思います。一回やったからそれで全て安心したとか、0だから安心したと、まあ蛇足でございますが、文科省が今やっているのは、0として上げてきた学校を再度調査しなさいという、今そういう調査が来ております。つまり、0がおかしいのではないかと、あつて当たり前ではないかという、今、文科省の考え方でございます。そういうことで、子どもたちもやはり、受けたと思ったら、それについての手を挙げてくるという、今の子どもたちの感覚ではないかなと思っておりますので、私は早期発見、早期解決ができるのではないかなと思っております。

それから居場所づくりの件でございますが、以前あったとおっしゃいましたが、今もですね、不登校の子どもを中心に、名前を「益城フレンドネット」と名前をつけまして、公民館の元当直室でございますが、そこで中学生が今、数名来ております。うちの職員あるいはボランティアの方に、毎日午後、2時間ぐらいですね、対応していただいて、そういう居場所づくりも今もやっております。ただ、これは不登校を今中心にやっておりますので、その部分がまたいじめ等の解決で、例えばいじめで欠席が多くなった、これはもう重大な問題なんですけど、そういういろんな不登校の子どもさんに今後も対応していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 2回目の御答弁ありがとうございました。

認識不足で申しわけございませんでした。でも、この不登校の子どもたちに対しても、まだ温かい手が差し伸べられているということをきっちりとお伺いすることができまして、安心いたしました。また、先ほど教育長がおっしゃいましたように、さらにここから、不登校の子どもたちの中にいじめの問題が原因ということになった場合に、受け皿をまた広める施策といいますか、町から手を差し伸べられる部分についての御検討も、今後ともよろしく願いいたします。

それでは、3回目の質問をいたします。

去る5月25日、木山中学校におきまして、熊本県弁護士会の講師派遣事業によります「いじめ予防特別授業」を全校生徒で受講されたということを伺いました。このときの内容はどのような内容で、また生徒の反応や感想などが教育長のお耳にですね、届いているようでしたら、お伺いしたいなという思いがございます。

そしてせっかくでしたら、益城町の中学校は2つしかございません。木山中学校、益城中学校、それぞれの中学校の特色は大切にされて当然よいことだと思うのですが、このようにですね、本当にいじめという終わりのないような大きな問題に取り組む姿勢としては、いじめ予防という、とても題材的にもですね、よいお話だというふうにも感じますので、同じ目的のための大切なお話、事業ですから、木山中の生徒さんだけでなく、益城中の生徒さんにも行っていただくこと

はできないのでしょうか、お尋ねです。各学校の特色は大事にしながらも、益城町の町内の中学生同士がいじめについての認識を共有できるように今後進めていただきたいと思います。

もちろん、人権学習などでいろいろと子どもたちが共有する部分はあるんですが、この一つの大事ないいお話を聞くという、そしてそこで同じ受け取り方をする、それぞれの受け取り方は違うんですが、その同じ講義、授業の中で受け取る大事さというのも共有してもらえれば、もっと優しい子どもたちを育てることができるのではないかなと思っています。同じお話を聞くことの大切さを御理解いただければ幸いかと思っています。教育長の御意見を伺いたいと思いますし、そしてまた今回は教育長のみのお返事でございましたが、この点については、もう一度お答えをいただきたいなと思っています。

そして、2回目の御答弁で、他の項目につきましては十分に御説明をいただきましたので、一旦、3回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 3回目の御質問でございますが、その特別授業の内容について私も十分把握しておりませんので、ここでどうだこうだと、その感想とかを申し上げることはできませんが、人権擁護委員さん方が中学校を回ってですね、DV防止等の寸劇をしながら人権について話していただいているのは、毎年、両中学校でも行っていただいているところでございますが、済みません、その特別授業については十分把握しておりません。それについては今後私も調査しまして、益城中でもできるだけ同じようなことが受けられればですね、受けていただくように話してみたいと思いますが、ちょっとそこは十分把握しておりませんので、済みません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 3回目の御答弁ありがとうございました。

多分、もしかしたら、その木山中学校、永瀬校長先生でしたか、のお計らいでなされたことなのかもしれませんけれども、できましたら、もし可能であれば、そういう何か一つの大事な役に立つような授業があるとすれば、共有できるようによろしく願いいたします。

それでは、1問目の質問を終わらせていただきまして、続いて2問目の質問に移らせていただきます。次に、スポーツ、文化面、さまざまな場面で活躍をし、全国大会へ出場される方々に対する町からの助成金について伺います。

全国大会出場助成金につきましては、益城町町民であり熊本県代表または九州代表として、九州大会、全国大会に出場する個人、団体、また日本代表として国際大会に出場する個人であり、九州大会出場の個人に1万円、団体については1人当たり1万円（最高10万円）、また全国大会出場は個人に2万円、団体は1人当たり2万円（最高20万円まで）、国際大会におきましては個人3万円としてあり、1人当たり年1回の申請ができるようになっていると聞いております。

この受け付けについての担当は、生涯学習課スポーツ振興係となっております。スポーツ振興係が受け付け事務をされているということだと、つつい私はスポーツ関係だけが対象かと思ってしまうんですが、助成の対象とされる全国大会とはどのような種目であるのかを伺いたいと

思います。

また今回、益城中学校吹奏楽部、総勢34名の皆さんが第1回全日本ブラスシンフォニーコンクール本選大会に九州代表として出場することについて御承知だと思います。益城中学校吹奏楽部の演奏に関しましては、熊本県吹奏楽コンクールでは金賞を受賞するなど、多くの皆さんが御承知のとおり、その実力には定評があり、子どもたちの並々ならぬ日々の練習、その努力と、保護者の皆様、先生方のバックアップによって、その切符を手にしたと聞いております。

全国大会出場ではあるものの、県大会や九州大会を経たものではないことから、助成を受けることはできなかったとのことでした。出場の経緯が基準となっている現状と聞いておりますが、今後その点の見直しの考えがあるのかについてのお伺いをさせていただきます。

まず、2問目1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2問目の御質問にお答えをいたします。

まず、助成の対象とされる全国大会とはどのような種目であるのかというお尋ねだったと思います。

スポーツの普及振興を図るためには、スポーツの種目や年齢を問わず、県代表として全国大会等に出場する者に対して助成しております。助成金につきましては、先ほどおっしゃったとおりでございます。要綱によりまして、全国大会では個人が2万円、チームでは最高20万までと決められております。また、九州大会に出場する者は全国大会の半額、そして日本代表として国際大会への出場者については3万円と。その他、町長が適当と認める者に対しても支給がなされる場合もございます。

また、学校の部活動や文化サークル等が熊本県代表として九州大会や全国大会に出場する場合も、助成金の交付を行っております。これも全国大会の出場助成金交付要綱に準じて助成金の交付を行っているところでございますが、こちらも特に種目を限定しておりません。助成額は、大会出場に係る交通費及び宿泊費の2分の1以内で、平成26年度は、小学校に1件、2万5,000円、中学校では7件、68万1,500円の助成を行っております。

次に、出場の経緯が基準となっている現状と聞いているが、今後の見直しの考えはあるのかという点でございますが、スポーツに関しましては、助成金適用の範囲といたしまして次の3点が益城町全国大会出場助成金交付要綱で決めてあります。1つ目が益城町または熊本県の代表として出場する九州大会及び全国大会に出場する個人及びチーム（企業代表等を除く）、2つ目が日本代表として国際大会への出場者、3つ目がその他、町長が適当と認める者となっております。

今後の見直しについてでございますが、九州大会や全国大会に出場するとなれば多額の費用負担が発生することが予想されることから、助成の対象を含め、限度額等についても、近隣及び類似の市町村を参考にしながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） 御答弁ありがとうございました。

スポーツの種類、年齢を問わず助成を行っているという幅広いことではございましたけれども、

私といたしましては、今回、その条件に見合わない場合としましても、義務教育期間中の中で頑張っている小学生、中学生に対しての幅広い御理解をいただけたらなという部分もございました。そして一点、その中で町長が適当と判断される場合も含まれているというところが、ちょっと保護者の皆様からしますとですね、このお答えがあったということになりますと、まあ、できたらという思いもなかなかあるものでございますので、そこの部分が、町の思いと保護者の皆様の思いの中で少し近づくことができれば何よりかなという思いがいたしております。よろしく願いいたします。1回目の御答弁をいただきました。

今回、9月の22日、国民の休日が大会当日となりまして、前後を敬老の日とか秋分の日ですね、と祝日が続いているために、その旅費等のほうもなかなか安く上げようにも難しかったということも伺っておりました。その旅費の確保に向けては、物販や寄附金のお願いなど、本当にですね、大変暑い中、親子で回られておりました姿も拝見しましたし、本当に御苦労と努力をなさったことも聞き及んでおります。子どもたちがせっかく全国大会に行くのだから、親としては何としてもという、その思いがひしひしと伝わってまいりました。

そのスポーツ・文化面で活躍の場を一気に全国大会出場とされる人たちもきっとおられるかとも思いますけれども、小学生や中学生がですね、全国大会、国際大会へと出場されるようなことがあれば、何かからも、町からもしっかりと応援できるよう、助成の対象に加えていただくことをというのは、やはり、やぶさかではないというようなお気持ちも、先ほどの教育長の御答弁からうかがい知ることができましたので、御検討よろしく願いいたします。

そしてまた、益城町の名をですね、子どもたちが背負って出場されるわけです。その後押しは、やはり益城町を挙げてという、その考え方も考慮していただけると、出場する子どもたちの心の支えにもなりますし、力にもなれると思います。いま一度、教育長のお答えと、よろしければせっかく、先ほどですね、町長の適当と判断される場合もあり得るということでございましたので、一言お答えをいただければありがたいと思っております。2回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 森永教育長。

○教育長（森永好誠君） 2回目の御質問にお答えをいたします。

スポーツであれば何々選手権大会あるいは優勝大会とか、そしていろんなスポーツの協会、連盟、いろんなところが主催するといいますか、また中体連とかですね、そういう大会を推進する大きな母体があって、これが実績をしっかりと持っている、全国大会の実績を持っている、そういうところに地区予選を勝ち抜いて、県代表で、九州代表で行くんだという、そういうものを常に想定しております。ですから、スポーツの中で助成金を申請される際には、必ず1回戦からの組み合わせ表を必ずつけていただいて、どう勝ち抜いていってどこで代表になったのかと、あるいは新聞記事をコピーしてですね、つけていただいて、ああ、これは間違いのないということで交付をしているというところでございます。

それが、やはり文化面に関しては少し薄らいでくるかなと思いますが、例えば昨年の実績を見ますと、益城中が九州大会に出たときの大会の主催者は吹奏楽連盟でございます。それからもう一つは、公益財団法人日本吹奏楽指導者協会というような名前がついておりまして、その中には

やはり予選がずっと続いていたのではないかなと考えております。

この今大会の、第1回全日本ブラスシンフォニーコンクール本選大会というのは、いわゆるBSジャパンが主催していると。いわゆる東京のテレビ会社でございます。テレビ局が主催をして、第1回目でやると。で、全国から募集をかけておりますが、九州では予選は行われなかったと聞いております。関東での予選は14校出場して8校が代表に選ばれているようでございます。大阪、名古屋で行われた予選では7校が出まして、5校が本戦に出場されるようでございます。その代表校を見てみますと、埼玉が6校ございました。千葉が2校、愛知が2校、あとはやはり関東周辺でございます。その中に熊本県の益城中学校がぽんと入っているわけですね。

まあ、これは名誉なことと考えることもできますが、やはり何といいますか、第1回目である、しかも信頼性がどうかというような部分もあり、やはり高額な、本当に町では年間30万しかこの学校の助成金は、中学校で30万しか予算を組んでいないんですが、昨年も申しあげましたように60万ばかりかかっているんですね。そういう中で、なかなか厳しいということで、今回は見送らせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員。

○12番（坂田みはる君） はい、ありがとうございます。

まあ、せっかくでしたのでですね、お気持ちだけでも町長から伺えたらありがたかったかなと思いましたが、ちょっと残念な思いがいたしました。先ほど教育長のほうからですね、きちっとした母体の大きいところが裏づけとなつての、これから子どもたちの戦いぶりをきちっと把握しての後に助成をしているということも重々分かりましたし、今回の益城中学校出場に当たつての関東方面からのですね、中心とした大会であり、そしてまたそこに、先ほど教育長のお言葉をかりるならば、名誉でもあるけれども、信頼性がいかげなかなという、ちょっと不安げなお言葉をいただきました。

ただ、私たち、やはり子どものことを思いますと、その信頼性と大きく言った場合に、裏づけとしてですね、悪い会社とかそういうものでない限りはですね、その信頼性というよりは、やはりそこに挑んでいく子どもたちの姿勢にエールを送っていただくような町であってほしいということも、心から最後お願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。最後に、何かございますときにはよろしくお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 12番坂田議員、町長の所見をとということで、これは私のほうに直接この話はちょっと来たんですが、経緯を聞いてみますと予選がないと。あとはもうカセットで応募して申し込まれたということで、これはもう社会体育の時代にもこういったことがよくありまして、空手とか柔道、剣道、流派の大会がありまして、いきなり全国大会というのがあっていて、これをどうするかということでやっていたところ。やはり予選会を経てというのではないと、なかなか理解が得られないかなということで、そちらのほうもお断りしていたという経緯があります。

今回の件につきましては、役場のほうでですね、各課のほうの職員のほうにもお願いしまして、物販販売、それと寄附あたりもですね、やっております、十数万たしか出たかなと思っておりますが、

職員としまして、町長としまして、応援できる分は応援していきたいと思いますが、そこあたりもまた研究していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○12番（坂田みはる君） ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる議員の質問が終わりました。ここで暫時休憩します。11時10分から再開します。

---

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野田祐士議員の質問を許します。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 皆さん、おはようございます。8番野田祐士でございます。

今回も一般質問の機会を与えていただき、心より感謝申し上げます。また、傍聴席にはたくさんの皆様いらっしゃいます。議会に関心を持っていただき、まことにありがとうございます。

それでは今回、さきに通告いたしておりました、木山交差点北西部民有地における補償費問題について一点質問をさせていただきます。それでは、質問席に移らせていただきます。

それでは、質問に移らせていただきます。前の6月議会及び7月の臨時議会で提案をされておりました、木山交差点北西部の用地に関する補償費問題について、木山校区はもとより町全体からさまざまな御意見が聞こえております。木山校区の議員各位からも、それぞれの立場で後援会便りとして経緯または意見を出されているところであります。

私は町民より選んでいただいた議会議員の一人として、責任ある行動をとらなければならないと思っております。そのためには、町民の皆様にも事実を見きわめていただき、正確に理解していただくことが必要で重要なことだと思っております。このような考えから、一つ一つの事項につきまして質問をさせていただきます。それでは、質問に移りたいと思います。

まず、木山交差点というのは、県道熊本高森線及び県道益城菊陽線が交差する交差点と承知をしておりますけれども、交差点の計画や用地交渉及び工事について、町長は誰が行うべきであると考えていらっしゃいますか。まず1点目でございます。

2点目。これは県道でございますから事業主体は熊本県であるべきと私は考えておりますが、熊本県上益城振興局及び県庁本庁との協議について、どのように現在進めておられますか。進捗状況と内容について詳細にお伺いいたします。2点目でございます。

3点目、これはさきの議会及び委員会等々による発言になっておりますので、まことに申しわけない意見かもしれませんが、一応聞かせていただきます。「今回の用地補償を逃せば、将来にわたり不可能になる」と言われておりましたけれども、その根拠となるものは何であるかをお伺いいたします。3点目でございます。

6月議会、7月臨時議会において、補償費900万円という無謀な議案を提出したことにより、

交差点計画に携わってきた先人たちの努力を踏みにじり、町民を欺き、近隣住民の願いを裏切るように、そのような計画そのものに、また今後の計画そのものに影響を与えることに対して、町長はどのような考えで、また、どう責任をとっていく、また果たしていくおつもりなのか。4点目でございます。

(「議長、動議」と呼ぶ者あり)

質問中でございます。

議員のために知恵を出し合わないかという意見がございます。町長はなぜ、地元町民や関係各所及び議会に対して何の説明や相談もなく、無謀な交渉を進めたのか。5点目でございます。

2回にわたる議会の議決、6月定例会と7月の臨時議会でございます。2回にわたる議会の議決をどう考えていらっしゃるか。これが6番目の質問でございます。

次に、町長は木山交差点改良そのものについての議案というものを議会に対して提出されたことがあるか。もしあるのであれば、その議案内容と、いつの議会かを伺いたいと思います。7番目でございます。

次に、議会において木山交差点の改良そのものに対して反対を唱えている議会議員、町議会議員がいるというふうにお考えであるか。もしあれば、そのお考えもしくは、名前とまでは言いませんけれども、何人いるぐらいのことは伝えていただきたいと思います。これが8番目でございます。

9番目。これは提案された補償費のことです。900万円。さきの議会で提案された内容の900万円の詳細について伺いたいと思います。ここからは内容そのものについて書いておりませんので、簡単に今言いたいと思いますので、答えていただきたいと思います。900万円のうち約250万は開発測量費ということで上がっておりました。約250万だったと思います。これは議会の中で議案として提案されたもので、もし通れば支払うという形のものであります。実際はですね、測量費については、前の議会でも答弁が質疑応答等でありましたとおり、行っていないもの、測量自体をですね、行っていないもの等々が多数あります。それについてどうお考えであるか。測量費、行っていない事項がたくさんある。申請問題だったり、測量そのものだったり、設計自体だったり。それについてどうお考えであるか。

次に、等価交換。これは同僚議員から質問がございました。不動産の等価交換について、価格差であったり、最大限の価格はどこまでかというのは決まっていないというふうに、議会の承認も得る必要はないということでありました。それについては規則、条例等で決まっているということなので、よいと思うのですけれども、基本的に、町長の答弁として、基本的に町民の理解を得るべきという、また理解を求めべきという答弁がございましたので、それについては変わりはないかというのをもう一つですね。

それと等価交換に対して、坪単価、木山交差点が4万6,000円だったと思いますけれども、文化会館第2駐車場が2万3,500円だったと。木山交差点が約2倍の単価だったと思いますけれども、それについてですね、実際、面積が倍必要になると、等価交換ということであれば約倍、2倍の面積が必要であるということで、文化会館第2駐車場の面積はほとんどなくなってしまうと

いうことでありますけれども、これは約1億2,000万程度を費やし、町が必要であるという思いから、思いからというよりも、必要に迫って購入した土地であります。そういうふうですね、以前購入した土地を8割以上、等価交換に必要であるというお考えが、これを購入されたですね、当時の執行部及び町長等に対してどう説明をされるのか。もちろん現在、文化会館第2駐車場は使っております。不要な土地ではございません。それに対して等価交換をするということであれば、どう説明をされるのかということでございます。

それとですね、補償費900万ですので、私たちが委員会または議会の説明会により見せていただいた分については、民間同士の契約書というものについて見せていただいたことはございません。本当にそういうものは存在するのでしょうか。これです。

それと、補償費900万の中身の問題についてですけれども、最初に出てきた図面、ああ、図面といいますが、木山交差点の開発についての図面です。それとですね、文化会館第2駐車場の図面、これは計画図面だと思いますけれども、それについて私の主観で申しますと、第2文化会館の図面、コンビニ店舗の図面のほうが、土地利用計画図としてはそのものであります。要するに、もともとそちらのほうの設計図、図面のほうが大事だったのではなかろうかというような疑念さえ浮かぶ程度の差があります。それについてどうお考えであるか。

まず、この以上の9点、プラスアルファが多少ございました点については、答えられる可能な分でいいと思いますけれども、よろしく願いいたします。

○11番（寺本英孝君） 議長、動議。議運を開いてください。

○議長（稲田忠則君） はい、今動議がありまして、賛同される議員はありますか。

（「必要ないと思います。休憩動議は必要ないと思います」と呼ぶ者あり）

○11番（寺本英孝君） 動議です、議長。

○議長（稲田忠則君） はい、それでは休憩をですね、ちょっととりたいと思います。35分から開会します。休憩をとります。

---

休憩 午前11時23分

再開 午前11時38分

---

○議長（稲田忠則君） それでは、再開いたします。

西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、1問目の質問にお答えをさせていただきます。

木山交差点の北西部の民有地における補償問題ということで、この県道熊本高森線と県道益城菊陽線とが交差する交差点、この計画や用地交渉及び工事については誰が行うべきと考えているかとの、まず1問目なんです、この木山交差点に関しましては、熊本県と益城町で、それぞれ県道、町道としまして管理している部分が違うことから、事業着手となれば、協議の上、それぞれ管理する部分を担当することになると思われま。

熊本県、これは振興局並びに本庁との協議について、どのように進めているのか、進捗状況と

内容を詳細に伺うということの2問目なのですが、交差点の改良につきましては、上益城地域振興局の土木のほうに毎年要望を行っております。毎年9月に要望のヒアリングが行われます。その際、現場の状況は詳細に説明しているところです。具体的な協議ということですが、現在、整備のあり方について検討を行っている段階です。今後、地元の町民の方や関係者と意見交換を行うこととなります。

3問目、「将来にわたり不可能になる」と言われたが、その根拠は何かということで、ここでもういっちょ言葉がついています。「将来にわたり不可能になることを危惧する」ということで、たしかあのときはお答えしたかなと思いますが、これは「危惧する」というのは「心配する」とかですね、「恐れる」とか、そういったことになりましたが、まあ、この答弁、このことにつきましては、交差点北西側敷地に店舗などが立地した場合の将来展望という意味でお答えをします。現在、町と開発者で合意しています内容を破棄して店舗が立地すれば、20年以上にわたり契約が存続することになりまして、その期間内に交差点改良を行うことは事実上困難であると思われます。まず用地取得の交渉には応じていただけないと思われます。仮に交渉が成立しましたとしても、高額な補償費が発生することになります。そういう意味において不可能になると危惧したものでございます。

4問目の、6月議会、7月議会にということ、無謀な議案ということ、計画そのものに影響をもたらすことに対してどう責任を果たすのかということ、まあ「町民を欺き」という話もありますが、「だます」とかですね、そういった言葉と思いますが、まあ私自身はですね、町民のため誠心誠意やっていくことが私のモットーでございます。議会への提案内容は、町民の悲願であります木山交差点改良の第一歩であると思われます。現地が更地になった時期に、町民の皆さんから、たくさんの皆様です、「いつから交差点の改良工事が始まりますか」という問い合わせが寄せられました。悲願達成することで、近隣住民の皆様をはじめ、全町民の皆様への責任を果たしたいと考えております。

5問目の、「解決のために知恵を出し合わないのか」という意見がありますが、町長はなぜ地元町民や関係各所及び議会に対して何の説明や相談もなく無謀な交渉を進めたかという問いには、これはもう個人との用地交渉でございます。個人情報であることから、その内容を事前に交渉相手以外に公表または説明することはできません。

6問目の、2回にわたる議会の議決をどう考えているのかとの質問でございますが、交差点改良への第一歩という意味におきまして議案を提出させていただきましたが、現在のような結果に至っており、現時点では町民の皆様の期待に応えることができず、非常に残念でございます。

7問目の、町長は木山交差点改良についての議案を提出したことがあるのか、あれば議案内容といつかを伺うということで、これは就任以来、木山交差点に関しての議案は、6月の定例議会、7月臨時議会に御提案しました予算以外にはございません。

8問目、議会において、木山交差点改良そのものに反対している町議会議員がいるのか、もしあれば教えていただきたいということで、お答えをしたいと思います。木山交差点改良、これは木山地区住民の皆さんや町民の皆さん方の、それから町議会議員全員の方々の悲願であると思っ

ております。皆さん方、総論では賛成されていると考えております。

それから9問目の、900万円の詳細を問うということで、幾つか挙がっております。まず、この900万円、あくまで予算でありまして、ここの中身についてはですね、前回、建設課長が答弁しましたように、もう精査をやっていくということで、250万につきましても、まだ、図面あたりはつくってありますが、申請はしていないということで、先ほどの話はあるかなど、開発測量費ですね。

それと等価交換、町民の理解は変わらないかということで、これは等価交換につきましては、もう2週間ぐらい前だったですかね、ずっと校区のほうの調整報告会をさせていただきました。その中で質問が生まれて、たくさんの皆さん方から「頑張れ」と理解を示していただいたところでございます。

それから駐車場、これはもう非常に、当時1億2,000万で購入したからということで、先人たちのそこに報いていないんじゃないかという話だったと思うんですが、当初、本当に大変な思いをされて用地買収をされたと思います、文化会館の第2駐車場ということで。ただ一方で、ここは給食センターの建てかえ地ということでもあったと思います。そういった話も出ておりました。そういった思いもあって購入されたと思います。ただ、今考えておりますのは、この木山交差点、文化会館第2駐車場、どちらも非常に大切な土地であります。ただ、町民にとってより必要な土地は木山交差点であると私は考えております。

それと1億2,000万ですが、この土地、今の評価にしますともう6,100万か200万ぐらいになっているかなということで考えております。

それから、民間同士の契約書が本当にあるのか。これはあります。ただし、民民の契約ということで、こちらのほうにその契約書は提出されておられません。

それから、第2駐車場の図面ありきかということでお話があったと思います。ただ、これはこの木山交差点の話が進む中での交渉の中でつくられていったということです。最初からこれがあったというのは全くございません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 2回目の質問に移らさせていただきます。

第1点目ですね。町長が言われたとおりですね、熊本県と益城町がそれぞれ管理している部分を行っていくのが妥当と。当然のことですよね、県道と町道ですから。熊本県が管理しているのは熊本高森線、東西に関してであります。それと益城菊陽線、役場のほうに向かう道であります。益城町が管理しているのは町道、いわゆる交差点より南側のほう、要するにグラウンドに向かう道であります。それぞれがですね、管理した部分をやっていく、用地交渉も含め、いろんなところでやっていくのは当然であるというお答えがありましたけれども、私は全くそのとおりであると考えております。

益城町ですね、単独でやることができるのは、交差点から南側、今言いました町民グラウンドに延びる道路沿線、それについての計画、または住民説明、または用地交渉を行うべきである、これが当然のことですよね、町長の答弁から言いますと。要するに、今900万の補償云々で問題

になっているのは、少なくとも県道部沿線、県が基本的に行わないとおかしい。

また、用地が全て要る県に伺ってみました。用地交渉というものは計画があって、それに伴い必要な部分を用地買収を行う。今回の部分で必要な部分はどこでしょうか。熊本県は「図面を持ちません」というお答えでした。益城町も委員会で平成17年に計画図みたいなを出したと。これは益城町が単独でつくったということでありました。多分これはですね、合併問題等々にですね、絡む部分があったのだと理解しておりますけれども、詳細についてここで言うつもりはございません。

町長が答えられたようにですね、熊本県が行う部分と益城町が本来行わなければならない部分、これはですね、当然分けて考えるべき。まず益城町がやる部分は、さっき言いましたように交差点より南に向かった部分、計画そのものに影響を与えるというところと、「町民を欺き」云々と私が先ほど通告で言いました部分でですね、議運のほう、動議のほうを開いていただきました。なぜこういう言い方をしたかといいますと、本来町がやるべき部分、そこを町がやってから、またはやりながら、熊本県とですね、熊本県地域振興局はもとより本庁とも、きちんとした計画のもとですね、一つ一つ問題を解決しながら取り組むべき課題ではないかということでもあります。

まあ、補償費云々についてですね、中身については、委員会等々でですね、いろいろありまして、今、町長からも御答弁がありましたとおりですね、問題がある部分も多い。まあ、町長はそういう言い方だった、測量費については問題があると。私の主観としましては、これは問題だらけ、全て問題であるというふうに思っております。これは私の考えであります。

県のほうにですね、お話を伺いました。個別に私も伺いましたところですね、県のほうでは、道路の許可申請もしくは境界立ち会い、これは木山、今の民有地について、立ち会い等もなされておられません。立ち会い等も、要するに県道境界等のですね、場所も分かっていない。要するに国土調査も終わっておりませんので、もともとそこをやらんといかん。ましてや今回、登記法上は1,000平米以下ではありますけれども、実面積は、実面積となっております、何が実面積か分からないんですけれども、実面積というのはあくまでも境界立ち会いをせんといかん。境界立ち会い自体をやっていない。これは県に確認したところでもありますけれども、実面積と聞いた部分は1,000平米を超えております。要するに、ずさんな計画。まあ、計画そのものについてですね、異議を唱えられても仕方がないんじゃないかという意見であります。

そしてですね、益城文化会館第2駐車場、これについて計画図、まあ位置図というふうな意味合いかもしれませんが、これとですね、先ほど図面と言った件に関してですけれども、計画図と、これは委員会と全員協議会でもお示しいただいたと思うんですけれども、木山交差点部の図面、店舗の図面に関してはですね、どう見ても数段の差がある。何の差があるか。どちらを真剣に取り組んでいるかという差があると私は考えております。

今申しました境界自体も確定していない、または道路申請自体もなされていない。これは打ち合わせはやったけれども提出をされていないという段階においてですね、補償費云々の問題は、これはもうその以前の問題であると。ましてや立ち退き料であったり解体費であったり、町が何か関係した部分であれば話は別でしょうけれども、何も関係をしない部分についてですね、提出

する議案として900万提出するというのはそもそも間違いではないかということで、修正案を提出させていただいたという流れになっております。

木山交差点改良工事等に関する用地の補償問題というふうな取り上げられ方をしておりますけれども、木山交差点の用地という用地、木山交差点、計画もない、設計もない用地というものは発生しません。用地交渉というものも基本的には発生しません。もし発生したとしても、それは県、熊本県が行うべき問題であるということを前提にですね、話をさせていただいておりますけれども、最終的には、先ほど言いました数段の図面の差から言えばですね、これは木山交差点北西部の用地に関する補償費問題などは存在しない、もとより。実態はですね、木山交差点北西部の空き地にコンビニ店舗の代替地問題と、その補償費、まあ私から言わせてもらえば、理由なき補償費問題と言うのが正確ではないでしょうか。

まあ、実際ですね、町長がですね、先ほど答えられました、木山交差点の改良、これは全ての町民が多分望んでいるだろうし、全ての議員も望んでいると。これは私ももちろん望んでおります。だからこそ、それを解決するためには順次やっていくべきこと、やらねばならないことを進めていくのが重要ではないかというふうな思いで質問をいたしております。今回の件に関しましては、一度ですね、私も町長も含めまして一度深呼吸をして、町長に襟を正していただき、勇気を持ってですね、是々非々の提案をしていっていただきたい。それがですね、木山交差点の改良工事にとって一番有意義であると私は考えております。

900万の中身についてですね、契約書であったり、図面であったり、今言った境界であったり、24条申請であったりというのはですね、これはもう細かい部分と言うと語弊がありますがけれども、それはそれとしてですね、議会で訂正をしたわけでありますのでいいと思いますけれども、問題は木山交差点をどうやって、将来に向かってどうやって改良工事を進めていくか。それには町長の指導力であったり、あとは町長と一緒にですね、県議会議員もまた新たにですね、誕生したわけでありますから、そういうものをですね、一緒に協力しながら、町として、または地域としても一番いいような形、最も早くやれるような形ですね、やっていかなければならんと私は思っております。

ちなみに、これは述べたかもしれませんが、益城町には惣領交差点をやっております。惣領交差点は国・県の認可ができて、上がったのは平成10年であります。今、平成27年ですけれども、県に言わせればまだ終わっていないと。多分、第2空港線まで行くというのが、惣領交差点の益城菊陽線の部分かと思えます。要するに、これは事業認可がおりてから17年間、まだやっている、続いているという状態であります。

町長は先ほど、上益城振興局のほうに要望書を上げていらっしゃる、毎年ですね、ということですが、これは要望書であって、事業認可をとるにまだ至っていない。熊本県内ですね、多分数十カ所、まあ正確な数字は存じておりませんが、数十カ所以上ですね、交差点改良のですね、要望は上がってきている。これは県庁のほうに、本庁のほうに上がってきているものと思えます。その中の一つが木山交差点の要望書であります。この認識をですね、ちょっと重大に考えていただきたい。そのためにですね、その数十個ある、もしくは数百個あるかもしれま

せん、その中の一つである。それをですね、いかに熊本県に本腰を入れてやってもらうか、これをどうやってやっていただくかというのが、町長ですね、手腕、もしくは県議の手腕の見せどころではないか。それについてはですね、ぜひ私たち、一緒になってですね、やらせていただきたい、そう思っております。

まあ、言葉が過ぎるかもしれませんが、木山交差点の用地問題はコンビニの代替地問題じゃないだろうかというような疑念をですね、抱かれるような部分しか、資料も出ないし回答も出てこないというのがですね、問題であって、木山交差点そのものには全ての者が賛成していきたい、もしくはしていただいているというふうな思いは一緒でありますので、今後ともですね、それに向かってですね、ぜひ進んでいただきたい。それについては私、微力でありますけれども、ぜひ協力をさせていただきたいと思っております。

2回目の質問としては、交差点ですね、今言った部分で、まず、じゃ、町長のほうに回答をいただいているですか。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 野田議員、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

県道部分をなぜ町が確保しなければならないのかというのがお話があります。まあ、いろいろ議会の中でも、町民の中でも、「どぎゃんこつしたっちゃこれをやっていけ」という話もありますが、これは今、町がこの土地を確保しなければ、20年はここが確保できないということと、この交差点改良ができないということで考えております。

先ほど惣領交差点のお話がありました。非常に皆さん方も見られて分かるとおりが広がってですね、よくなったと思います。ただ私、個人的には、あの交差点で、ああいった形で、周りに店が張りついたりとか、そういったまちづくりができていけばいいのかなということで考えております。ここの町と県、やはり信頼関係が一番大事かなと思います。

そういったことで、益城中の横の、これは橋、惣領橋ですかね、そこあたりも今度、歩道の改良ができます。ここあたりも、やはり町が協力して、議員さんたちが協力していった成果であると思います。これは益城中の生徒の安心・安全も守られます。それと、以前、木山の四つ角では、この説明会もあったと聞いております。もう十数年前と思いますが、その改良あたり、歩道の改良あたりの話も出ていたと思います。

それと、今年1月1日に大西市長が市電の延伸も今言われております。東部にするのかグランメッセのほうにするのか、ここあたりも本当に大事な時期に来ています。とりあえず年末まで交差点まで行って、そして町としましては、広崎から4車線化あたりも、それと市電の延伸あたりも要望していこうということで考えております。

きのうから出ています藤崎台球場移転、これも3万人です。予備球場が1万人です。そういったのを益城に誘致しようとしたときに、やはり、ここあたりもネックになるかなということがあります。ウーマンドリーム事業、きのう出ました、津森地区を活性化しようと、若者を定住させようと。そういったときに、やはり道路が、広い道路、渋滞しない道路があると、若い方たちも益城を選んでくれます。そういった意味で、今回確保したということでございます。以上でござ

います。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 3回目、最後の質問になります。

町長、熱弁ありがとうございました。あのですね、多少回答がですね、ずれた部分があったかとは思いますが、まあ確かにですね、益城町としてですね、町長の思い、町がやるべきこと、取り組むべきことについてですね、町長の思いは伝わってまいります。だからこそですね、だからこそ私は一般質問であり、提案であると思います。

先ほど言われた部分でですね、益城町が多分、説明会をした、木山交差点について説明会をしたというのはですね、これはですね、回答としてですね、余り私的には言うべき部分ではないと。県はやっていない、設計図すらないというのが県の認識であります。これは確認されてください。県は本当にやるんですか、やらないんですか、事業認可をとりますか、とりませんか。今そういうものについては白紙であるというのが、県の一貫した答えであります。と思います。実際これはですね、お尋ねに行った部分でありますので。それはですね、そこをですね、どうやって町がですね、県に本腰を入れていくかという部分であります。

町長が言われるようにですね、北西部の土地、これのですね、購入自体はですね、もし町が購入するということであればですね、私はですね、これは県道がする、熊本県がやるべきでしょうというふうなことを言っております。ながらですね、しかしながらではありますけれども、益城町が正当な金額でですね、購入するということに対してはですね、私も地元の議員の一人として賛成をいたします。いたしたいと思います。そういう議案が出ればですね、賛成したいというふうな考えであります。

今回の、町長は先ほど木山交差点についての議案を出されたと。多分、補償費の議案だと思えます。これは関連していると町長は思っている。ここが多分、考えの違いだと思えます。私は、それは関連していないんですよということを今言わせていただいております。木山交差点の用地の問題というのは、あくまでも県をこっちに向かせて、そして益城町がやれるべきことをやり、そして一つ一つ問題を解決していきながらやっていくべき問題ではないでしょうか。

今回の補償費900万についてはですね、先ほど言いましたけれども、あそこに店舗ができるということはもう分かっております。コンビニエンスストアというお話も聞いております。その代替地を確保するための問題を、木山交差点の用地取得の問題と絡ませているというところがですね、「欺いているんじゃないですか」と、ここに書かせていただいた部分であります。問題のですね、本質の部分が全く違う。ここをですね、理解をですね、していただきたいということで、「襟を正していただきたい」という言葉を使わせていただきました。

いろんな、広報紙であったり、あるいは新聞であったりもですね、「木山交差点の用地問題」というふうに書いてありますけれども、木山交差点の用地問題は存在しないんです、今のところは。そこをですね、間違わないでいただきたいし、ごっちゃにしてですね、討論をする、議論をするのをやめていただきたい。だから先ほど言ったように、ある店舗の代替地のための議案ではないかというふうに疑われても仕方ないですよということを言っているところであります。

だから本来やるべきところは、さっきから言っております町道部分、これは町長が先ほど一番最初に答えられました、それぞれが管理している部分をそれぞれがやっていく、これは当然のことである。だから、交差点より南側の部分は町道、そこについてのですね、計画をし、もちろん用地交渉を行う、地元の方の意見を聞く、大事なことではないでしょうか。それに伴い、それと一緒にですね、県との関係を築いていく。町長が先ほど言われた、されようとしていること、これを行ってあげばですね、必ず木山交差点は改良がなされると思っております。

木山交差点の用地、数筆、2筆ありますけれども、大きな部分が2筆ありますけれども、用地に、用地問題としてですね、本当に木山交差点の用地として言われるのであれば、本当にそれだけ要るんですかと、2筆要るんですかという話からやっていかなん話になります。これはですね、建設課あたりがですね、詳しい部分があるので、都市計画も含めてですね、詳しい部分があるので、本当に必要なんですかという部分からやっていかなければならない部分もある。「部分もある」です。しかしながら、益城町の交差点、木山交差点の発展のためには、それも踏まえて、町長が必要であるという提案をされた。私はそれは十分理解をしております。だから、もしそういう議案が出ればですね、私はもう手を挙げて賛成をいたします。ただ、今回の900万についてはそういう問題ではないという認識であるというのを言っておるところであります。

そこをですね、もう一度精査していただいて、先ほど言いましたように、一度深呼吸をしてからですね、襟を正していただいてですね、是々非々、これは私の言葉でありますけど、是々非々でやっていただければですね、必ず改良もうまくいって行くのではないかと思います。3回目の質問とさせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 8番野田議員、3回目の質問にお答えをします。

まあ、そもそも町が、今回の交換契約、これはもう途中で、契約をされていたのを町が入れ込んだものということで、これはスケジュール的なものもあります。そういったことで、現時点ではコンビニを建設ということでやられております。で、いろいろ交渉して、ここが当初はもう全然町が、私はちょっと知らないところで話が行っていたんですが、そこで「これはちょっとやめてください」と話をして交渉が始まったということで、ずっとやっていくことで、ちょっと誤解があるかなというのが、コンビニを代替でこれをするためのあくまでも手法と、それは全くございませんので、ここはもう誤解がないように、誤解されないようにお願いしたいと思います。

それとここが、これを先ほど話をしたんですが、県との信頼関係を町は築いていかないと仕事はできていかないというのが、一番私は思っております。今いろんな場面で、熊本県、振興局、県のほうとも、副知事あたりともお話をさせてもらって、いろんなまちづくりについても話をさせてもらっております。やはり、その中で県との信頼関係をやっていかないといけない。今回のことにつきましても、やはり県に本腰を入れてもらうための一歩と。皆さん方も、これはもう野田議員も感じられていると思います。

本当に、木山の交差点の改良なくして益城町の発展は私はないと思います。そういったことで、いろいろ御意見もあると思います。ただ、そういったことで一点で、これはもう交差点の改良と

いうことで、未来の孫、ひ孫のためにこれやっつけていかなければ、今の時点でこれやっつけていかないと進まないということでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 野田祐士議員の質問が終わりました。午前中はこれで終わります。午後は1時30分から会議を開きます。

---

休憩 午後0時14分

再開 午後1時30分

---

○議長（稲田忠則君） 午前中に引き続き、午後の会議を開きます。

次に、松本昭一議員の質問を許します。

4番松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） こんにちは。4番松本でございます。

きょうは一般質問の機会を与えていただき、ありがとうございます。また傍聴席の皆様、大変お忙しい中おいでいただき、心から感謝を申し上げます。

8月25日に発生いたしました台風15号によりまして被害に遭われた皆様に、心からお見舞いを申し上げます。

きょうは1点目、硬式野球場の誘致について、2点目、益城ソーラー発電所について質問します。それでは、質問席へ移らせていただきます。

それでは通告に従いまして、1点目、硬式野球場の誘致について、2点目、益城ソーラー発電所について質問いたします。

硬式野球場の誘致について。

藤崎台県営野球場にかわる新球場を誘致する考えはないか。昨日、同僚議員からの質問もありましたが、多少重なる部分もあるとは思いますが。

藤崎台県営野球場は、昭和35年、熊本国体の開催に際しつくられた野球場であり、これまで高校野球をはじめ、大学野球、社会人野球の会場として、また年に数試合しか開催されませんでした。プロ野球の試合など、熊本県民、野球を愛する者にとって、野球場といえば藤崎台球場ではなかったかと思えます。

この藤崎台球場も建設から55年が経過しました。その間には、昭和47年ごろにナイター照明の設備が整備され、その後、スコアボードの改修など行われましたが、全体的に老朽化が進んでいる状況になっております。また御承知のとおり、球場周辺は地形的にも新たにサブグラウンドや屋内練習場を建設する場所もなく、駐車場の確保もままならない状況となっております。あわせて、この場所は熊本城の史跡の一面にあることからさまざまな規制があり、球場の改築や増築は大変厳しい状況にあると聞いております。

それでは、九州各県の野球場の整備状況はどうか、他県の野球場の設置数はどうか。ここでいいます野球場とは、硬式野球の試合ができる球場、公に認定された野球場のことです。まず、九州で一番球場数が多いのが福岡県と沖縄県で20球場、宮崎県が18球場、鹿児島

県が17球場となっております。福岡県の場合は、ソフトバンクホークスの本拠地ということとあわせ、人口なども関係あるかと思えます。また、沖縄県、宮崎県、鹿児島県はプロ野球のキャンプ地として、毎年春先には一斉にテレビ等で放映もされているところでもございます。

熊本県の球場数を見ますと5施設と、長崎県と同じで最下位の球場数となっております。熊本で硬式野球の試合を開催している、開催できる球場としては、藤崎台球場のほかには八代県営球場、山鹿市民球場が、高校野球の試合を日程の都合で一部開催している状況ではないかと思えます。

熊本出身のプロ野球選手・監督といえば、巨人軍の川上哲治氏、広島の前田謙二氏の名前が出てきますが、ソフトバンクホークスの秋山幸二氏や千葉ロッテマリーンズの伊東勤氏はまさしく藤崎台球場から巣立っていった野球人であり、プロ野球選手となった方たちを挙げれば切りがなく、私の同期の人も4名がプロ野球選手となっております。

かつて熊本は九州を代表する野球王国でありました。以前は毎年プロ野球のオープン戦や公式戦が藤崎台球場で開催され、それを見た子どもたちがプロ野球選手に憧れ、小・中・高・大学と野球を続けながら大人になり、やがてその子どもたちに受け継がれてきたと思えます。昭和41年から59年までの間に実に4回も日米野球の試合会場に選ばれています。少なくとも昭和の時代までは、両翼99メートルの規格の球場は文句なく九州一の野球場であったことは間違いありません。

私も西村町長と一緒に、高校まで毎日毎日、汗と泥にまみれ、野球の練習に明け暮れ、甲子園を夢見た仲ですが、藤崎台球場は特別な存在でした。建設から55年経過した今でも、熊本の高校球児にとっては忘れられない神聖な球場だと思います。

しかしながら、サブグラウンドや屋内練習場はおろか、試合前のウォーミングアップする場所もなく、また駐車場のスペースも狭く、不満の声も多く、新球場の建設を望む声も上がっております。こういった中、熊本県内の野球関係団体から成る新球場建設連絡会が6月4日に発足し、西村町長も出席されたと聞いております。

まず1点目の質問として、町長は熊本県営野球場の移転・新設に関し、益城町に新球場を誘致する考えはどうか。あわせて、6月4日に開催された新球場建設連絡会とはどんなものなのか。参加団体やこの連絡会の趣旨など、支障がなければ教えていただきたい。

1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員の1問目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、藤崎台県営野球場にかわる新球場を誘致する考えはないかということのお尋ねですが、4番松本議員の質問につきましては、先日、中川議員も同様の質問をされており、同様の答弁となりますが、御質問のとおり、藤崎台県営野球場は昭和35年の熊本国体のときに完成し、それ以来、高校野球をはじめアマチュア野球からプロ野球に至るまで、数々の歴史が繰り広げられてきました。しかしながら、建設以来55年が経過し、施設の老朽化と駐車場の狭さが喫緊の課題となっており、本年6月14日に新球場建設連絡会の発会式が行われました。

先ほど松本議員おっしゃられたように、藤崎台野球場、かつては日米野球が4回、そしてジャ

イアンツ戦が毎年開催されるなど、紛れもなく九州一の球場でございました。実は王貞治選手が現役最後のホームランを引退される秋のオープン戦で放ったのも、この藤崎台球場でありました。また、1987年には巨人のクロマティ選手がデッドボールを受けて、これはよくテレビであっていましたが、乱闘騒ぎになっており、観客も大勢グラウンドに乱入し、大騒ぎになりました。私も偶然この試合を球場で観戦をしておりました。

先ほど松本議員がおっしゃられたように、私自身、高校のとき野球をやっておまして、高校3年の夏、最後の夏のむせ返るような暑さの中、準決勝で逆転負けして、茫然として立ち尽くしたことを今でも思い出します。そのときの藤崎台野球場の応援の風景、土のにおい、芝の香り、今でも忘れません。そのときの悔しい思い、そして仲間がいたからこそ現在の自分があると思っております。その藤崎台野球場の老朽化による移転問題、時代の流れを感じます。また、そんな球児の思い出に残るような球場が益城町に建設される、考えるだけでわくわくしてきます。

さて、議員御質問の藤崎台野球場の移転問題についての本町の取り組みにつきましてはということ、本町に本格的な野球場があれば、既に整備されております陸上競技場、総合体育館といった施設と一体になって、サッカー、バスケット、そして野球といった人気の本格的スポーツが本町内で実施できることとなります。このことは、町民のスポーツの振興や本町の地域活性化にも大きく寄与するものと考えております。

また一方では、大西市長が市議会の一般質問に対して、藤崎台野球場について「施設の老朽化や、特別史跡熊本城跡地として追加指定を推進すべき場所であるなど多くの課題を抱えており、現地での新たな施設整備は制限せざるを得ない」と考えられており、「今後は県営、市営にとらわれず、球場の移転を含めたあり方を検討する場や、県市政策連携会議の場で議論し、取り組んでいきたい」と考えられているとの見解を示されています。

現段階では、具体的な移転の状況は決定していませんが、子どもたちに夢を与え、さらに地元にも大きな経済効果をもたらすことから、実は他の自治体においても誘致の動きがあります。熊本県民運動公園、熊本市に隣接し、益城インター、熊本空港が位置する益城町は、私は新球場の候補地としても適地であると考えております。今後は熊本県、熊本市の政策連携会議、新球場建設連絡会などの状況を把握しながら、誘致につきまして積極的に対応していきたいと考えております。

その新球場建設連絡会なんですが、実は私も、6月に発足しまして参加しております。これは九州地区大学野球連盟、熊本県高等学校野球連盟、熊本県野球連盟、熊本県高校野球OB連盟、熊本県軟式野球連盟などの野球関係者、熊本県の選出国會議員、県議會議員、熊本市周辺自治体の市町村長など450名が参加し、開催されました。発会式では、連絡会会長で九州地区大学野球連盟、太田紘一理事長が「新球場建設により、観光、地域経済への波及効果が期待できる」と挨拶され、今後は街頭での署名や、事業主体となる自治体や民間企業へ協力の要請をしていかれるという方針です。

本県には、先ほどお話がありましたように、県営藤崎台球場、県営八代球場、山鹿市民球場の3つの球場が、硬式野球場の主会場として位置づけられていますが、九州では長崎県と並んで一

番少ない状況です。連絡会の構想では、3万人規模の収容力のあるメイン球場、1万人規模のサブ球場、屋内の多目的運動場を備えた施設を求めています。これはプロ野球のキャンプ誘致も考えられているようでございます。また、その球場が大規模災害時の緊急避難災害避難場所にも位置づけたい施設の建設ということも説明がありました。この新球場建設連絡会の動きにつきましても、しっかり注視していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） 1回目の答弁ありがとうございました。

熊本県営野球場の移転先や、新設球場の規模などについては、県営ということで、事業主体は当然、熊本県であり、町からどうこうということは言えないと思いますが、熊本県民として、野球を愛する者として、野球というスポーツを通して子どもたちに夢を与えられるよう、再び熊本を九州を代表する野球王国として復活させるためにも、新球場の建設は必要であり、急務であると考えております。また、その移転先が益城町に建設されることを強く望むものであります。新球場建設連絡会の参加団体、趣旨などについての説明ありがとうございました。

熊本県営野球場の建設につきまして、プロ野球の球団のキャンプ等の誘致となりますと、施設の規模、内容など、そのハードルは非常に高くなると思われますが、社会人野球や大学などの合宿としての需要はかなりあるのではないかと考えます。益城町に移転となれば、経済効果とあわせ、地元の子どもたちに与える影響も大きなものがあると思っております。当然、移転先の誘致については、他の自治体も力を入れてくるでしょう。西村町長におかれましては、ぜひ新球場誘致プロジェクトチームをつくって、先頭に立っていただくことをお願いして、2回目の質問いたします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員、2回目の質問にお答えしたいと思います。

先ほど社会人野球のキャンプ、今、宮崎、鹿児島あたり、キャンプが非常に、プロ野球のほうが行っております。本当にキャンプ経済効果は大きいようで、各県いろんなチームを誘致しております。また、韓国チームあたりも誘致しております。そういったことで経済効果は非常にあると思いますので、そこあたりもひっくるめて建設というのが大事になってくると思います。

それと、新球場の建設のプロジェクトチーム、いろんな観点から検討しながらチームを結成して、どういった形ですのかあたりもですね、いろんな団体がいらっしゃいますので、そこあたりとも協議しながら、また検討していきたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） ありがとうございました。

それでは2点目、益城ソーラー発電所について質問いたします。益城町上陳に建設される益城ソーラー発電所について、3点質問いたします。

まず1点目は、ソーラー発電所ということですが、この施設の建設計画については、以前、津森校区の区長会から、「相当量の樹木が伐採されているが大丈夫なのか。災害対策は」といった問題で町にも話があり、地元説明会が開催されておりますが、町としてこの建設に係る防災対策

についてどの程度把握されているのか、現在の状況等について説明をお願いしたいと思います。

2点目は、このソーラー発電所の設置に伴い、当然この施設に対する税金があると思われるが、これも現時点での概算で結構ですが、税金として見込まれる額が分かりましたら、その額をお願いしたいと思います。

3点目は、このソーラー発電所が竣工し、稼働となった際に地元雇用などはあるのか。

以上3点について、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員、2問目の質問にお答えをさせていただきます。

益城ソーラー発電所について、建設工事に対する町の考えを伺うということで、まず、益城ソーラー発電所の概要につきまして御説明いたします。

益城ソーラー発電所は、旧インターナショナルゴルフ場予定地の跡地約85万平米の土地内に、発電出力34メガワットの再生可能エネルギー太陽光発電所を建設し、全量を九州電力へ売電するものです。事業主体は、カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社でございます。

造成計画の概要につきましては、区域内に6メートルの新設道路を先行建設し、防災用の排水路及び沈砂池兼雨水調整池を2カ所建設し、区域南側の金山川まで排水路を整備します。また、造成面積を極力抑え、現況地形をそのままに森林伐採にとどめ、その表面をクローバーで覆い、造成後の土砂流失を抑え、ねじ式鋼管杭基礎によるパネル設置を行い、ソーラーパネル用地の外側に4メートルの外周管理道路を建設し、外周及び中間に約30メートルの残置森林及び造成森林として25ヘクタールを残す計画です。

1ヘクタールを超える林地を開発する行為につきましては、熊本県の林地開発許可になります。町といたしましては、林地開発に伴う災害発生が起こらないような設備の配置・導入を行ってもらい、地元と十分協議を行ってもらうことを関係各課と協議し、平成26年6月に林地開発許可に係る意見書を熊本県に提出し、平成26年8月に熊本県の林地開発行為が許可されております。

建設につきましては、平成27年8月に太陽光発電所建設に伴う安全祈願祭が行われ、土木工事が着工しております。今後は、10月9日に熊本県庁におきまして進出に関する調印式が行われる予定で、また、平成29年3月末には工事が完了、運営を開始する予定となっております。

次に、益城ソーラー発電所進出に伴う本町への税金につきましては、これはあくまでも概算でございますが、土地及び償却資産を合わせた固定資産税としまして7,000万円程度の税金が見込まれます。次に雇用につきましては、事業形態上、地元雇用は見込まれませんが、除草等の維持管理につきましては、地元の業者の方を優先的に依頼するとの話を伺っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） 益城町上陳に建設される益城ソーラー発電所についての答弁ありがとうございました。

太陽光発電は、温室効果ガス（二酸化炭素）を排出しない、石油燃料を使わないため有害な物質・廃棄物を発生しないなど、環境に優しいクリーンな発電方法であると言われております。た

だ一方では、この計画によって相当量の樹木が伐採されております。これまで樹木によって守られていた地形・形状、地下水保全・涵養林としての機能も一部が損なわれたのも事実ではないかと思っております。

この施設の建設に関しまして、防災対策については十分な調査と審査をしていただきまして、津森の方たち、特に下陳地区、上陳地区、堂園地区に決して災害が起きないように、細心の注意、配慮をお願いして、質問というより町への要望となりますが、2回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 4番松本議員、2回目の質問というかお願いのほうにお答えをさせていただきます。

議員心配されているように、このたびの茨城のほうの大雨によって河川が決壊して、その河川の水によってソーラーがつかったというのが、ちょっとニュースで流れておりましたので、今回につきましては25ヘクタールの森林計画もあるようでございまして、そういったことも十分精査しながら、津森地区に決して災害が起きないように計画を熊本県と協力してまたやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員。

○4番（松本昭一君） ありがとうございます。これで私の質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一議員の質問が終わりました。

次に、榮正敏議員の質問を許します。

5番榮正敏議員。

○5番（榮正敏君） こんにちは。5番榮です。

今まで総括質疑は何度かやらせていただきました。議員になって初めての一般質問であります。拙い表現や不適切な言葉もあろうかと思いますが、御理解いただき、よろしく願いいたします。

また、本日はたくさんの方に傍聴に来ていただき、大変ありがとうございます。日ごろから町政に御理解を持っていただき、心より感謝いたします。私の質問は、2日間にわたる一般質問者10人の最終日の最後であります。最後までよろしくおつき合ください。

質問内容は、通告していた3点を取り上げました。1つ目は県道高森線、木山下町から上町までの歩道建設工事計画について、2つ目は地域防災計画について、3つ目は若者世代へのさらなる子育て支援対策はということで、以上3点について質問させていただきます。

歯がちょっとぐあいが悪いので、ちょっと言葉に詰まるところがあると思っておりますけど、よろしく願いしておきます。それでは質問席に移動させていただきます。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。県道高森線の木山下町から上町までの歩道建設工事計画はあるのかどうか、これについて伺いたい。

惣領、馬水、安永までは県道に歩道が設置されていますが、この区間はまだ歩道が未整備であります。朝晩のラッシュ時に子どもたちが通学するのに、体のとんとそばを大型車が、バスやトラックが通っていくわけです。非常に危険きわまりない。

この前、下町の知り合いが、雨の日に子どもが通学している時間帯にトラックのクラクション

が、大きなクラクションが鳴ったので、何だと思ったら、子どもが傘を、雨が降って子どもが前にしたり後ろにしたりするわけ。前が見えない状態で、こういうふうにして行きよって、トラックの横にこすったって。それでトラックがびっくりして、ファーッとクラクションを鳴らしたと。それでびっくりしたと。もしこれがトラックの、何ですか、ボディのあいうとに傘がひっかかったりしたら、とんでもないことになっただろうと。傘だけで済んだからよかったものの、もし万が一、体だったらと寒けがしたと言っていました。私の知人は商売で店をやっていますもんですから、朝からちょうど時間帯に出るとのことです。

それから昼間ですね、お年寄りの買い物を乗せた手押し車、あれを押しながら買い物に来ていただくちゅうことですが、側溝のところどころに雨水を拾い込むグレーチングの排水溝があります。その部分に押し車の車輪が入って、コッとなるのを何度も見たちゅうことで、それが車道と反対のほうだったらいんですけど、車道側になってガクッと倒れてしまったらどうだろうかということで、そういうのを心配しとって。もし万が一、車輪が挟まって、それで車道に倒れてトラックが来たら間に合わん。これが死亡事故にでもなりかねないって、非常に怖いって言っていました。また、先ほど同僚議員の質問にありましたが、中高校生の自転車通学、これも同様のことが起きるんじゃないかと考えられます。

木山下町から上町は昔から商業地域でありました。益城町のシンボリックなイメージがあります。昔の3月の木山の市、まあ通称「だご市」と言いよりましたけど、バスは通行どめして、下町から上町、横町、もう何ですか、出店だらけで相当にぎわっていました。そのころはやっぱり御船、嘉島、西原、昔の戸島、みんなそっちのほうから親戚や知人が遊びに来てくれていました。ああ、私たちが子どものころは学校は昼までで、昼から市に行ってよかったです、たしか。楽しんでました。御船町は上益城の中心といいながらも、市は木山のほうが相当大きかったと覚えております。ようそげんして、知り合いが嘉島のほうからとか遊びに来よりました。それだけ益城町の木山商店街ちゅうとは、周りの町村から尊敬と憂いの目で見られとったということです。市が成立するという事は、周りの町村からすればすごいことだったということです。

いいですか、そんな益城町のシンボリックな地域に、道路に、歩道がない。歩道がない。これは恥ずかしいことじゃありませんか。今さっき言いました、近隣の周りの町村、まあどこでも一緒ですけど、ほとんど今、考えてみてください。西原にしる嘉島にしる、どこでも役場のあるそばは全部、道路整備で歩道がちゃんとあります。言っちゃなんですが益城町だけです、ないのは。歩道整備、町民の皆さんの命を守る、これにつながってきます。これが町の施策として一番重要なことではないでしょうか。さあ、いつやりますか。今でしょう。県道高森線の歩道建設工事計画の有無はどうするか、伺います。

以上、1回目の質問です。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の質問にお答えします。

現在の熊本高森線の下町から上町におきましては、車道が何とか2車線あるだけで、歩道がない、非常に危険な状態にあります。歩道の設置に関しましては、これまでも県に対して要望を行

ってきましたが、交差点改良をはじめ、いまだに事業着手に至っておりません。ただ現在、暫定的には車道外側の部分を歩行しやすいように整備し、一部分着色がなされております。しかし、これで安全が確保されたわけではありません。今後、木山交差点改良を含め、歩道のない部分の道路整備について、道路管理者であります熊本県に引き続き、積極的に要望を行いたいと思いません。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 暫時計画的にやっていただくちゅうことで理解しました。2回目の質問に入らせていただきます。

県道の歩道がこの後着々と県のほうに要望が通って整備されるとしたら、商売している店とかの道路側の一部の買い取りなどの問題が発生すると思います。木山の商店街は、昔のままの商家のままの形で多く残っています。これはどういった家ですか。道路管理者、用地買収者というふうに考えていけば、幸いなことに、昔の商家というのは商売するのに間口1間に対して幾らという税金がかけられていました。1間と2間、2間の人は倍。だから奥行きが長いわけです。ウナギの寝床って昔から言うとりますが、商売する商家は間口に対して税金がかけられていました。だから、間口を狭く、奥行きを長くとってあります。幸いと言うのは失礼ですが、道路と垂直に細長くなっているの、道路に面する面が少ないわけです。

これを1メートルほどちょっと徴用、ちょっと言葉が悪いですかね、まあ買収というか、それに応じていただければ、十分残りのスペースで生活空間というのはとれるわけです。もしこれが道路と平行だったら、間口は奥行き2間とかそのぐらいで、間口が4間だったら、1メートルとったら今度は生活空間に影響して、建物全体を買収はできないもんですから、県の場合は。1メートルしか買えません、そういう場合は。もう計画して全部するときには。すると残った者はどうするかというと、立ち退いてどこかで家を建て直さんといかんわけです。そういう弊害も出てきます。これで移転という問題に発展しますと、木山の商店街はそれを考えれば、道路をつくる、用地買収をする、そういう条件でいけば最適な条件のもとにあるのではないかと思います。これはいかがなものでしょうか。

さて、そうすると、今この議会で私は6月からですが、議事録を見ると、昨年から同僚議員が、木山交差点を用地買収、先行取得して早くつくれ、早くつくれと質問しています。木山交差点問題ですが、歩道はできたが交差点は停滞する、右折ラインもない、こんな状況では益城町は他の町村から笑われます。いや、もう既にこの情報が漏れて笑い物になっていると思います。何とかこの問題を解決して、いや、この町の、この中心部に恥を残してはなりません。この交差点問題を解決しないと、益城町の発展は望めません。

前町長の議会での答弁にもありますが、私の手元にあります24年9月議会の資料ですが、字が小さくて読めません。以下、拡大鏡を見て、抜粋してこっちに移しております。ちょっと読みます。「町のほうと県との交渉の中で、折に触れて県に毎年毎年、この交差点の改良については陳情いたしております」。しっかり頑張ってもらおうとったわけです。「また、地元から県会議員が誕生しておりますので」、これは何年前だったですかね、5年前になるか。「今までにも増した

県に対する陳情は、強く押しているところでございます」と言っておられます。しかし実際は、一度も正式な陳情要請はなかったという話も聞いております。

このような言った言わなかったの朝令暮改的なことをしては、交差点どころか、町の振興は、発展は望めません。早くからこの問題は解決しなければならない問題だったのでありますが、先般の熊本市との合併問題が絡んでいるようであります。もう後はありません。しなければならないことはしないといけないんですから。町の執行部に対して、命を守る歩道の建設と、町を守る交差点建設にどう対処するのか伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員、2回目の御質問にお答えをします。

榮議員、先ほどおっしゃられましたように、昔の木山の初市、非常にたくさんの作り物とか、上町から下町にかけて展示してあり、私も浮き浮きして参加しておりました。当時はなぜかお寺か何かで、たんすが商品にあったと記憶しております。そのころは今のキッドがバスの営業所があったかなと記憶しているところです。バスも違うところに停車をしていたと。のどかな時代でした。

しかし時代は変わり、車の数も大きく増えています。この熊本高森線、木山交差点の渋滞の解消は、長年たくさんの町民の皆様から改善が強く望まれているところです。昨日の中川議員のバスレーン計画も、解消のための一つの手法であると考えております。これはもう道路管理者であります熊本県と信頼関係をしっかり築きながら、そして積極的に強く要望を行っていきたいということと考えております。

以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 姿勢は分かりました。

最後に3回目の質問をさせていただきます。町長は自分の政治生命をかけて、この問題をやり抜く決意はあるのか。どうするのか、再度伺いたい、短く。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の3回目の質問にお答えします。

政治生命をかけて最後までやり遂げる気持ちはあるのかとの御質問で、短くというのは、ちょっと短くできないんですが、よろしく願います。

この熊本高森線改良、そして木山交差点の改良は、子どもたちの安心・安全を守るため、そして益城の発展のために絶対必要なものと考えております。お隣の菊陽町、御船町、嘉島町、大変発展しています。発展の陰には、やはり道路の整備が大きいと考えております。そのためにも、先ほど申しましたように、熊本県との信頼関係構築、連携が非常に大切だと考えております。惣領の交差点の完成、そして益城中学校北側の橋に今年度歩道ができるのも、やっぱり連携があったからだということで思っております。

今後は市電の延伸や広崎からの4車線化などを熊本県、熊本市に要望します。また、木山交差点は津森、福田、飯野地区の活性化、定住を促進するための、地域にとって非常に大事な交差点

です。さらに、先ほど何回も出ていますが、3万人規模の球場を誘致するためにも、交通問題の解決は大事な交差点であると考えております。この市電の延伸などは、20年後、30年後の、恐らく未来の世界です。ただ、大切な孫やひ孫、そして益城の私たちの宝のためにも実現しなければならないと考えております。

そういったことから、今回の件に限らず、私は全ての仕事について真剣勝負で政治生命をかけ、身を賭して仕事に携わっているところでございます。そもそも町長に立候補した時点で、町民の皆様幸せのためにとの思い、その一点で、私の全ての人生を益城町のために捧げております。これは私の妻や家族も一緒の思いです。町民の皆様のために全力を尽くします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 言葉の裏の真意を聞き取ってほしかった。一言、「やります」と答えるだけでよかったんですけど。同じことを言うていただきました。

それでは通告第2番、地域防災対策について1回目の質問をさせていただきます。

昨日からのテレビ報道で鬼怒川の氾濫状態とかいろいろ報じられていますが、大変なことになっています。そのためにも、この防災計画というのは非常に大事で、生きてくると思っています。この議会、我々同僚議員の中に、とんでもない、我々が想像もできないレベルの先輩議員さんがいらっしゃいますが、私が防災と言っても笑われてしまいます。先輩議員さんは、国策ののっつて防災のかなめを担ってこられた人であります。大上段的な考えだと思いますが、私の言っている地域防災とは大がかりなものではなくて、小さな、小さな考え方でいいんです。笑わないで聞き流していただきたい。

まず、先般の台風15号においては、益城町に人災がなかったということは非常に幸いだったと思います。しかし、農作物の被害は甚大なものだと聞いております。農家の方々、またいろんな職種で被害に遭われた方、皆様にお見舞いを申し上げます。

さて、質問の要旨の中で、1番と4番はちょっとダブったというか、何といたしますかね、意識的に同じようなあれがありますので、一緒に質問させていただきます。

まず、災害時における食糧備蓄計画。

昨日からのテレビ報道でまた見ましたけど、鬼怒川周辺のコンビニ、映りましたけど、食糧、水、全て売り切れの状態、がらっとなっていました。益城町はどうなっているのでしょうか。ライフラインが壊滅的な状態でどう対処するのか。地震、水害、台風も、今は地球温暖化の影響がひどくなっているようです。アメリカのハリケーンなどは、益城全体を包んでしまうような壊滅的な状況に追い込まれるほどの大規模なものが発生しています。このような状況において一番大事なのは、食糧、医薬品だと思いますが、まず、どのような備蓄計画があるのか教えていただきたい。

まあ、これは私の考えですが、私ならば、役場の駐車場の地下に、大きな地下室、地下倉庫をつくればいいなと思っています。まず地下だったら一年中一定の温度、大体18度から20度ぐらいの範囲で保てます。だから、地下室の表面に2メートルぐらいの土がかぶっていないと、その温

度効果はないちゅうことです。いい例が、小谷の農家さんで、カライモをつくっておられる農家さんがいらっしゃいますが、高土手の下に、昔でいう防空壕ですね、あの大きかりなものをつくってカライモを貯蔵されています。あれは何でかという、温度が一定しているからカライモが腐らんわけですよ。そういう先人からの、何ていうんですかね、知恵ですかね、そういうのを利用して立派にやっておられます。

また、近年では地中熱循環型空調システム、これはどういうことかといいますと、住宅とかビルを建てる時に地下に、地表面から2メートル、3メートルぐらいのところに、ずっと150パイとか200パイの蛇腹があります。これはずっと、蛇みたいにぐねぐねずっと巻いて、なるべく距離を伸ばすわけです。そして、それを建物の床の右とか左に空洞に持ってきて、空気を強制循環で、扇風機じゃない、換気扇の大きなのを床下に入れて、空気を回すわけです。すると、夏場の暖かい部屋の空気を地下に送ることで、冷えてまた帰ってきます。それを壁の側面とか天井内とかそういうふうにして、循環型の空調システムなども今取り入れている方法もあります。これを自然回帰型の方式って言いますが、これもいい案だと思います。

だから、地下倉庫というのは金がかからない。まあ、つくるときはかかります。金がかからない。それと電気代がかからんちゅうことですね、空調が温度が一定しているから。それから、地震とか台風災害にも影響を受けない。地震でも、コンクリート構造で地下につくる三方打ち方式で、一発で打ってしまうわけです、鉄筋を組み上げ、かたく組んで、つなぎなしで。そうすると地震に強いわけです。そういう方法をやったらどうかなという私的な考えですが。

それからもう一つ、台風などの予告できる災害に対する事前警鐘の方式は。

先日の15号では防災無線で放送しているのを聞きました。「家の周りに飛び散るものがある場合は片づけてください、家の中に入れてください」、それを2回か3回の繰り返しの放送でした。

今の方はトイレが水洗ということをおぼえています。停電すれば水が流れないということをおぼえていません。電気は九電任せで復旧ができます。でも、水は対応できます。「トイレが流れない、トイレが流れない」って電話がかかってきました、息子の嫁から。風呂場に何で水ばためとかんかって。電気は流れんでも、バケツで入れれば、その水流の水圧で汚水は流れていくって。そういうことのおぼえ意識がないわけです、今の方は。だけん、トイレの風呂の水を流さないで残しておくとか、バケツとかそういうおけとか、いろんなものに水をためる、それから飲料水やペットボトルや炊事場のボウル、鍋、こういうのをためておけば、二、三日は生活できます。

幸いに益城町は都市ガスではありませんので、都市ガスというのは異常が発生すれば緊急遮断弁というものがついて、ガス事故が起きないためにバンと配管を遮断します。ガスが出ないようにします。でもプロパンはそれがないので、すると各家庭の問題になってきますが、プロパンだったら益城の場合は大丈夫。まあ、卓上コンロが大体、各家庭にあると思います。それで大体、ライフラインの確保というのはできるんじゃないかと思えます。

なぜこんな分り切ったことをと思われがちですが、この当たり前のことができていなかったんです。この前の台風15号でもまたはっきりしました。特に若い世代に、このようなことを踏まえて、事前警鐘として防災無線でそのようなことを放送したり、また益城広報の5月号あたりで

台風シーズン前に、今の人は文字でだらだら書いても見らんけん、漫画とかイラストで分かりやすく描いて、事前警鐘を図って見たらどうかと思います。

整理します。1つ、非常用の食糧備蓄計画は。2つ、台風などの予告できる災害への事前警鐘の方法は。以上、2点について伺いたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の2問目の質問にお答えさせていただきます。

非常用食糧の備蓄方法はということで、先ほどから話があります鬼怒川の氾濫、本当にあれを見ていると、人の無力さというのをちょっと感じているところです。それと予防、防災の大事さを考えているところでございます。

まず、非常用の食糧につきましては、現在、益城町地域防災計画に基づき、長期保存のできる御飯やビスケットなどの食糧、長期保存のできる飲料水などを備蓄しておりますが、その備蓄方法につきましては、各校区の公民館や民間企業の倉庫を借り上げて行っております。

なお、現在備蓄をしている数量につきましては、5年保存可能な御飯が3,000食、3年保存可能な栄養補助食が2,400食、7年保存可能なビスケットが1,200箱、5年保存可能な飲料水が3,360本、6年保存可能な飲料水が300本でございますが、備蓄については平成24年度から5カ年計画で実施しているところでございます。町の目標としましては、最大備蓄量は御飯5,000食、栄養補助食は2,400食、ビスケットが4,200箱、飲料水が合計で7,000本を数値目標としております。保存年数が超えたものを適宜更新していく予定としております。

先ほど地下室の構想というのがありました。これは非常にすばらしい構想だと思うんですが、1カ所に備蓄するのがよいのか、現在やっている各地域の公民館などに分散備蓄するのかは、またこれから検討をしていきたいと思っております。

それと2つ目の、台風などの予告できる災害に対する事前警鐘方法はということで、先月24日から25日に接近、上陸しました台風15号につきましては、倒木や家屋の一部損壊、農作物等の被害、さらには停電がピーク時には2,400戸の被害がございましたが、人的被害はない状態でした。被害に遭われた皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日でも早い復旧のため、町としてもできることに迅速に取り組んでいるところでございます。

今回の台風におきまして、事前に町が実施した事前警鐘方法を申し上げますと、台風接近予測時の約24時間前に、防災行政無線及び町ホームページで台風が接近していることの周知、さらには飛散防止対策のための周辺の片づけ、外出自粛等の注意喚起を行いました。また、熊本県が推奨している予防的避難の取り組みを受け、台風接近予測時の約12時間前、さらに明るいうちの避難ということで、自主避難所を益城町公民館と保健福祉センターに設置し、予防的避難の受け入れを行いました。実際には2カ所で17世帯30名の皆様が自主避難をされました。この予防的避難は台風だけに限らず、大雨時などでも実施しております。

その他に、広報紙による各種災害に対する備えの啓発や、町ホームページにおいての雨量などの情報収集方法の周知などは実施しております。これは広報「ましき」の7月号に、自然の脅威、備える必要性ということで、広報のほうに出しておりますので、ぜひごらんになられていただき

たいと思います。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 今まで余り益城広報に関心がなかったもので、見とらんだったんで、済みません。今から逐次見ます。

通告2番、地域防災計画の2回目の質問に入らせていただきます。

まず、水道用取水井。水道局で扱っている大型のボーリング施設でボーリングして、水中ポンプで水をくみ上げるちゅう井戸ですね。このために電気が要ります。この非常用電源の確保はどうなっているのか。

15号台風においてまず私がびっくりしたのは、停電したにもかかわらず断水がなかったということです。記憶にあるあの平成3年の19号台風では、停電が私のところで5日以上、断水が四、五日、相当な我慢を強いられました。これは私の地域のことですが、そのことを考えるとやっぱり大変なことです、断水がなかったちゅうことは。

益城町に水道用取水井が17カ所あると水道課のほうから返答がありました。私も大分知っていますけど、知らんところが大分あるようです。ちょっと言ってみます。取水井で17カ所、益城町の上水道で3から8が益城町上水道、済みません、ここは場所はどこですかね、3から8は。

（「言ってよかですか」と呼ぶ者あり）

はい、よかです。

（「第3は寺迫です。水道センター内です。それと第4は町民グラウンドの相撲場のところですよ。第5が町民グラウンドの国旗掲揚台の横です。第6は田原のですね、集荷場の先の第2空港線のところですよ。第7が農免道のところに、集荷場のところに8、その先に7ですね。それと第9は、寺迫の産交の南側、テニスコートがちょっとありますけど、その横です」と呼ぶ者あり）

ありがとうございます。私が把握していなかったものですから。済みません、勝手なことをやりました。

あと、大峯水源、それと高遊原地区に駄貫原水源、小谷坂のところですね。北池久保水源、それと福田水源、飯野水源、東南部地区の簡易水道、下陳ですね。それとテクノに2つあります。それと潮井さん。以上、全部で17本井戸があります。この各井戸に非常用電源施設があるのは14カ所、ないのは3カ所です。

非常用電源施設と簡単に言いますが、大きなものは150キロワットアワーだから、要するに、何と申しますかね、2メートルの4メートル、それ以上ありますか、そのぐらい大きい発電機です。で、大型車に積んできてクレーンでおろすという、そういう大がかりな発電機です。そういうものが一番大きいのが水道局ですね。水道課ですね。そして、そういうとがあっちこちあります。大きさはさまざまですが、今設置してあるものは、中型、大型という感じです。それから3カ所ないのが、第9水源と東南部の1号から2号への送り、福田加圧の一部となっています。これは大体40キロワットぐらいの発電機、まあ通常ジェネレーターという、工事で使えよう、2トン車に積むぐらい、あのぐらいので賄いきります。

水道方式は自然流下方式ですから、地中より水中ポンプでくみ上げて、山の上の貯水タンクまで一度上げます。上げてしまえばあとは何も要らないんです。そこから自然流下の圧でおいて、各家庭の蛇口まで行きます。ですから、停電しても非常用発電設備さえあれば、その貯水タンクの供給範囲、タンクが各地区にあります。で、それが賄う地域の範囲は安心であると言えます。

ちなみに、熊本市の水源町のタンクは2万トンあります、1基で。ちゅうことは、2万トンでリッターに直すと2,000万リッター。すると大体、1人じゃなくて、1家族、2人、3人が辛抱して辛抱して、1日に使うのはドラム缶1本、簡単に言えば200リッター。すると、これが10万軒分ぐらいの、数ですれば、計算上あります。まあ、そこまで賄いきらんですけど。で、益城町の場合は1万3,000、戸数で言えばですね。大体、ざっと見て、ロスを考えて4日分ぐらい、そういう大きな、熊本市タイプの2万トンぐらいのやつがあれば4日分ぐらいの水の備蓄量があるちゅうことです。常時水を上げとけばですね。水ちゅうのは、上のほうでは3分の、4分の1ぐらいのラインで水をポンプが発停して常にためとうわけです。ずっと下げてきてポンプが故障すると、上げるとき間に合わんごととなります。まあ、ポンプは1台じゃありません。常に2台で交換で運転するように、安全な方法をとってあります。そういう方法であれば、タンクを上げれば大丈夫です。

それから、町の団地。4階建てとか団地があります。ああいうところは一度タンクに、地上に50トンクラスの、まあ益城は50トンぐらいだな、50トンぐらいのタンクに水を入れて、それをまたポンプで4階の上の高架水槽まで上げて落としでやっているわけです。ですから、このタンクから送るポンプが停電でとまるわけです。ここにも非常用電源が要るわけです。ただ、今度の台風の場合には、木山地区の団地側の地域は停電していないもので、そういう手当てはする必要なかったちゅうことです。

それから、今からの主流の方式としまして、ブースターポンプという方式で今、熊本市とかいろいろやっていますけど、マンションとかああいう高いところ、今まで大きな受水槽をつくって、高く上げてからおろすんですけど、水の滞留がひどくなると水が腐る。すると年間に何回も清掃が必要と。ブースターポンプというのは、道路から、本管から敷地内に入れる配管を大きくして、その配管の途中にポンプをつけてやるわけです。そして水が送ってくる圧にポンプでちょっと手伝ってやって、直圧で7階とか8階まで上げてしまうんです。そういう方式が今から主流になってくるんじゃないかと思います。そうすると非常用発電機というのは要らないようになってくるわけです。

今回は、可搬式の発電機が益城に何台だったかな、6台か、あるちゅうことで、それでさっき言った3カ所の施設の停電には対応できて、断水はなかったと。非常に頑張ってくださいました。ですが、今後このような台風が来た場合に、どういう対策をとっていくかちゅうこと。

それから、さっき言いましたブースターポンプ方式もありますが、この受水槽の加圧方式の団地とか、そういう大型施設は町には何棟あるのか。

それから、非常用電源施設のあと3カ所はいつごろ完成の予定か。これを伺いたい。以上、2

回目です。終わります。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番衆議員の2回目の質問にお答えします。

まず、上水道井戸の非常用電源の確保はということで、現在、非常用自家発電機は、井戸も含む重要施設に16台設置しております。また、可搬式発電機も5台保有しております、非常時に備えているところです。今年度も、東南部地区簡易水道の第1配水池に1台設置を予定しているところです。今回の台風15号では、10台の発電機が運転したことで断水はございませんでした。水道につきましては平成3年の台風19号を教訓に整備していますので、災害時に対応できるものと思っております。

燃料につきましても、毎回、台風接近前にJAの益城給油所をお願いして燃料を満タンにしております。今回は、JA益城セルフステーションも夕方まで停電しておりましたが、益城町全域でなかったため、JA広安セルフサービスステーションからも応援体制をとっていただきました。JAの職員の方にも一緒になって、夜中まで一緒に活動してもらったということです。やはり停電が長期にわたりますと、水道施設だけでなく公共施設に設置してある発電機や庁用車にも燃料が必要になりますので、災害時の燃料確保には、今後JA上益城と協議していきたいと考えております。

それから、災害時の停電によります給水についてということで、停電地区の田原地区が一時断水をしております。対応は水道課のほうで、可搬式の発電機を用意して対応しております。その他の団地は停電はあっておりません。

まず、本町の公共施設につきましては、町営住宅について、辻団地9棟、惣領団地2棟が高架水槽による給水法で、ポンプ室7カ所14基で稼働しています。その他団地は、ポンプ直圧方式3カ所6基で行っております。その他の公共施設の状況は、各施設ともポンプ直圧方式で給水しております。したがって、非常電源設備を設けないと、災害時に停電した場合、給水できなくなることになります。

公共施設において非常時発電の設置箇所は、庁舎、保健センター、総合体育館、交流情報センター、給食センター、文化会館、水道センター及び各給水施設、下水道センターとなっておりますが、中央公民館につきましては庁舎から送電することになっておりますので、主要な公共施設においては給水できますが、各町営住宅については給水ストップ状態が出ます。

今後の対応としましては、3階建ての団地におきましては直圧給水ができるか調査をしたいと思っております。それから、可搬式発電機を持っていけばすぐに対応できるよう、ポンプが設置されている箇所の電気盤を改造しておく。そして発電機の設置は高額になりますので、リースの発電機で行うなどの対応を考えたいと思っております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 衆議員。

○5番（衆議員 正敏君） ちょっと時間が押してきましたので、ちょっと早口で行きます。3回目の質問をさせていただきます。

次は下水の件ですが、一番苦労されたのは下水道じゃないかと思っております。下水のマンホールポ

ンプが各場所にあります。道路上に53カ所、益城町内にあります。その停電している地区を、今度の台風で軽トラックに発電機を積んで、こっちのマンホール、あっちのマンホールって、私も夜中に会いました。そのとき、そこに自販機があれば買ってやろうと思ったんですが、なかったもんでジュースも買ってやれませんでした、非常に頑張っておられました。

通常は商用電源で運転していますが、停電となれば、どうしても下水の場合は設置ができませんので、可搬式で各場所に移動しながらするちゅうことになります。もしこれをしないと、あっちこっちのマンホールから下水が噴き出てしまいます。もう大変なことになります。それを今度、下水道の方はみんな一生懸命になって、あっちこっち走り回って、「こっちが上がった、よし次行け」とやっておられました。本当に御苦労さまでした。ありがとうございます。

それから燃料のことですが、水道・下水一緒ですが、JAの益城のスタンドが、何ですか、発電設備がない。これを防災計画を結んで、そこに発電施設をつくってもらうためには、町が補助をやるのか、それか専用の発電機をリースみたいに、台風というのは分かります。まあ、地震とか何とかのときはどうしようもないけど、そういうときの対応をするためには、そこに防災協定を結んで、JAさんにちょっと幾らか補助して、そこで非常用発電施設をつくってもらうと。通常、別の場所でそういうことを始めますと、消防の許可とか、有資格者がそこに常駐しないと消防のほうで許可がありません。だけん一番手っとり早いのが、JAさんとやっぱり手を組んで防災協定を結んで、非常用発電設備をつくるちゅうことです。

手短に行きましたが、下水のマンホールポンプの停電時の、これはあくまでも人間でしか対応できません、人員で。それで人為的な、停電時の人為的な応援体制、緊急対策はどうかと。

それから、今言いました燃料の確保。たまたま今回は台風の前に町のほうが手当てしてJAさんに言って、トレーラーでととったちゅうことですが、いろんなことがありますので、この防災協定という、これをひとつ、どうにか結んでいただきたいと思います。以上、この3点について、町当局の見解を手短にお願いします。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番議員の3問目の質問にお答えしたいと思います。ちょっと早口になりますが、よろしくお願いします。

下水道マンホールポンプの電源確保及び緊急時の人員対策はということで、御質問の下水道マンホールポンプにつきましては、九州電力からの電源供給によりまして稼働しておりますので、停電となれば停止いたします。今回の台風により停止いたしましたマンホールポンプは、公共下水道では、辻の城、黒石崎、特環では田原、小谷で各1カ所、農集の福田地区では川内田2カ所、柿迫・柳水3カ所、個人宅3カ所の計12カ所でございます。

下水道課では、災害等が発生した場合の対応マニュアルを作成しております。今回の停電におきましても、そのマニュアルに基づき職員2名1組で3組を編成し、可搬式非常用発電機3台を、それぞれ停止しているマンホールポンプ12カ所につきまして担当地区を決めて対応を行っております。なお、所有しております可搬式非常用発電機は6台でございます。

人員につきましては、今回の停電地域が福田地区が主だったため、下水道課職員のみで対応す

ることができましたが、今後、広範囲な災害、停電等が発生した場合、総務課を通して各課からの応援・協力をお願いする場合もあるかと思っております。

防災協定につきましては、現在、水道課においてJA益城の協力のもと、停電時に発電機用の軽油を優先的に供給していただくよう実施しておりますが、議員が指摘されているような長期的な災害が発生した場合、被害状況確認等に使用する公用車の燃料、または停電等時に稼働します大型の自動発電機に使用する重油、小型発電機等に使用する軽油などが不足する事態が想定されますので、総務課防災係をはじめ関係各課において協議を行い、JA益城への相談・依頼等を行っていきたいと思っております。

それから、災害などにおける下水道課の対応です。下水道課関係では、町全域が停電した場合、下水道処理場である浄化センター及び福田処理場におきましては、自家発電機を自動で切りかえる処理能力を確保しております。ただ、運転時間につきましては、燃料量、出力によりそれぞれ17時間、あるいは3時間程度となりますので、燃料の確保が前提となります。また、各処理場に流入される下水を送水する各マンホールポンプにつきましては、下水排除の抑制に対する工法を行いつつ、可搬式の発電機による巡回監視運転を行うことで対処したいと考えております。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 榮正敏議員。

○5番（榮 正敏君） 最後の質問とします。3番の1ですけれども、最後にします。

若者世代への子育て支援。これは今後、行政としての姿勢を伺いたいと思います。

- 1、就学前の子どもや親に対する支援は従来のもままでいいのか。
- 2、小中学校児童あるいは高校生を持つ家庭に対しての支援対策は。
- 3、若者夫婦の益城定着あるいは少子化対策につながるような新たな施策はあるか。

30代の女性から、「今の子育て支援はもう少しどうにかならないですか」と聞かれて、えっと思いました。全く意味が分かりませんでした。「就学前の子どもより小学・中学のほうが金がかかりますよ」と言われて、そういう支援体制になっているのかなということで、私の勉強不足でまことに申しわけありませんが、子どもは地域の宝、町の宝です。これからの子どもたちのために何か新たな施策はないのか、ただ単なる金のばらまき政策をやっていないか、そういうところを3点、以上お伺いしたい。

○議長（稲田忠則君） 西村町長。

○町長（西村博則君） 5番榮議員の3問目の質問にお答えをします。

まず、就学前の子どもや親に対する支援は従来のもままでいいのかということで、近年、少子高齢化によります家族形態の変化、就労の多様化、地域コミュニティ意識の希薄化など、子ども・子育てを取り巻く環境が大きく変化する中で、子育てに不安や孤独を感じる家庭は少なくなく、保育ニーズの多様化も進んでいます。

このような子どもと子育てをめぐる社会的背景のもと、平成24年8月に子ども・子育て3法が成立しまして、一人一人の子どもが健やかに成長していく社会を目指して、子ども・子育て支援新制度が創設され、市町村は、幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

の確保及び円滑な実施を総合的かつ計画的に行うため、市町村子ども・子育て支援事業計画を策定することが義務づけられました。

これを受け、本町におきましても本年3月に、平成27年度から平成31年度までの5年を期間とする「益城町子ども・子育て支援事業計画 ～すくすくえがお益城っ子プラン～」を策定したところでございます。この計画につきましては、議員さん方にも既に配付しており、熟読いただいていることと思っております。

就学前の子どもや親に対する支援は従来のもままでいいのかという御質問でございますが、今後、この計画に基づいて、さまざまな子育て支援事業を実施していくこととなりますが、国の方針であります待機児童の解消に向けて、年次ごとに保育所・認定こども園の計画的整備、小規模保育事業等の地域型保育事業の計画的整備を図っていきたいと考えております。

また、新規で平成28年度から、地域子ども・子育て支援事業に位置づけされております、保護者の仕事などの都合により就学前の子どもを一時的に預かる「一時預かり事業」を、また、平成29年度から、さまざまな子ども・子育て支援事業の中から適切なものを選択し、円滑に利用できるよう、身近な場所で支援を行う「利用者支援事業」を実施したいと考えております。

さらに、地方創生の一環として「子育て世代包括支援センター」を設置したいと考えております。このセンター内には、保健師や助産師、ソーシャルワーカーなどをコーディネーターとして配置し、医療機関や保健所、児童相談所などと連携し、妊娠中から子育て期にわたるさまざまな相談や支援をワンストップで行うとともに、全ての妊産婦の状況を継続的に把握し、要支援者には支援プランを作成し、支えていこうとするものです。これにつきましても、地域の包括支援体制の構築ということで国が打ち出しているものでございまして、早ければ平成29年度から設置したいと考えております。

以上、申し上げましたように、今後、新規でさまざまな事業を実施していきたいと思います。

2番目の、小中学校児童あるいは高校生を持つ家庭に対する支援対策はということで、最初に、小中学校児童に対する支援でございますが、子ども課では、中学校3年生までの医療費助成を実施しているところでございます。また、昼間保護者が家庭にいない小学生、主に低学年に対して、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全な育成を図る放課後児童クラブを町内全小学校に設置し、利用をいただいているところでございます。

次に、教育委員会では、小中学生に対する給食費の一部補助としまして、毎月500円、年間5,500円の助成を行っております。

次に、同じく小中学生が対象になりますが、経済的な理由によりまして就学困難な児童生徒につきまして、生活保護法、学校教育法、学校保健法などに基づいて、学用品費、給食費、修学旅行費などの費用の援助を行っております。

また、小学校4年生から6年生までが対象になりますが、放課後や夏休みに、子どもたちの安心・安全な居場所づくりのため、放課後子ども教室を、先ほど申しました放課後児童クラブと同様に、町内全小学校で実施し、そろばん学習を中心に、子どもたちの学習意欲の向上、計算力の向上、さらに自尊感情の熟成を図っています。

以上、小中学生に対する支援を申し上げましたが、高校生に対する支援は現在行っておりません。

それから、若者夫婦の益城定着、あるいは少子化対策につながるような新たな施策はあるのかということで、5番、3番目の質問の、若者夫婦の益城定着ということで、益城町を将来にわたって「真に持続可能・自立可能な町」にするために、第5次町総合計画では「人口の流入・定住化促進」を基本に本町のまちづくりを進めることとしており、現在、総合計画審議会におきまして、平成28年度から平成32年度までの5カ年の後期基本計画を作成しているところです。

また、国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づきまして、本町の「人口ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」も、今年度中に策定することとしています。国の「まち・ひと・しごと創生」では、地方創生に係る「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策目標としまして、「地方への新しいひとの流れをつくる」「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」ことなどを挙げておりまして、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」におきましても、「若い世代を含む地方移住の希望を実現する」ための施策などを実施することとされております。

本町におきましては、国や県の方針等を勘案し、本町の総合戦略策定に係る基本方針におきまして、「若い世代を中心に、安定した雇用を創出する」「若い世代の移住・定住の流れをつくる」「若い世代が希望に応じて結婚・出産・子育てができる環境をつくる」ことを検討事項として挙げているところです。

作業の進捗状況としましては、現在、人口ビジョンを策定しており、人口ビジョン策定後、今後5カ年間に実施する具体的政策を含めた総合戦略を作成することとしております。策定に当たっては、住民・産・官・学・金・労・言を含めた総合戦略審議会において内容を検討することになります。

○議長（稲田忠則君） 町長、時間です。

榮正敏議員の質問が終わりました。

○5番（榮 正敏君） ありがとうございます。

○議長（稲田忠則君） これで、昨日10日及び本日予定されました一般質問の全部が終了しました。これにて散会いたします。

---

散会 午後2時56分

平成27年9月第3回益城町議会定例会会議録

1. 平成27年9月8日午前10時00分招集
2. 平成27年9月16日午前10時00分開議
3. 平成27年9月16日午前11時19分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 益城町議会議事堂
6. 議事日程

日程第1 常任委員長報告

日程第2 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

日程第3 議員提出第5号 益城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

日程第4 議員派遣の件

日程第5 閉会中の継続調査の件

---

7. 出席議員（17名）

|           |           |            |
|-----------|-----------|------------|
| 1番 上村幸輝君  | 2番 下田利久雄君 | 3番 富田徳弘君   |
| 4番 松本昭一君  | 5番 榮正敏君   | 6番 中川公則君   |
| 7番 吉村建文君  | 8番 野田祐士君  | 9番 宮崎金次君   |
| 10番 坂本貢君  | 11番 寺本英孝君 | 12番 坂田みはる君 |
| 14番 中村健二君 | 15番 竹上公也君 | 16番 渡辺誠男君  |
| 17番 荒牧昭博君 | 18番 稲田忠則君 |            |

---

8. 欠席議員（1名）

13番 石田秀敏君

---

9. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 吉崎博美

---

10. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

|             |       |           |        |
|-------------|-------|-----------|--------|
| 町長          | 西村博則君 | 教育長       | 森永好誠君  |
| 会計管理者       | 福島幸二君 | 総務課長      | 森田茂君   |
| 総務課審議員      | 河内正明君 | 秘書広報課長    | 堀部博之君  |
| 企画財政課長      | 藤岡卓雄君 | 企画財政課審議員  | 中桐智昭君  |
| 税務課長        | 緒方潔君  | 住民生活課長    | 森部博美君  |
| 子ども課長       | 花田博文君 | 健康づくり推進課長 | 安田弘人君  |
| 健康づくり推進課審議員 | 西口博文君 | いきいき長寿課長  | 後藤奈保子君 |

|        |       |        |       |
|--------|-------|--------|-------|
| 福祉課長   | 坂本祐二君 | 農政課長   | 森本光博君 |
| 建設課長   | 坂本忠一君 | 都市計画課長 | 杉浦信正君 |
| 下水道課長  | 富田正秀君 | 学校教育課長 | 田中秀一君 |
| 生涯学習課長 | 高森修自君 | 水道課長   | 西村秀幸君 |
| 代表監査委員 | 濱田義紀君 |        |       |

---

開議 午前10時00分

○議長（稲田忠則君） 皆さん、おはようございます。

定刻に達しましたので、本日の会議を開きます。なお、13番石田秀敏議員から、欠席をする旨の届け出がっております。

本日の日程は皆さんのお手元に配付してありますとおり、常任委員長報告、採決、その他となっております。

---

### 日程第1 常任委員長報告

○議長（稲田忠則君） それでは、日程第1、常任委員長報告を議題といたします。

まず、総務常任委員会報告、坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） おはようございます。12番坂田みはるでございます。総務常任委員会報告をさせていただきます。

総務常任委員会報告書。平成27年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第47号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第54号、平成26年度益城町一般会計決算認定について中、歳入、歳出（総務常任委員会関係）。議案第61号、益城町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年9月9日。②審査状況。平成27年9月14日午前10時から、総務常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、9月15日午前10時から、全委員出席のもと、益城町学校給食センター、飯野小学校空調設備設置工事現場及び広安西小学校空調設備設置工事現場を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第47号ほか2件、当委員会に付託された議案について、執行部から説明を受け、慎重審査の結果、いずれも原案のとおり全会一致で可決認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第47号については、AED購入及び各施設での対応状況についての質問があり、その中で、リースで対応してはどうかとの意見が出された。また、基金に関して決算時の残高と現在の残高の差額等についての質問があり、担当課長から説明を受けた。議案第54号については、需用費の用途、広崎5町内公民館用地取得費、インターネット通信料、地方バス運行等特別対策補助金等についての質問があり、担当課長から説明を受けた。また、人件費、扶助

費が前年度比で増えていることについて質問があり、担当課長から説明を受けた。議案第61号については、施行期日が条文により異なるために混乱が生じないかとの質問があり、担当課長から例規集は未施行部分を区別して掲載するとの説明があった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、益城町学校給食センターについては、所長から現状の説明を受け、施設が手狭で老朽化しており、早急な建てかえの必要性を感じた。飯野小学校空調設備設置工事現場については、担当者から進捗率が70%であるとの説明を受けた。また、広安西小学校空調設備設置工事現場については、進捗率が30%との説明を受けた。工事においては、両校とも子どもたちの授業に配慮がなされていることを確認した。

以上、総務常任委員会の審査結果を報告します。平成27年9月16日、総務常任委員長坂田みはる。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上、総務常任委員会報告でございました。総務常任委員会報告終わらせていただきます。

○議長（稲田忠則君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

次は、福祉常任委員会報告、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 4番松本です。福祉常任委員会の報告をさせていただきます。

福祉常任委員会報告書。平成27年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第47号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第48号、平成27年度益城町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）。議案第49号、平成27年度益城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。議案第50号、平成27年度益城町介護保険特別会計補正予算（第2号）。議案第53号、平成27年度益城町水道事業会計補正予算（第1号）。議案第54号、平成26年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（福祉常任委員会関係）。議案第55号、平成26年度益城町国民健康保険特別会計決算認定について。議案第56号、平成26年度益城町後期高齢者医療特別会計決算認定について。議案第57号、平成26年度益城町介護保険特別会計決算認定について。議案第60号、平成26年度益城町水道事業会計資本剰余金の処分及び決算認定について。議案第62号、益城町手数料条例の一部を改正する条例の制定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年9月9日。②審査状況。平成27年9月14日午前10時から、福祉常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、15日午前10時から、全委員出席のもと、すすく保育園辻の城及びグループホーム津森倶楽部を視察した。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第47号ほか10件、当委員会に付託された議案について、関係課長から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決することに決定した。

②審査の主な内容。議案第47号については、マイナンバー制度について質疑があり、法律施行後の予定やマイナンバーカード交付開始に伴い、現在の住民基本台帳カードの発行、有効期限等について、担当課長から説明を受けた。議案第48号については、基金繰入金9,039万1,000円によ

る基金残高の確認があり、担当課長から基金残高0とあわせ、増大する医療費の状況等について説明を受けた。議案第49号、議案第50号及び議案第53号については、特段の質疑はなかった。議案第54号については、3款民生費、タクシー券の対象者数や申請状況についての確認及び4款衛生費、子宮頸がん予防接種や乳がん検診の不用額等について質疑があり、担当課長から説明を受けた。また、決算書の備考欄の表記が、複数の課の合算額のみが表記されており、見やすい表記とするよう要望があった。議案第55号については、決算の関連として、今後の町国保財政の見直しと国保の制度改定について質疑があり、担当課長から、国保税率の見直しの検討や、近隣自治体における一般会計からの法定外繰り入れの状況と、平成30年度からの国保の財政運営の都道府県化に向けた準備・検討事項等について説明を受けた。議案第56号、議案第57号、議案第60号及び議案第62号については、特段の質疑はなかった。

③視察の結果と意見。小規模保育施設すくすく保育園辻の城においては、園長から施設環境及び保育内容の状況等について説明を受け、少人数ならではの手厚い保育が提供されていることを確認した。地域密着型認知症対応型共同生活介護施設のグループホーム津森倶楽部においては、管理者から施設概要等について詳細な説明を受けた。認知症対応型グループホームで、9名1ユニットで2ユニット、合計18名が共同生活を送っておられた。地域の方との交流もあり、一人一人の生活リズムが尊重され、ゆったりとした環境の中で生活されている様子が伺えた。

以上、福祉常任委員会の審査結果を報告します。平成27年9月16日、福祉常任委員長松本昭一。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で福祉常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員長の報告が終わりました。

次は、建設経済常任委員会報告、荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） おはようございます。17番荒牧でございます。建設経済常任委員会報告をいたします。

建設経済常任委員会報告書。平成27年第3回益城町議会定例会において付託された下記事件について、次のとおり審査結果を報告します。

1、事件名。議案第47号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第51号、平成27年度益城町公共下水道特別会計補正予算（第1号）。議案第52号、平成27年度益城町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。議案第54号、平成26年度益城町一般会計決算認定について中、歳出（建設経済常任委員会関係）。議案第58号、平成26年度益城町公共下水道特別会計決算認定について。議案第59号、平成26年度益城町農業集落排水事業特別会計決算認定について。議案第63号、町道の路線認定について。

2、審査経過。①付託年月日。平成27年9月9日。②審査状況。平成27年9月14日午前10時から、建設経済常任委員会室において、全委員出席のもと当委員会に付託された議案の審査を行った。また、15日午前10時から、全委員出席のもと町道認定箇所上辻線、潮井自然公園工事現場、県道小池竜田線工事現場（小池地区）及び安永宮ノ本地区計画現場の視察を行った。

3、審査の内容と結果。①審査の結果。議案第47号ほか6件、当委員会に付託された議案につ

いて、執行部から詳細な説明を受け、慎重審査の結果、原案のとおり全会一致で可決認定することに決定した。

②審査の主な内容。議案第47号については、区画整理事業に伴う道路整備進捗状況について、それぞれの路線整備について説明を求められ、今後の整備計画を示していただきたいとの意見があった。また、飯野地区のため池整備について、中山間事業での補助事業としてやれないかと意見が出された。議案第51号、議案第52号については、下水道整備地区内における未加入状況について質問がなされ、加入促進の啓発をより積極的に行うよう要望があった。議案第54号については、住宅使用料滞納について、明け渡し訴訟等の別途対策に取り組むよう意見が出された。議案第58号については、下水道事業繰り越し分の進捗状況について質問があり、工法等の見直しを行った一部を残し完了したとの報告を受けた。議案第59号、議案第63号については、特段の意見はなかった。

③視察の結果と意見。視察した現場のうち、町道認定箇所上辻線については、現地において担当課より説明を受け、道路幅員と延長について確認を行った。潮井自然公園工事現場については、担当者より進捗状況の説明を受けた。今後の公園整備の内容について、サイフォン式噴水の整備を考えてはどうかとの意見があった。また、公園に至るまでのアクセス道路整備を公園竣工までに整備が必要との要望があった。県道小池竜田線工事現場（小池地区）については、工事関係者より工事内容及び進捗状況について説明を受けた。安永宮ノ本地区計画現場については、現地を確認した。

以上、建設経済常任委員会の審査結果を報告します。平成27年9月16日、建設経済常任委員長荒牧昭博。益城町議会議長稲田忠則殿。

以上で建設経済常任委員会の報告を終わります。

○議長（稲田忠則君） 建設経済常任委員長の報告が終わりました。

以上で各常任委員長の報告を終わります。

質疑に入ります前に議員各位に申し上げます。委員長報告に対する質疑は、益城町議会議会規則第50条及び益城町議会議会運営に関する申し合わせ、先例に従い、審査の経過と結果に対する疑義に限ります。また、発言は簡明をお願いします。

それでは、これより各常任委員長報告に対する質疑を許します。各常任委員長報告に対する質疑はありませんか。

2番下田利久雄議員。

○2番（下田利久雄君） 2番下田です。

建設経済常任委員長にお尋ねいたします。潮井公園の工期ですね、工期と、潮井公園補助金の返納についての質問はございませんでしたでしょうか。

○議長（稲田忠則君） 荒牧委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 2番下田利久雄議員の御質問にお答えします。

現地視察の件だと思いますけども、一応視察に行ってからですね、説明を受けた分にお答えをしたいと思います。

まず、現地視察においてはですね、内容等を説明したいと思いますが、よかですか。国庫補助金は50%国が負担するという。現在、河川の左岸を整備中。繰り越し工事、福本建設。今後は河川の右岸から左岸へ渡るための沿路整備予定、入札準備中ということです。今回、全体価格では4億5,000万、今後は各年度の補助金の交付金で実施可能な箇所を順次整備していくということでございます。

（「工期は間に合うとですか」と呼ぶ者あり）

工期は、福本建設のですか。

（「いや、そうじゃない。潮井公園の設備が終わる、工期内に終わるかです」と呼ぶ者あり）

これはですね、東京オリンピック関連とかですね、そういうような補助金が十分に交付されないことも、可能性もあるということで、まだ分からない部分があります。

○議長（稲田忠則君） いいですか。

○2番（下田利久雄君） はい。

○議長（稲田忠則君） ほかにございませんか。

1番上村幸輝議員。

○1番（上村幸輝君） おはようございます。1番の上村です。よろしく申し上げます。

それでは、福祉常任委員長にお伺いたします。第48号議案、平成27年度の益城町国民健康保険特別会計補正予算において、国保財政調整基金より9,039万1,000円が繰入金の歳入補正額として計上されております。これにより、国保財政調整基金は実質0、全てなくなってしまうわけです。ただいまの委員会の報告でも説明があったとの報告でしたが、この点についてですね、どういった内容、この内容の詳細をですね、お聞かせ願います。

またですね、これも説明、ちょっとありましたけど、国保においては平成30年から広域化するわけですが、基金が0のままでは向こう3年間のやりくりがつかのか、この点がですね、非常に気がかりなところであります。今後の検討課題、もしくは対処案についても税率引き上げ等の話、そういった話もあったということでしたが、これについてもですね、詳細な内容をお聞かせ願います。

質問は以上となりますので、よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 福祉常任委員会、松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 1番上村議員の質問にお答えします。

1人当たりの医療費も相当伸びているということで、国保の構造的な問題がございます。加入者の年齢が高いこと、年金生活の方などが多く、国保税の収入増が見込みにくいこと、年齢的に医療機関へかかる頻度が多く、医療費が高いことなどの構造があるということです。ただ、その医療費を適正化するために、来年度からいろいろと取り組みをしていこうということでございます。それと値上げも含めて、これから検討を行っていかねばならないということでございます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

9番宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） おはようございます。9番宮崎です。

建設経済常任委員長に質問をします。議案第47号、平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）の中の、都市計画費の土地区画整理事業に伴う桜木交差点予備設計業務委託料142万円について、先般の総括質疑の折、桜木交差点は熊本市が管理する交差点で、益城町が予備設計等するのは無駄ではないかとの質問が出ていたと思いますが、委員会での審議の状況について教えていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 9番宮崎委員の質問にお答えします。

よければページも言ってもらったら分かるんですけど、済みません。今の質問の中で、解析調査の件だろうと思いますけども、無駄ではないかという質問があったという中でですね、委員会の中では相当時間をかけてですね、ありました。そういう中でですね、一応委員会に解析調査の資料ですね、資料を配付していただきながら、委員会の中でありましたけれども、資料を配付していただきながら、内容的にはですね、きょう終わった段階でですね、全委員さんに区画整理事業というものをですね、知ってもらうためにですね、都市計画課のほうからですね、資料を配付しながら説明をしていただくというような形になっております。内容的にですね、全部しゃべれと言いますとね、しゃべってもいいんですけど、抜粋してあれします。

前町長ときにですね、補助金の乗るということで話が進んでいた都市計画道路広崎木山線について何を調査しているか、資料を提出いただきたいと。事業を行える状況で検討していると聞きましたがということで、現在検討、協議しておると。解析調査についてはですね、県、警察、事業所と市と一緒に区画整理を進めていく中で、協議が必要ということで、そういう形の中で資料をつくると。解析調査をつくると。道路のですね。車の解析調査をつくるというような形になされております。

内容は、しゃべれと言えば全部しゃべりますけども、一応委員会でもですね、なかなか分かりにくいという形の中で、この、終わった中で、都市計画課長のほうから詳細に説明をしていただくことにしていますので、それでよろしいでしょうか。内容言えと言われれば、全部しゃべりますけども。一応1回目の質問とします。

○議長（稲田忠則君） 宮崎金次議員。

○9番（宮崎金次君） 委員長の答弁ありがとうございました。

委員長、ちょっと体調があんまり調子がよくないんで、何回もここに呼び出すのは非常に心苦しいんですが、最後の2回目の質問にさせていただきます。

総括質疑のときですね、熊本市が管理する交差点を益城町が予備設計をするというのは、非常にですね、我々も納得いかなかったんですが、ただ委員会ではですね、結論的には全会一致でこの案については賛成をされとるんですね。ですから、多分何かの理由、納得する理由があったんだろうとは思うんです。そこを本当はお聞きしたかったんですが、そこで2回目の質問はですね、これが無駄ではないということは、つまり熊本市なり、熊本県とですね、ある程度調整をされて、この熊本市の交差点をですね、測量されるというのが話題として上がったのかどうか。これだけ

を最後の質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 宮崎議員の2回目の質問にお答えします。

熊本市との疑義は議題は上がったかということであろうと思いますけども、ありました。委員の中からですね、熊本市内のある桜町ですね、桜木のところの交差点については、本来は熊本市が管理するという形の中で、何でよその地域をですね、解析調査をしなければならないかというようですね、質疑はありました。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 14番中村です。

総務常任委員長にお伺いします。先ほどの報告で、26年度決算において、25年度に比べて人件費、扶助費というのが非常に増えているということで、執行部から説明を受けたというような報告がありましたけど、その説明というのはどういう説明だったのでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員からの御質問にお答えいたします。

平成25年度と26年度の比較で、人件費のほうと扶助費が前年に比べて8,000万ほど増えているような内容で御質問がありました、委員会の中でですね。その中で、これにつきましては、扶助費につきましては、平成25年が東日本大震災の関係で国からの通達で職員の給与が減額されていたものが、今回は元に戻ったという御説明をいただいております。

質問の内容も少し入れたほうがよろしかったでしょうか。いいですか。いいですね。はい。じゃあ、そのような御説明を受けております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 人件費については東日本大震災のということですね、その費用ということで、扶助費についての説明がちょっとなかったんですが、人件費については、確かにですね、24年度から25年度については、人件費が5,823万7,000円マイナスなんです。減ってるんですよ、25年度はですね。扶助費についてはですね、25年度から26年度に増えてるのがですね、扶助費は2億3,887万2,000円増えているんですよ。かなり多く増えているんですよ。これはもう、扶助費というのは生活保護とか児童手当とかそういうものに、児童、高齢者、それから障害者の生活困窮者とか、そういう人たちに使うお金なんですけども、その辺については何の説明も、扶助費についての説明はなかったのでしょうか。この扶助費についても、24年から25年は684万2,000円ぐらいしか増えてないんですが、25年度から26年度は2億3,887万2,000円と、かなり大きく増えているものですから、この辺がちょっとですね、何か説明がなかったのかなということ。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 14番中村議員の2回目の質問にお答えいたします。

済みません、先ほどの御説明で平成25年度、国からの職員給与が下がったことでの26年は戻ったという、まとめた御説明しかなかったものですから、それぞれに分けてというような内容ではございませんでした。委員会の中でも、それで皆さんのほうで納得をしたという形になってしまいましたものですから、少し委員会の中での突き詰め方が足りなかったかなという反省も少しございます。以上でございます。

○議長（稲田忠則君） 14番中村健二議員。

○14番（中村健二君） 扶助費については説明がなかったということだったんですけど、それについては、もう私のほうで、それは直接、担当課長に聞いておきます、後で。

それから、最初に聞かないけなかったんですけども、3回目、1回残ってますんで。

建設経済常任委員長に聞きます。これ、最初聞けばよかったんですけど、住宅使用料の未納者についての対応については、何か質疑がありましたか。もし質疑があれば。そして、最後ですから、質疑があった内容についての執行部からのどのような説明があったか、お聞かせください。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 14番中村議員の質問に答えます。

住宅使用料について、何か質疑はなかったかということございますけども、滞納者があるという形の中です、いろいろ担当課としてはやっておりますというような形はありました。ただ、その中で委員のほうから、今までどおりではちょっと無理だから、もう少し考え方をですね、やり方を変えてやってはどうかというような発言はありました。以上です。

（「今、どういう対応をしないとっていうのはなかったですか」と呼ぶ者あり）

ちょっと待ってください。御質問の中ではですね、住宅使用料については、本会議で説明を受けましたが、昨年度決算も伺いましたが、これまでの督促という形の状況では平成27年度は裁判を行う説明を受けた進捗状況どれぐらいという形の中です、3件については弁護士とも話しているが、住宅の担当が異動して＜聞き取り不能＞なことは分からないということで、11月、裁判を行っているという検討しているというような形でございます。以上です。委員会ではですね、そういう形で報告がっております。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑はありませんか。

8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。

済みません、福祉常任委員長と総務常任委員長にお尋ねいたします。

まず、福祉常任委員長にお尋ねいたします。先ほど1番上村議員のほうからもですね、48号ですか、国保の補正についての質疑があったんですけども、その際にですね、常任委員長のほうからいろいろな取り組みを行っていくという委員会での報告があったというふうにさっきお伺いしたと思うんですけども、そのいろいろな取り組みについてですね、内容について詳細にお尋ねいたします。

次に、総務常任委員長についてお尋ねですけども、報告の中でですね、基金等に関してですね、いろいろ説明をされてありますけれども、町債と基金と予算の組み方についてのですね、質疑等

はなかったのか。またあればですね、それに対する答えのほうをですね、お聞かせ願いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8番野田議員の質問にお答えします。

来年度、これからですね、いろいろと取り組みをしていこうとか、検討をしていこうとかいうことは言われましたけど、詳細な説明はありませんでした。以上です。

○議長（稲田忠則君） 坂田みはる委員長。

○総務常任委員長（坂田みはる君） 8番野田議員からの御質問にお答えいたします。

委員会の中で、町債、基金、予算についての、含めた質問はなかったかという、その関係についての質問はなかったかということでございました。確かにこれはございました。

基金のお話からいきますと、今後の予算上ですね、基金がどのくらい残っているかということを中心に置きまして、その基金が今後の町債のほうを基金でやりくりするとか、ちょっと詳しく言ったほうがいいのか。ちょっと済みませんね。基金はこれまで9億1,000万ほどの基金を取り崩しているというような現状の御説明も質問者のほうからございまして、その後、今後この町債のほうを基金でやりくりするなどの調整もございましたので、若干修正はなされていると思うんですけども、今後の予算に関しましては、大変、順次修正していく現在の状況というのですね、余り好ましくないのではないかというような御意見の中で、執行部のほうからは、その基金の考え方ということで残高は残高、予算はあくまでも予算として上げているという執行部からの説明、それと当初9億円と上げておりましたが、実際基金を繰り入れることは結果的に必要でないという部分も出てくるということの御説明がありました。

それから、考え方として5月31日の残高から予算に計上した部分を差し引いたところの残高ということでありましたので、担当のほうから理解が得やすいような説明は努力をするというお返事がありました。そして、執行した残高と、今執行させていただくという予算とをですね、合同したような一覧表というのは現在はおつかっておられなく、決算書の中に出ておりました5月31日という書類がございましたので、まあかえってその一覧表も出していませんけれども、情報の信頼性がという部分からは問題があるかなという執行部からの御説明でございましたので、決算での報告どおりという御説明をいただいております。以上です。

○議長（稲田忠則君） 8番野田祐士議員。

○8番（野田祐士君） 8番野田です。2回目の質問をさせていただきます。

総務委員長、まことに済みませんでした。なかなか答えにくいようなですね、質問をいたしまして、大変詳細な分かりやすい説明をいただきました。ありがとうございました。

総務委員長への質問はこれで結構なんですけども、済みません、福祉常任委員長にですね、取り組みと説明はないと。答えはないということだったんですけども、ないことについてですね、これ以上聞けませんので聞きませんが、重要なですね、国保財政、基金がないということで、常任委員会ですね、質問はしたけれども、いろいろな取り組みといろいろな部分の答えとしてはまだ明確ではないということでもありますので、これは緊急を要する部分なので、委員会と

してもですね、ぜひですね、詳細な部分についてですね、執行部のほうと福祉常任委員長をですね、筆頭にですね、分かりやすいですね、説明をですね、議会のほうに早くしていただけるようにですね、お願いをしてですね、質問とさせていただきます。質問ですから、答えをお願いいたします。

○議長（稲田忠則君） 松本昭一委員長。

○福祉常任委員長（松本昭一君） 8番野田議員の質問にお答えします。

今の質問に対しまして、努力してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。以上です。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 16番渡辺です。

建設経済常任委員長に1点だけお聞きしたいと思います。潮井公園の現場視察等について、アクセス道路の改修ということで話が出たということでございますが、その点についてちょっとお聞きしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 16番渡辺議員の質問にお答えします。

現地視察においてですね、潮井自然公園の竣工することによってですね、周辺の道路が混雑するのではないかなというような形の中で、委員会の中で質問がありました。そういう中で、その渋滞をですね、なくすために、周辺のほうにアクセス道路をつくって、道路の狭いところをですね、広げていくなればどうだろうかという要望がございました。以上です。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） 2回目の質問をいたします。

潮井公園の道路は今、県道熊本高森線の旧道ですね、あれから行っている道路が今までメインでございました。今回は農免道路からの接続になるかと思っておりますが、あの道路も非常に狭くてですね、もし公園ができれば、ぜひその道路をしなくては非常に事故等が起きるのではないかと心配しているわけでございます。当然計画はされていますが、今なお、なかなかその実行ができていませんので、その点についてはどうだったかもお尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（稲田忠則君） 荒牧昭博委員長。

○建設経済常任委員長（荒牧昭博君） 渡辺議員の2回目の質問にお答えします。

潮井公園の道路には計画はされているかということで、その点については、計画についてはですね、質疑はなかったと思います。ただ、うちの議員さんからですね、やっぱりあそこを竣工すればですね、相当な車ですね、流入が入ってくるだろうという形の中で、最初のうちはですね、農免道からですね、入ってくるところの道路を広げてはどうかという意見がありまして、ただですね、あそこの杉堂ちゅうんですかね、その中でもですね、やっぱり広げねばならないだろうというような話もあっておられました。

将来的には、ただ担当課としては、そここのところの返事はなかったと思います。委員会として

の要望はあったと思います。道路についてはですね。広げていくならというふうな形でありました。委員会の中ではそういう話でございましたので、よろしくをお願いします。

○議長（稲田忠則君） 16番渡辺誠男議員。

○16番（渡辺誠男君） ただいま御答弁ありがとうございました。

443号の旧道からですね、潮井公園に行く道路、入り口から100メートルぐらいは大体設計あたりもできているような状況をお伺いしておりますので、あそこもぜひともつくっていただかないと、やはり潮井公園が完成した場合は、当初は非常に今まで通っていたメイン道路、熊本高森線から通る道路が多いと思います。そういうことでやはりあそこの道路の当初入り込み、その時点においてはぜひとも早急につくっていただきたいと要望いたしまして御質問を終わります。

○議長（稲田忠則君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑はないようですので、これで各常任委員長報告に対する質疑を終わります。

これより討論に入ります。

まず、議案に対する委員長報告に反対の方の発言を許します。

（なし）

○議長（稲田忠則君） ないようですので、これで議案に対する討論を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時15分から再開いたします。10分。済みません、11時10分から再開いたします。

---

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

---

○議長（稲田忠則君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第47号「平成27年度益城町一般会計補正予算（第3号）」から、議案第63号「町道の路線認定について」までの提出17議案について採決いたします。

まず、議案第47号から議案第53号の7議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第47号から議案第53号の7議案については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第54号から議案第59号までの6議案について、本案に対する委員長の報告は認定です。委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員であります。よって、議案第54号から議案第59号までの6議案については、委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号について、本案に対する委員長の報告は可決及び認定です。委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって、議案第60号については委員長報告のとおり可決及び認定されました。

次に、議案第61号から議案第63号までの3議案について、本案に対する委員長の報告は可決です。委員会報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって、議案第61号から議案第63号までの3議案については、委員長報告のとおり可決されました。

---

## 日程第2 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長(稲田忠則君) 日程第2、議案第64号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西村町長。

○町長(西村博則君) おはようございます。議案第64号、固定資産評価審査委員会委員の選任同意について、御説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会とは、皆様御承知のように、固定資産課税台帳に登録されました価格に関する不服を審査、決定するために置かれた委員会で、その委員を選任するためには議会の同意を得る必要がありますので今回提案をするものです。

現在、委員は3名で、そのうちのお一人の任期が9月26日で満了しますので、今回新たに益城町馬水457番地の村上徹さんを委員として選任するため、提案するものです。村上さんの履歴につきましては、参考資料として議案に添付いたしております。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長(稲田忠則君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありますか。

(なし)

○議長(稲田忠則君) 討論なしと認めます。

これより議案第64号「固定資産評価審査委員会委員の選任同意について」を採決します。

この採決は、起立によって行います。これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(稲田忠則君) 起立全員であります。よって、議案第64号「固定資産評価審査委員会委

員の選任同意について」は同意することに決定しました。

---

**日程第3 議員提出第5号 益城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について**

○議長（稲田忠則君） 議員提出第5号「益城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

提出者議員の説明を求めます。

17番荒牧昭博議員。

○17番（荒牧昭博君） 17番荒牧でございます。

議員提出第5号、益城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について。

益城町議会会議規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。

平成27年9月16日提出。提出者議員荒牧昭博。賛成者議員宮崎金次、賛成者議員坂田みはる。

提案理由。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢を勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものである。これが、この議案を提出する理由である。

益城町議会会議規則の一部を改正する規則。

益城町議会規則（昭和42年益城町議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2、議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

附則。

この規則は公布の日から施行する。以上です。よろしくお願いします。

○議長（稲田忠則君） 提出者議員の説明が終わりました。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

（なし）

○議長（稲田忠則君） 討論なしと認めます。

これより、議員提出第5号「益城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を採決いたします。

この採決は起立によって行います。原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（稲田忠則君） 起立全員です。よって、議員提出第5号「益城町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案のとおり可決されました。

#### 日程第4 議員派遣の件

○議長（稲田忠則君） 日程第4、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに御異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しておりますとおり派遣することに決定いたしました。

---

#### 日程第5 閉会中の継続調査の件

○議長（稲田忠則君） 日程第5、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第70条の規定によって、別紙継続調査一覧表のとおり、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（稲田忠則君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に提案されました全ての案件は議了されました。

9月8日から本日まで9日にわたりまして御協力いただき、まことにありがとうございました。これで平成27年第3回益城町議会定例会を閉会いたします。

---

閉会 午前11時19分